

平成 25 年版

環 境 白 書



大 分 市

表紙のポスター3点は、平成24年度「大分市環境ポスター展」の最優秀賞作品です。

＜受賞者＞（表紙上から順に）

Tomás Martins Bozinoski さん（アベノ市（ポルトガル） トートル マリオ サクラメント学校）

池部れみさん（大分市 城南中学校）

楊玉祺さん（武漢市（中国） 武漢実験外国語学校）

はじめに

私たちが暮らす大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、県都としての都市機能が整備された現在においても、市域の半分以上を森林が占めるなど、豊かな自然環境に恵まれています。この自然環境は私たち大分市民の貴重な財産であり、将来の世代へ良好な状態で引き継いでいかなければなりません。

そのような中、本市では「大分市環境基本計画」において、「心の豊かさをはぐくみ 環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」を望ましい環境像として掲げ、市民・事業者・行政が協働して、良好な大気・水環境の維持、自然環境の保全、循環型社会の形成や地球温暖化対策などの施策に取り組んでいます。

なかでも、地球規模の環境問題であります地球温暖化対策については、「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成 25 年 3 月に策定し、温室効果ガスの排出を削減する低炭素社会の構築を目指しています。

本書は、平成 24 年度における本市の環境の状況と良好な環境の保全・創造のための施策の実施状況を取りまとめたものです。本書が幅広く活用されることで、皆さまの環境問題に対する意識が高まり、環境に優しい行動を起こすための一助となれば幸いです。



平成 25 年 10 月

大分市長 釘宮 馨

環境保全宣言決議

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生けとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇など自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人間の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていかなければならない。

そのため、健全な自然環境が、人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー消費社会を見直し、次世代はもとより後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざすものである。

よって我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしい地域づくりに取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成 4 年 12 月 21 日 大分市議会

目次

第 1 部

大分市の概況と環境行政

第 1 章	大分市の概況	
	大分市の概況	3
第 2 章	大分市の環境行政	
第 1 節	総合的な環境保全	5
(1)	大分市環境基本条例	5
(2)	大分市環境基本計画	6
(3)	環境保全資金融資制度	7
第 2 節	総合的な公害防止	8
(1)	公害防止協定	8
(2)	工場における公害防止組織の整備	9
(3)	公害苦情	10

第 2 部

望ましい環境像の達成に向けた取組

第 1 章	多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります	
第 1 節	豊かな自然や生き物を大切にします	15
施策 1	多様で貴重な自然の保全	15
(1)	自然環境調査	15
(2)	大分市名木の指定	16
(3)	郷土の緑保全地区の指定	16
(4)	アライグマの防除	16
施策 2	環境と調和した農業の推進	17
(1)	資源循環型農業推進事業	17
(2)	大分市エコ・アグリ推進支援事業	17
(3)	農地・水・環境保全向上対策	17
第 2 節	人と自然との豊かなふれあいを進めます	18
施策 1	自然に親しむ場所・施設の確保と充実	18
(1)	都市・農村交流活動支援事業	18

(2) まるごと田舎暮らし協働体験事業	19
(3) 市民農園開設等支援事業	19
(4) 「農」のある暮らし支援事業	19
施策2 レクリエーション・学習の場の確保と活用	20
(1) 身近な自然観察会	20
(2) OITA 自然観察ガイド	20

第2章 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます	22
施策1 緑の空間の確保	22
(1) 生き粋大分街かど空間奨励事業	22
施策2 緑の質の向上	22
(1) 街路樹管理	22
施策3 緑の啓発の推進	23
(1) ボランティア団体育成	23
第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます	24
施策1 水辺の保全	24
(1) 住吉川ホタル飛翔調査	24
施策2 水辺に親しむ場所の創造	24
(1) 西大分ウォーターフロント開発	24
第3節 個性あるまちなみ景観をつくります	26
施策1 都市景観形成の推進	26
(1) 大分市景観条例	26
施策2 まちの美化対策の推進	26
(1) 大分市環境美化に関する条例	26
(2) 不法投棄防止対策	26
(3) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	27
(4) ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止条例	29
第4節 歴史・文化を大切にします	30
施策1 文化財の保護・保存・活用	30
(1) 歴史資料館・海部古墳資料館の活用	30
(2) 文化財愛護活動の支援	30
(3) 大友氏遺跡事業	30
(4) 横尾貝塚保存整備活用事業	30
施策2 文化財の調査の推進	31
(1) 文化財調査事業	31
(2) 伝統文化調査事業	31

第3章 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます

第1節 良好な大気環境を維持します	33
施策1 環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進	33
(1) 大気汚染監視測定事業	33

(2) 工場・事業場への対応	38
施策2 自動車交通対策の推進	41
(1) 自動車交通公害	41
(2) 低公害車の導入	43
施策3 悪臭対策の推進	44
(1) 悪臭防止対策	44
第2節 良好な水環境を維持します	45
施策1 工場・事業場排水対策の推進	45
(1) 環境測定	45
(2) 工場・事業場への対応	49
施策2 生活排水対策の推進	50
(1) 生活排水処理施設の整備	50
(2) 住吉川浄化対策推進事業	51
施策3 地下水・土壌汚染対策の推進	52
(1) 地下水質の状況	52
(2) 土壌汚染対策	52
第3節 騒音・振動を防止します	54
施策1 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進	54
(1) 環境測定	54
(2) 工場・事業場等の指導・監視	55
(3) 特定建設作業の届出・指導	56
(4) 公害防止協定締結企業等の周辺地域における深夜騒音調査	56
施策2 近隣騒音対策の推進	57
(1) 近隣騒音対策	57
(2) 拡声機・深夜営業	57
第4節 害虫駆除及び空き地の適正管理	58
施策1 害虫駆除	58
施策2 空き地の適正管理	58

第4章 資源、エネルギーを大切にし、環境負荷の低減や地球環境の保全に

取り組みます

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます	60
施策1 ごみの排出抑制・減量化の推進	60
(1) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	60
(2) 一般廃棄物処理基本計画	60
(3) 生ごみの減量化	61
(4) ごみ減量推進事業所の指定	62
(5) エコショップ認定	63
(6) 多量排出事業者に対する指導	63
(7) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	63
施策2 リサイクルの推進	64
(1) 有価物集団回収運動促進事業	64

(2) 剪定枝等のリサイクル	64
(3) 資源物の分別回収	64
(4) 牛乳パック回収事業	65
施策3 産業廃棄物適正処理の監視	66
(1) 立入調査	66
(2) 不法投棄パトロール	66
(3) 処理施設の円滑な設置と適正な配置	66
第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます	68
施策1 水の効率的な利用促進	68
(1) 雨水貯留施設設置補助	68
施策2 消費生活における省エネルギーの促進	69
(1) リフォーム教室	69
(2) 市民エコ・ライフ運動	69
施策3 新エネルギー導入の促進	69
(1) ごみ焼却余熱利用発電	69
第3節 地球環境に配慮した取組を進めます	70
施策1 地球温暖化対策の推進	70
(1) 大分市地球温暖化対策実行計画	71
(2) エコエネルギー導入促進事業	74
(3) 温室効果ガス削減推進事業	74
(4) 緑のカーテン運動	76
(5) 環境にやさしい自動車導入推進事業	76
施策2 オゾン層保護の推進	77
(1) オゾン層保護対策	77
施策3 酸性雨対策の推進	77
(1) 酸性雨対策	77
 第5章 環境の保全と創造に協働して取り組みます	
第1節 教育・学習を進めます	79
施策1 環境情報の整備と活用	79
(1) ごみ減量・リサイクルに関する説明会等による啓発活動	79
(2) イベントによる普及・啓発活動	79
(3) 大分エコライフプラザ	80
施策2 学校・地域における環境教育・学習の推進	81
(1) 環境月間行事	81
(2) 出前講座・講演会	82
(3) 省エネチャレンジ（日誌）	83
(4) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進	83
施策3 地産地消と食育の推進	85
(1) エコ・クッキング講習会	85

第2節 協働の体制づくりを進めます	86
施策1 人材の発掘、育成とネットワーク化	86
(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議	86
(2) おおいた市民環境大学	86
施策2 市民、事業者の環境保全行動の促進	87
(1) こどもエコクラブ	87
(2) きれいにしょうえおおいた推進事業	87

第3部

戦略プロジェクトの推進

第1節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト	90
(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動	90
(2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）	91
(3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の取組の推進（市民、事業者）	91
(4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）	91
(5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）	91
(6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）	91
第2節 4R推進プロジェクト	93
(1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	93
(2) 不要なものは断る（リフューズ）	93
(3) ごみの発生を抑える（リデュース）	94
(4) 再利用する（リユース）	94
(5) 再資源化する（リサイクル）	94
第3節 里地里山保全プロジェクト	96
(1) 里地里山環境への取組	96
(2) 里地里山の保全・再生への体制づくり	97
(3) 普及啓発・情報発信の推進	97
第4節 推進ネットワーク構築プロジェクト	99
(1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化	99
(2) 戦略プロジェクトの推進	99
(3) 人材の育成・発掘・活用	100



第 1 部

大分市の概況と環境行政

上記のポスターは、平成 24 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された橋本真奈さん（西の台小学校）の作品です。

第 1 章

大分市の概況

1. 位置及び地勢
2. 気候
3. 沿革
4. 人口及び世帯数



大分市の概況

1. 位置及び地勢

大分市は九州の東端、大分県のほぼ中央にあつて、北は瀬戸内海の別府湾に、東は豊予海峡に面しています。本市の地勢は、ニホンザルの生息地（国指定の天然記念物）で有名な高崎山をはじめ、九六位山、くろくいさん 霊山、りょうぜん 鎧ヶ岳、よろいがだけ 樅木山 もみのきやま などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川と大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

その下流部には大分平野を形成しており、海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっており、またその変化に富んだ海岸線は全国的にも数少ないウミネコの営巣地である沖合いの高島とともに自然公園区域に指定されています。

市域は、東西 50.8km、南北 24.4km、面積 501.28 km²（平成 24 年 1 月 1 日現在）で、九州でも有数の広い市（107 市中 15 番目、県庁所在地では、宮崎市、鹿児島市に次いで 3 番目）となっています。

2. 気候

気候は、温暖少雨を特色とする瀬戸内式気候で、年平均気温は 16～17℃、年間降水量は 1,600～1,700 mm です。

3. 沿革

戦国時代、大分は府内と呼ばれ、南蛮貿易で西洋文化が華開き、東九州の一大拠点として地理的にも歴史的にも重要な役割を果たしてきました。

明治 4 年廃藩置県により大分県の県都として行政の中心地となり、明治 44 年市政が施行されました。昭和 38 年、6 市町村が合併し、新大分市が発足し、昭和 39 年 1 月に新産業都市の指定を受け、鉄と石油を基幹とする大分臨海工業地帯の建設を軸に、商工業都市として大きく発展してきました。平成 9 年 4 月、中核市に移行し、平成 17 年 1 月 1 日には隣接する佐賀関町、野津原町と合併し、両町の歴史や文化、豊かな自然を貴重な財産として大切に受け継ぐことにより、さらに魅力の増した九州の中核都市として、新たな未来へ向けた歩みを続けています。

4. 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和 38 年の合併時は 22 万人でしたが、平成 17 年の国勢調査では 2.1 倍の 46 万人になっています。これは、新産業都市の進捗に伴い、昭和 45 年から 6 年間にわたって、毎年 1 万人以上の人口増加が続いたためです。平成 25 年 3 月末現在の住民登録人口は、476,723 人となっています。

第 2 章

大分市の環境行政

第 1 節 総合的な環境保全

- (1) 大分市環境基本条例
- (2) 大分市環境基本計画
- (3) 環境保全資金融資制度

第 2 節 総合的な公害防止

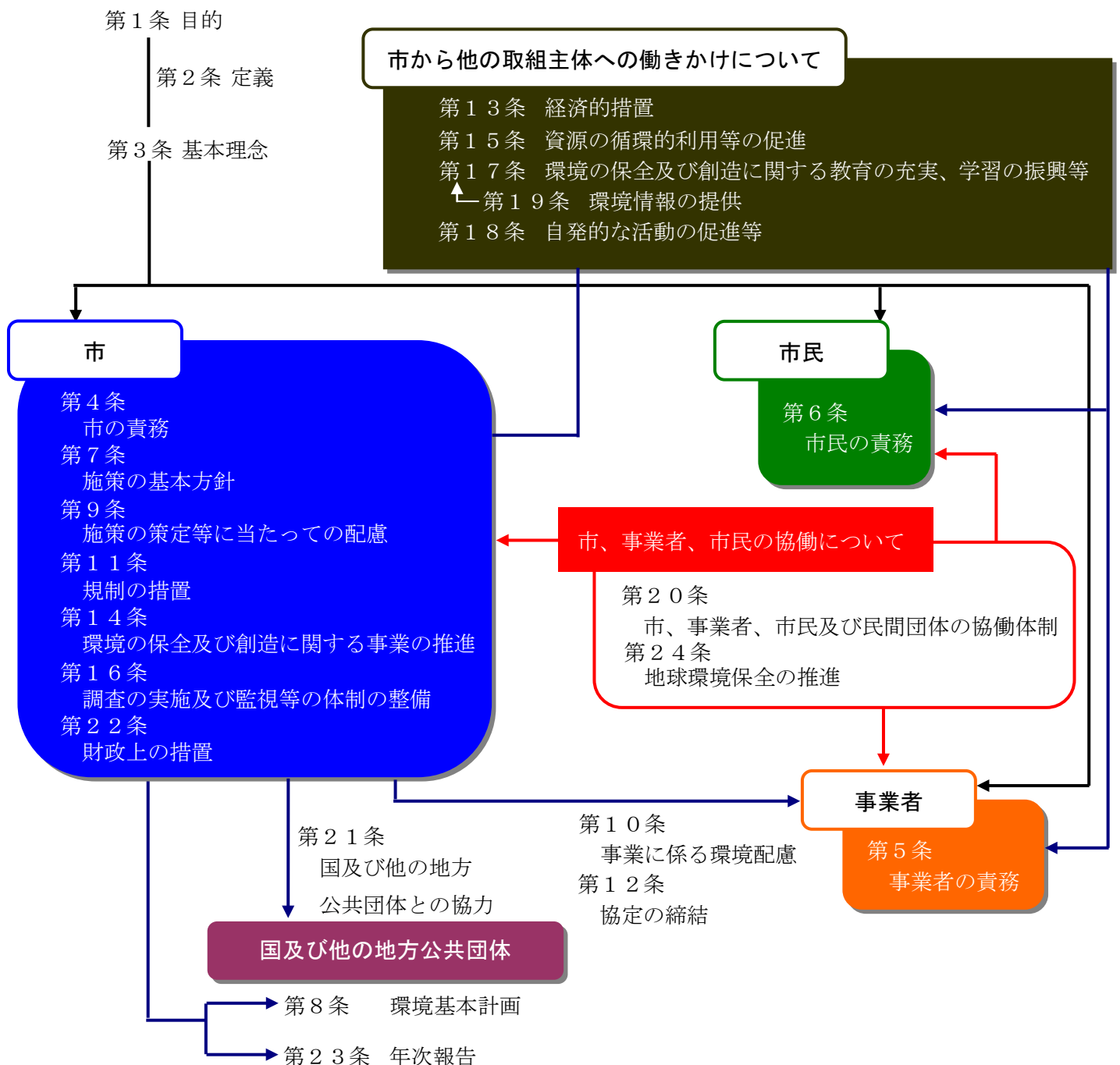
- (1) 公害防止協定
- (2) 工場における公害防止組織の整備
- (3) 公害苦情

第1節 総合的な環境保全

(1) 大分市環境基本条例

本市では、環境問題の解決を図り、人と自然が共生する環境の負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、環境の保全と創造の共通理念のもと、市民、事業者、市が主体的に、また協働して行動することや、本市の環境施策を総合的、計画的に進めていくための指針となる大分市環境基本条例を平成18年12月に制定しました。条例の体系図は以下のとおりです。

大分市環境基本条例の体系図



(2) 大分市環境基本計画

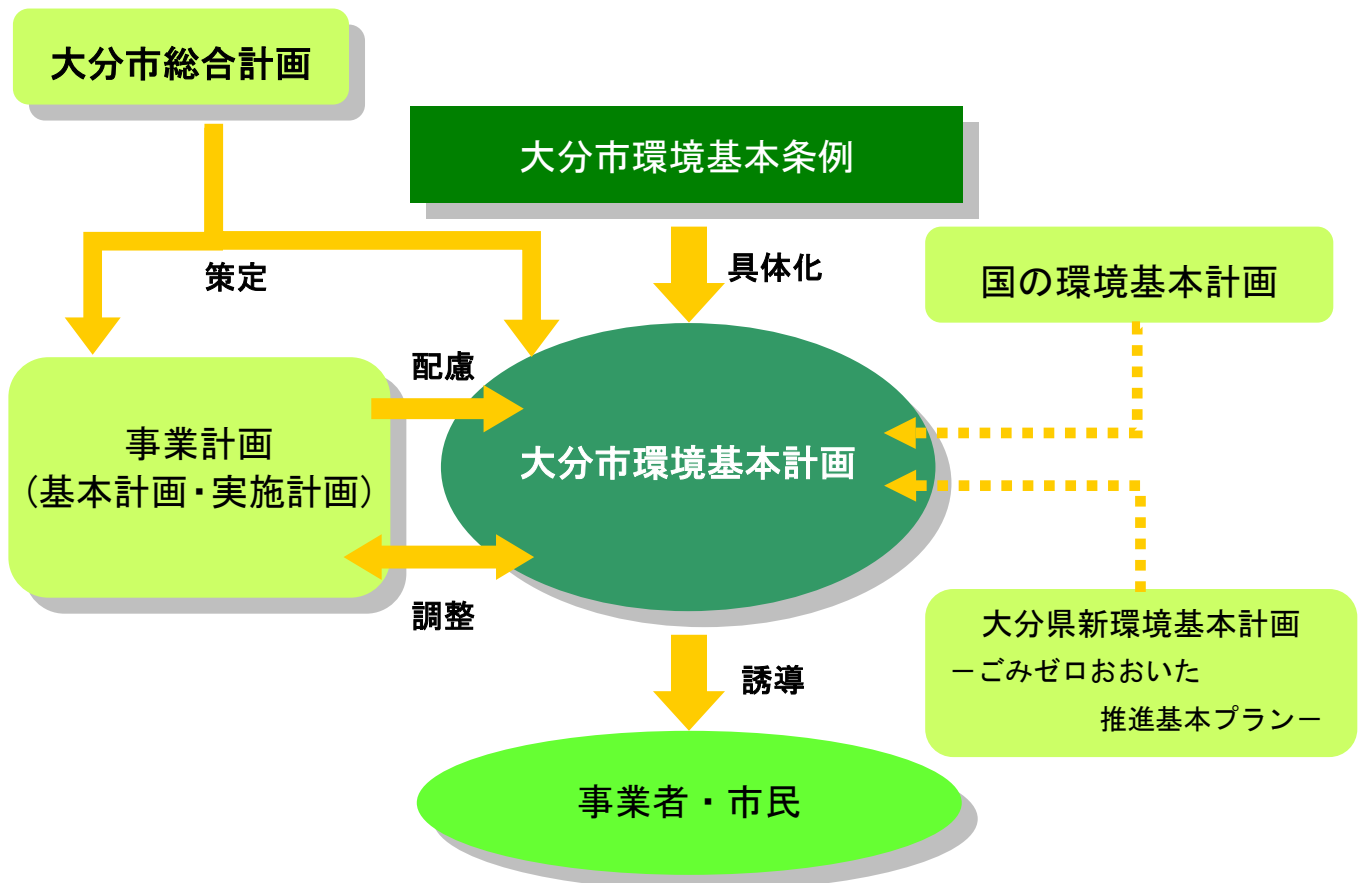
本市では、平成 12 年 3 月に「大分市環境基本計画」を策定し、各種の環境施策を推進してきましたが、計画策定後 10 年余りが経過し、その間、地球温暖化問題に対する京都議定書の発効、循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の制定、持続可能な社会構築の為の環境保全・環境教育推進法の制定、国や大分県による環境基本計画の改定など、環境問題に対する取組の進展が図られてきました。

また、本市においても、平成 17 年 1 月の合併による市域の拡大、新大分市総合計画の策定、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定など、環境行政を取り巻く状況が大きく変化する中で、本市の環境の保全と創造に関する施策の理念や基本的な考え方などを示した「大分市環境基本条例」を平成 18 年 12 月に制定したことから、この条例の理念に沿うように、環境の保全と創造に向け、市民、事業者、市の果たすべき役割を定め、それぞれが主体的にまた協働して取り組むため、従来の計画を平成 20 年 3 月に改定しました。計画の期間は平成 20 年から平成 28 年までとしています。

なお、平成 24 年度の事業・制度の実施状況は資料編 P11 資 2-1 のとおりです。

望ましい環境像

「心の豊かさをはぐくみ
環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」



(3) 環境保全資金融資制度

1. 制度の概要

環境保全施設の設置及び改善又は移転に必要な資金を中小企業者等に融資するため、昭和46年9月から設置された公害防止資金制度を見直し、平成12年1月1日から環境保全のための融資制度を設置しました。制度の概要は次のとおりです。

- ① 借入限度額 1,000万円以内
- ② 借入利率 年2.0%
- ③ 信用保証料 年0.45%～1.9%（市が全額補給）
- ④ 担保・保証人 担保は必要に応じて徴する
連帯保証人は不要（ただし、法人の場合は代表者を連帯保証人とする）
- ⑤ 返済方法 元金均等月賦償還
（1年以内据置可能、10年以内償還）
- ⑥ 問合せ窓口 商工農政部商工労政課

2. 融資状況

年度	融資件数	環境保全施設等（公害防止施設）					融資金額 （千円）
		大気	水質	騒音	産業廃棄物	その他	
H 6	1	0	0	1	—	—	10,000
7	0	0	0	0	—	—	0
8	0	0	0	0	—	—	0
9	0	0	0	0	—	—	0
10	0	0	0	0	—	—	0
11	1	0	0	0	1	—	7,000
12	3	0	1	0	1	1	20,500
13	2	0	0	0	2	0	20,000
14	2	0	0	1	1	0	16,000
15	1	0	0	0	1	0	2,000
16	7	1	0	0	1	5	4,240
17	2	1	0	0	1	0	20,000
18	0	0	0	0	0	0	0
19	2	0	0	0	2	0	14,000
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	2	1	2	10	6	113,740



第2節 総合的な公害防止

(1) 公害防止協定

1. 公害防止協定の締結状況

本市の環境の悪化を未然に防止し、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害関係法令による規制のほかに地域の実情に即した公害防止対策を確立するため、主要企業 14 社 1 グループと公害防止協定等を締結しています。

公害防止協定等の締結状況

企業名	締結年月日	地方公共団体
昭和電工グループ	昭和 43. 5. 25 覚書締結 " 49. 12. 16 協定 " 平成 20. 9. 25 細目改定	市・県
N S スチレンモノマー (株)	昭和 43. 12. 20 覚書締結 平成 元. 3. 14 協定 " " 元. 3. 14 細目改定 " 23. 8. 1 協定の地位の承継 (新日鐵化学 (株))	市・県
九州電力 (株)	昭和 44. 3. 4 覚書締結 " 58. 9. 16 協定 " 平成 7. 7. 31 細目改定	市・県
J X 日鉱日石エネルギー (株)	昭和 44. 3. 12 覚書締結 " 49. 6. 24 協定 " 平成 16. 3. 8 細目改定 " 20. 10. 1 協定の地位の承継 (九州石油 (株)) " 22. 7. 1 " (新日本石油精製 (株))	市・県
新日鐵住金 (株)	昭和 44. 12. 5 覚書締結 " 48. 10. 23 協定 " 平成 24. 8. 15 細目改定 " 24. 10. 1 経営統合 (新日本製鐵 (株))	市・県
(株) 東芝	昭和 45. 1. 21 覚書締結 " 58. 4. 30 協定 " 平成 15. 6. 2 細目改定	市
王子マテリア (株)	昭和 45. 2. 17 覚書締結 " 62. 10. 1 協定の地位の承継 (鶴崎パルプ (株)) " 63. 3. 10 協定締結 平成 8. 10. 1 協定の地位の承継 (本州製紙 (株)) " 14. 10. 1 " (王子製紙 (株)) " 14. 11. 29 細目改定 " 24. 10. 1 商号の変更 (王子板紙 (株))	市・県
TOTO (株)	昭和 45. 3. 17 覚書締結 " 63. 3. 1 協定 " 平成 9. 7. 10 細目改定 " 19. 5. 15 商号の変更 (東陶機器 (株))	市
住友化学 (株)	昭和 48. 3. 31 協定締結 " 51. 2. 3 協定、細目改定 平成 16. 10. 1 商号の変更 (住友化学工業 (株)) " 20. 9. 25 細目改定	市・県
三井造船 (株)	昭和 55. 10. 23 協定締結	市・県
大分液化ガス共同備蓄 (株)	昭和 60. 4. 26 協定締結	市

大分キヤノン（株）	平成 16. 3. 30	協定、細目締結	市
大分キヤノンマテリアル（株）	平成 18. 2. 16	協定、細目締結	市
パンパシフィックカッパー（株）	昭和 45. 5. 14	覚書締結	市・県
	平成 元. 3. 13	協定 〃（日本鉱業（株））	
	〃 8. 6. 7	細目改定	
	〃 18. 4. 1	協定の地位の承継（日鉱金属（株））	
※ 南日本造船（株）	平成 19. 3. 12	協定、細目締結	市

※は環境保全協定

（２）工場における公害防止組織の整備

工場における産業公害の発生を防止するため昭和 46 年 6 月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されました。これにより、製造業や電気供給業等の特定工場の設置者は、工場に公害防止統括者、公害防止管理者等で構成される公害防止組織を整備することが義務付けられました。

本市の特定工場における公害防止統括者等選任状況は、平成 24 年度末では選任特定工場数 55 に対し、公害防止統括者 46 人、主任管理者 8 人、管理者 82 人となっています。（資料編 P20 資 4-2 参照）

なお、有資格者がいないことなどにより公害防止管理者等を選任していない特定工場に対しては、国家試験または資格認定講習等によって資格を取得したうえ選任するよう指導を行っています。

公害防止組織の例

【 工場の職制 】

【 公害防止組織 】

【 任 務 】

工 場 長	公害防止統括者	公害防止に関する業務を 統括管理
工場次長	同代理者	
	(有資格者)	
部 長	公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し 管理者を指揮
部長代理	同代理者	
	(有資格者)	
課 長	公害防止管理者	公害防止管理に関する 技術的事項を管理
係 長	同代理者	

- ※ 1. 常時使用する従業員数が 20 人以下の特定工場では、公害防止統括者は不要です。
2. 公害防止主任管理者は、一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。

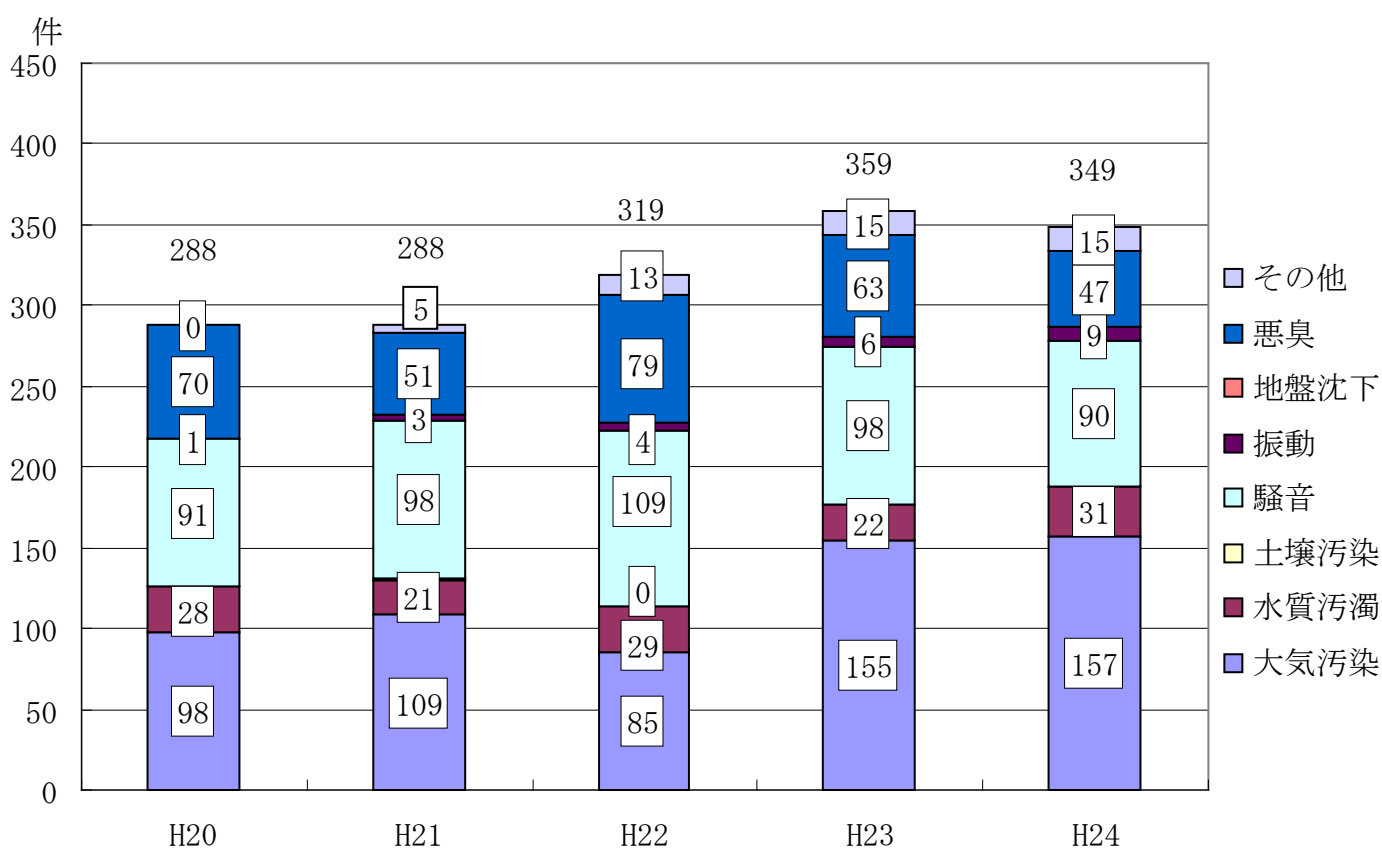
(3) 公害苦情

■公害苦情の概況

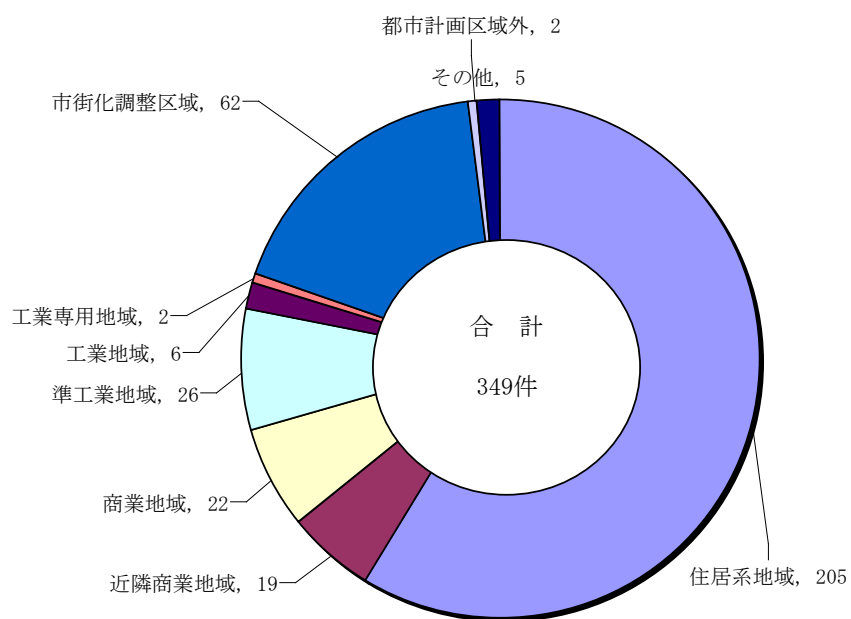
平成 24 年度における公害苦情の受理件数は、349 件となっています。

種類別に見ると、大気汚染に係る苦情が 157 件で最も多く、次いで騒音、悪臭となっています。苦情の発生源を地域別に見ると住居系地域での苦情が最も多く、業種別に見ると、会社・事業所以外（主に家庭生活）、建設業、サービス業、製造業の順になっています。（資料編 P17 資 3-1～P18 資 3-3 参照）

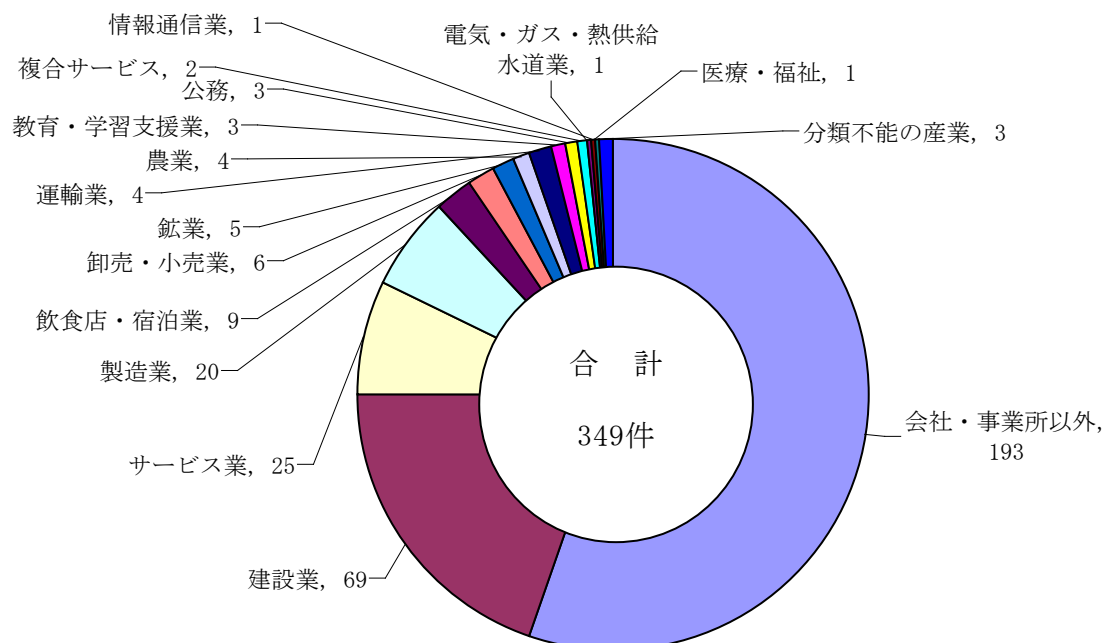
公害苦情の受理件数の推移



平成 24 年度地域別苦情件数



平成 24 年度業種別苦情件数



■公害苦情の現況と対策

大気汚染

苦情件数は157件で、前年度と比較すると2件増加しています。苦情の内容をみると、主な原因として焼却行為があります。その他に、産業用機械のばいじん等に起因する苦情、工事・建設作業の粉じん等に起因する苦情などがあります。

発生源別にみると、家庭生活、建設業からのものが多くなっています。

家庭生活に起因する焼却の苦情については、個別の処理に加えて自治会で啓発チラシを回覧する等の広報活動を行いました。

水質汚濁

水質汚濁に関する苦情件数は31件で、前年度と比較すると9件増加しています。苦情の内容をみると、生活排水や小規模事業場の排水に起因する水路や河川の汚濁や悪臭、油の流出に関する苦情となっています。これらの発生源に対しては、適切な排水処理を行なうよう助言や改善の指導を行いました。

騒音・振動

苦情件数は99件で、前年度と比較すると5件減少しています。

発生源別にみると、工場・事業場の46件、建設作業の38件が主であり、全体の85%を占めています。また、近隣騒音苦情が5件、自動車交通騒音・振動苦情が3件、拡声機が3件、その他が4件でした。

工場・事業場に起因する騒音・振動苦情については、立入検査を行い指導しました。

特定建設作業については、届出時に工法や使用機種等について指導を行ないました。

また、近隣騒音苦情については、パンフレットの配布や市報による広報活動を通じてその未然防止に努めました。

悪臭

苦情件数は47件で、前年度と比較すると16件減少しています。苦情の内容をみると、焼却が主な原因となっています。その他に、産業用機械の作動に起因する苦情、飲食店などのサービス業の営業に起因する苦情、発生源不明の苦情などがあります。

発生源に対しては、悪臭防止施設の改善、維持管理の徹底を指導しました。

その他

その他の分類には産業廃棄物の不法投棄等、典型7公害に含まれないものが該当します。平成24年度は15件の苦情がありました。



第 2 部

望ましい環境像の達成に向けた取組

基本目標

- 第 1 章 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります
- 第 2 章 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます
- 第 3 章 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます
- 第 4 章 資源、エネルギーを大切にし、環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます
- 第 5 章 環境の保全と創造に協働して取り組みます

上記のポスターは、平成 24 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された
菰田竜希さん（荏隈小学校）の作品です。

第 1 章

多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります

第 1 節 豊かな自然や生き物を大切にします

- 施策 1 多様で貴重な自然の保全
- 施策 2 環境と調和した農業の推進

第 2 節 人と自然との豊かなふれあいを進めます

- 施策 1 自然に親しむ場所・施設の確保と充実
- 施策 2 レクリエーション・学習の場の確保と活用



第1節 豊かな自然や生き物を大切にします

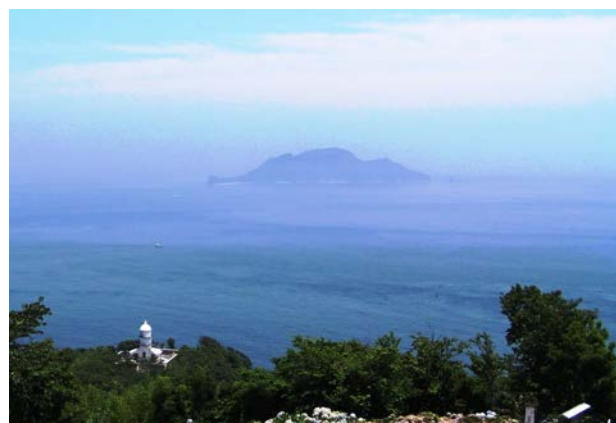
施策1

多様で貴重な自然の保全

本市には、瀬戸内海国立公園（高島、高崎山）、日豊海岸国定公園（佐賀関の東部海岸）、神角寺芹川県立自然公園の指定地域をはじめ、柞原八幡宮のクスなどの天然記念物、大野川や七瀬川河岸断崖のアラカン群落などの環境省選定の特定植物群落があります。

また、天然記念物の指定を受けた動物の生息地としては、高崎山のサル生息地、大分川・大野川等のオオイタサンショウウオ生息地、高島のウミネコ営巣地の3件があります。

これらの市域に分布する貴重な動植物の実態把握やその保護を行うとともに、良好な自然環境や景観等が残る地域は必要に応じて、適切な保全誘導を行っています。



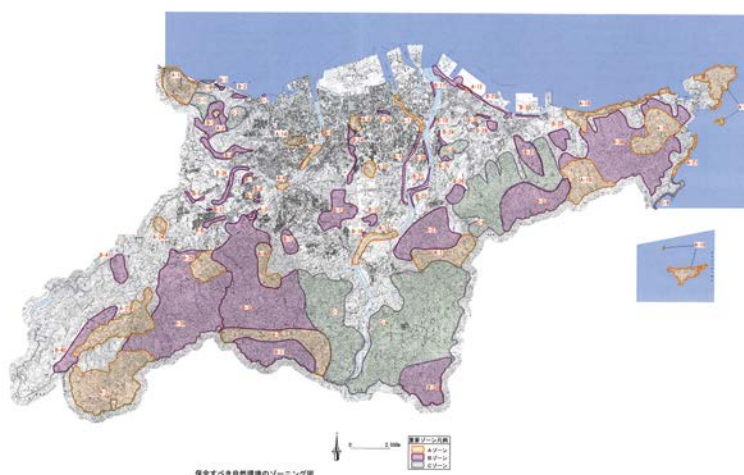
瀬戸内海国立公園（関崎から高島を望む）

（1）自然環境調査

本市では、平成18年度に行った自然環境調査により、市全域の気象、地形・地質、動植物を調査し、自然環境や生息域等を評価基準に従ってランク付けし、総合評価を行って保全の重要性を地図上にゾーンとして明示しました。

特に重要な保全地域（Aゾーン）としては、高崎山山頂付近、柞原八幡宮の森周辺、大野川・大分川の中・下流域、乙津川河口部、6号埋立地の人工池周辺、高島、烏帽子岳周辺山地、及び七瀬川周辺の丘陵地などがあり、Aゾーンの総面積は6,057ヘクタールで、市域面積の12.1%を占めています。

調査結果は、本市の優れた自然環境を今後とも保全していくための指針として活用しています。



保全すべき自然環境のゾーニング図

(2) 大分市名木の指定

■大分市指定名木

本市では、美しい自然の緑が心にうるおいをもたらす古木、巨木並びに樹林を名木として保存し、緑化推進に寄与することを目的とした、大分市名木保存条例に基づいて、所有者の申請又は同意を得て指定を行っています。

指定要件

樹木の部

古木又は巨木については、次のいずれかに該当し、健全であること

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が、おおむね 1.5m以上のもの
- ・ 高さがおおむね 20m以上のもの
- ・ はん登性樹木で枝葉の広がりがおおむね 30 m²以上のもの
- ・ その他特に価値のあるもので保存を必要とするもの

樹林の部

樹林については、その集団面積が 300 m²以上であり、かつ健全であること

指定数（平成 25 年 3 月末現在の状況）

樹木の部	指定本数	78 本	（内 市所有 3 本）
樹林の部	指定箇所	15 箇所	樹林面積 82,138 m ²

(3) 郷土の緑保全地区の指定

本市では、市民等と一体となって緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保及び向上に資することを目的とした、大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づいて、緑の持つ、環境保全、景観保全、防災、レクリエーションの目的に応じて、郷土の緑保全地区の指定を行っています。

指定数（平成 25 年 3 月末現在の状況）

指定地区 17 箇所 指定面積 628,844.54 m²

なお、指定箇所及び指定地番等は、公園緑地課で随時縦覧できます。

(4) アライグマの防除

本市では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、地域住民、関係団体、行政等が協力して防除に取り組む「大分市アライグマ防除実施計画」を策定し、平成 25 年 2 月 1 日よりアライグマの防除を実施しています。

平成 24 年度は、アライグマ捕獲従事者（以下「従事者」という。）を養成する講習会の開催、従事者を対象とした箱わなの貸出、アライグマに関する情報提供の呼びかけ等を行いました。

※アライグマに関する情報等は、リーフレットやポスター等を作成し広報しています。

施策2

環境と調和した農業の推進

環境保全型農業の実現に向け、資源循環型農業への取組を支援しています。

(1) 資源循環型農業推進事業

環境に配慮した優良堆肥生産による土づくりを推進しています。

(2) 大分市エコ・アグリ推進支援事業

減農薬、減化学肥料により、農産物認証制度等に取り組む農家への支援を行っています。

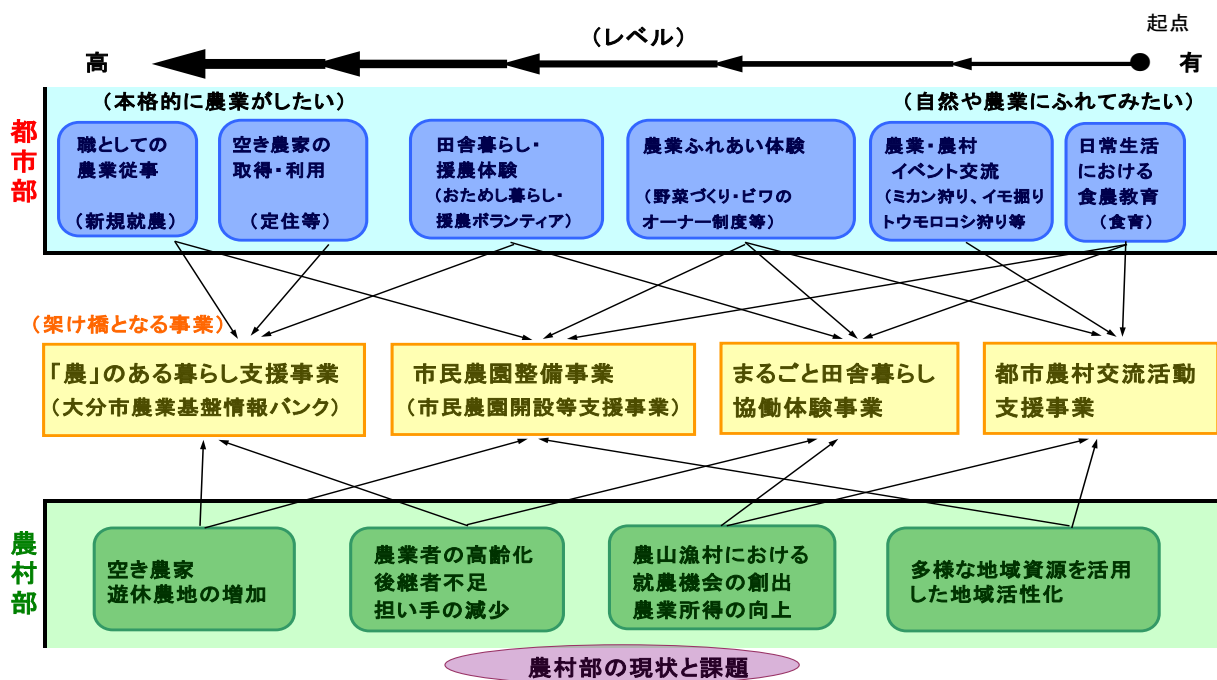
(3) 農地・水・環境保全向上対策

農業者と地域住民の共同活動により、農業が本来持っている自然循環機能の維持・増進を図っています。

第2節 人と自然との豊かなふれあいを進めます

施策1

自然に親しむ場所・施設の確保と充実



(1) 都市・農村交流活動支援事業

農村における自然・景観・伝統文化等の魅力ある地域資源を利用し、都市住民との交流活動を行う団体を支援することにより、都市住民と農村集落との相互理解を促進し、継続的な地域間交流による農村集落の活性化に寄与することを目的としています。

平成24年度は、田ノ浦のビワ、岡原のサツマイモ、佐賀関の柑橘類などの収穫体験が実施され、2,872人の都市住民（家族連れ）が農村部を訪れ、自然や農業とふれあい、地域の人たちとの交流を深めました。



（２）まるごと田舎暮らし協働体験事業

野津原地区での農作業を都市住民に体験してもらい、農業者との家族的なつきあいを通じて、現実的な農業の魅力と厳しさ、農村・自然環境の実態についての認識を深めてもらうとともに、農業ボランティア（援農かせ隊）の確保、第２の故郷づくり等、互いの交流による地域の活性化を目的としています。

平成 24 年度は、受入農家とともに、ニラ・椎茸の援農体験イベントを開催し、農業・農村の魅力紹介や援農かせ隊の P R ・募集を行い、年間で延べ 487 名が援農ボランティア活動に参加しました。



（３）市民農園開設等支援事業

市民が土と触れあい、農作物をつくりながら農業・農産物に対する理解を深めるための、市民農園の開設を促進するとともに、未利用農地の有効利用と農村部の活性化を目的としています。

現在、市内に J A おおいたが 4 ヶ所、農業者が 7 ヶ所、市民農園を開設しており、663 区画が市民に利用されています。



（４）「農」のある暮らし支援事業

過疎地域に存在する「空き農家」と、都市部からの移住希望者、就農希望者等利用を希望する者に関する登録及び情報の提供を行い、農村部への移住促進及び地域の活性化を目的としています。

また、平成 24 年度より、移住希望者に農家民宿等を利用して短期滞在をしながら、様々な体験メニューが行える、「おためし暮らし受入れ事業」を新たに始め、4 組の利用がありました。



施策2

レクリエーション・学習の場の確保と活用

(1) 身近な自然観察会

平成8年度より実施しています。

(平成24年度実績)

第18回大分市身近な自然観察会

実施日 平成24年4月28日(土)

場 所 高尾山自然公園

指導者 大分生物研究会会員6名

参加者 76名



第19回大分市身近な自然観察会

実施日 平成24年7月28日(土)

場 所 大在干潟

指導者 大分生物研究会会員7名

参加者 76名

「OITA 自然観察ガイド」を作成した大分生物研究会会員による、自然観察のポイントや動物・植物の特徴などについて説明がありました。

第20回大分市身近な自然観察会

実施日 平成24年10月27日(土)

場 所 霊山森林公園

指導者 大分生物研究会会員6名

参加者 62名



休日を利用し、多くの親子が参加しました。

(2) OITA 自然観察ガイド

豊かな自然が残る市内10箇所において、観察することのできる植物や動物の紹介をしています。



ガイド見本(高尾山自然公園コース)

～ OITA 自然観察ガイドコース ～

- ①高尾山自然公園コース
- ②九六位山コース
- ③乙津川・大在海岸コース
- ④護国神社の森コース
- ⑤大分川下流域探鳥コース
- ⑥杵原八幡宮の森コース
- ⑦霊山コース
- ⑧青少年の森コース
- ⑨七瀬川自然公園コース
- ⑩河原内川コース

第2章

水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように
取り組めます

第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます

- 施策1 緑の空間の確保
- 施策2 緑の質の向上
- 施策3 緑の啓発の推進

第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます

- 施策1 水辺の保全
- 施策2 水辺に親しむ場所の創造

第3節 個性あるまちなみ景観をつくります

- 施策1 都市景観形成の推進
- 施策2 まちの美化対策の推進

第4節 歴史・文化を大切にします

- 施策1 文化財の保護・保存・活用
- 施策2 文化財の調査の推進



第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます

施策1

緑の空間の確保

(1) 活き粋大分街かど空間奨励事業

本市では、都市化の進展に伴い減少した緑を再生し、都市部の緑を創出するため、生け垣設置や屋上緑化等に助成を行うことにより、やすらぎと潤いのある緑豊かな街づくりを推進しています。

- ・生け垣設置事業

個人又は「事業所において事業を行う者」（以下「事業主」という。）が、自己の所有する建物の敷地又は事業所の敷地において、生け垣を設置する事業です。

- ・樹木等植栽事業

事業主が事業所（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（工業立地の適正化のために造成された1団地の工業用地に限る。）内に所在する事業所に限る。）の敷地において、樹木等を植栽する事業です。

- ・壁面緑化事業

個人又は事業主が、自己の所有する建物の壁面に沿って多年生のツル性植物を植栽する事業です。

- ・屋上緑化事業

個人又は事業主が、自己の所有する建物の屋上において、樹木又は地被植物を植栽する事業です。

施策2

緑の質の向上

(1) 街路樹管理

本市では、街路樹の切り込みすぎている樹形の回復や、街路樹の植えられていない道路への計画的な植樹を目的とした「大分市街路樹景観整備計画」を平成22年3月に策定し、国・県・市道の統一した街路樹の管理を目指しています。特に街路樹の健全な生育環境が備わっている幹線道路等を指定し、目標樹形・樹高を設定することで緑のネットワークを形成いたします。

この「大分市街路樹景観整備計画」を実現することで、「街に、緑の潤い」をもたらし、「人の心に、安らぎを与えてくれる」そんな街を創出します。



街路樹管理業務委託路線

平成23年度	平成24年度
438路線	435路線

施策3

緑の啓発の推進

(1) ボランティア団体育成

本市では、大分市緑の基本計画の基本理念である、市民参加による緑化の推進、官民協働による緑豊かなまちづくりを行っています。

フラワーポット里親事業

自治会、団体、企業を対象に、市がフラワーポットを貸し出し、その個数に応じた花苗の提供を年2回行い、借り受けた団体等は、植え付け、管理等を行うことで、官民協働による緑豊かなまちづくりを行う事業です。

平成25年3月末現在の状況

貸出団体 212 団体

貸出個数 3,184 ポット



第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます

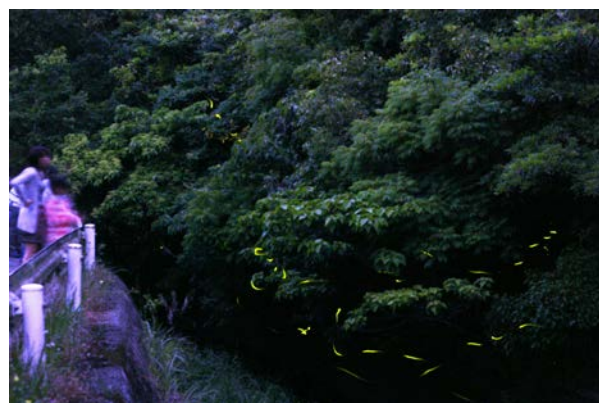
施策1

水辺の保全

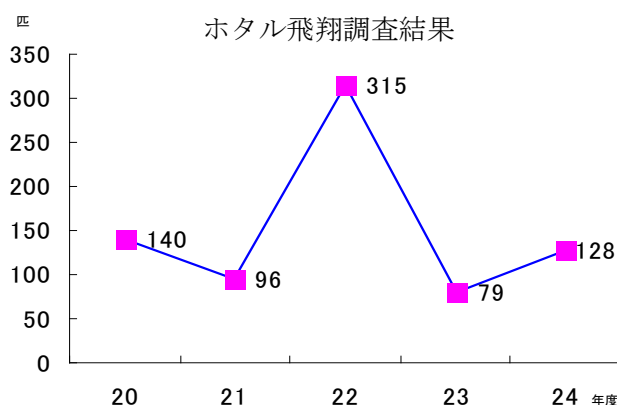
(1) 住吉川ホタル飛翔調査

ホタルが生息する住吉川を目指し、平成6年から「椎迫満友会」、平成15年から「住吉川ホタルを増やす会」が、住吉川上流（椎迫地区）にホタルや、ホタルの餌となるカワニナを放流し、その結果、所定の地点ではカワニナが常時観察でき、またホタルが飛翔するようになりました。

平成24年度は5月28日から5月30日までの3日間、午後7時45分、8時15分、8時45分の時間帯でホタルの飛翔調査を行い、128匹が観測されました。（過去5年間の飛翔数の推移は、右のグラフのとおり）



住吉川上流にて



施策2

水辺に親しむ場所の創造

(1) 西大分ウォーターフロント開発

本市の海岸線は、昭和39年からの新産業都市建設により、大規模な工業地帯として埋め立てられ、自然海浜の多くが姿を変えました。

このような中、大分港西大分地区は、大分港発祥の地として古くから港町の歴史を刻んできた経緯を持ち、海の玄関口の役割を果たし、海を身近に感じる貴重な親水空間としてウォーターフロント開発が進められています。

また、港湾環境整備事業により整備されたかんたん港園を中心に、市民協働による様々なイベントも開催されるなど、憩いと賑わいの場として期待されています。

今後も、西大分ウォーターフロントを核として、海の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化

と周辺の魅力施設と連携しながら、水とふれあう場や憩いの場として水辺環境の保全と創造を図ります。





第3節 個性あるまちなみ景観をつくります

施策1

都市景観形成の推進

(1) 大分市景観条例

本市では、先人から受け継いだかけがえのない財産である良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、景観法に基づいた「大分市景観計画」を策定し「大分市景観条例」を制定しています。

市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、眺望景観確保のための施策に取り組みます。さらに、歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観について、重点的保全・形成に取り組んでいます。特に、大分の都心部における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、都心部に不足する緑量の確保を図っています。また、地区ごとの特徴を生かした景観の保全・形成のために、市民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動についても推進・支援しています。

施策2

まちの美化対策の推進

(1) 大分市環境美化に関する条例

昭和61年10月に都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的に「大分市環境美化に関する条例」を施行しました。

この条例により、空き缶・空きびんなどの散乱防止、屋外広告物の適正な管理などを行い、生活環境への配慮に努めています。

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、ごみの不法投棄防止月間行事、不法投棄防止パトロールなどを行い、生活環境への配慮に努めています。

■「ごみの不法投棄防止月間」行事

毎年11月を「ごみの不法投棄防止月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開しています。

■郵便局による不法投棄の情報提供

平成13年に大分市郵政まちづくり協議会と廃棄物の不法投棄対策に関する協定を結びました。この協定は、配達や営業で市内を巡回する郵便局員が、不法投棄された廃棄物を発見した場合に、市へ情報を提供するシステムです。

■不法投棄監視ネットワーク事業

平成20年度から不法投棄に関し市民と行政とが協働して監視等を行い、その情報を互いに共有する「大分市不法投棄監視ネットワーク事業」を行い、清潔で美しいまちづくりを推進しています。



不法投棄監視団体数

	H20	H21	H22	H23	H24	合計
登録団体数	10	15	15	4	2	46
登録者数	53	76	87	24	15	255

実活動数	42 団体	251 人
------	-------	-------

(平成25年3月31日現在)

(3) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成18年7月に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を施行し、平成19年1月からは違反者に罰則を適用しています。

この条例により、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨てを禁止し、飼い犬のふんの散乱を防止することなどにより、清潔で美しいまちづくりを推進しています。

[条例の内容]

■ 禁止行為

- ・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て
(市内全域)
- ・飼い犬のふんの放置(公共の場所)
- ・指定喫煙所以外での喫煙
(次ページの強化区域内)

■ 罰則

- ・強化区域内: 過料 2,000 円の徴収
- ・強化区域外: 改善勧告し、従わない場合は
事実の公表

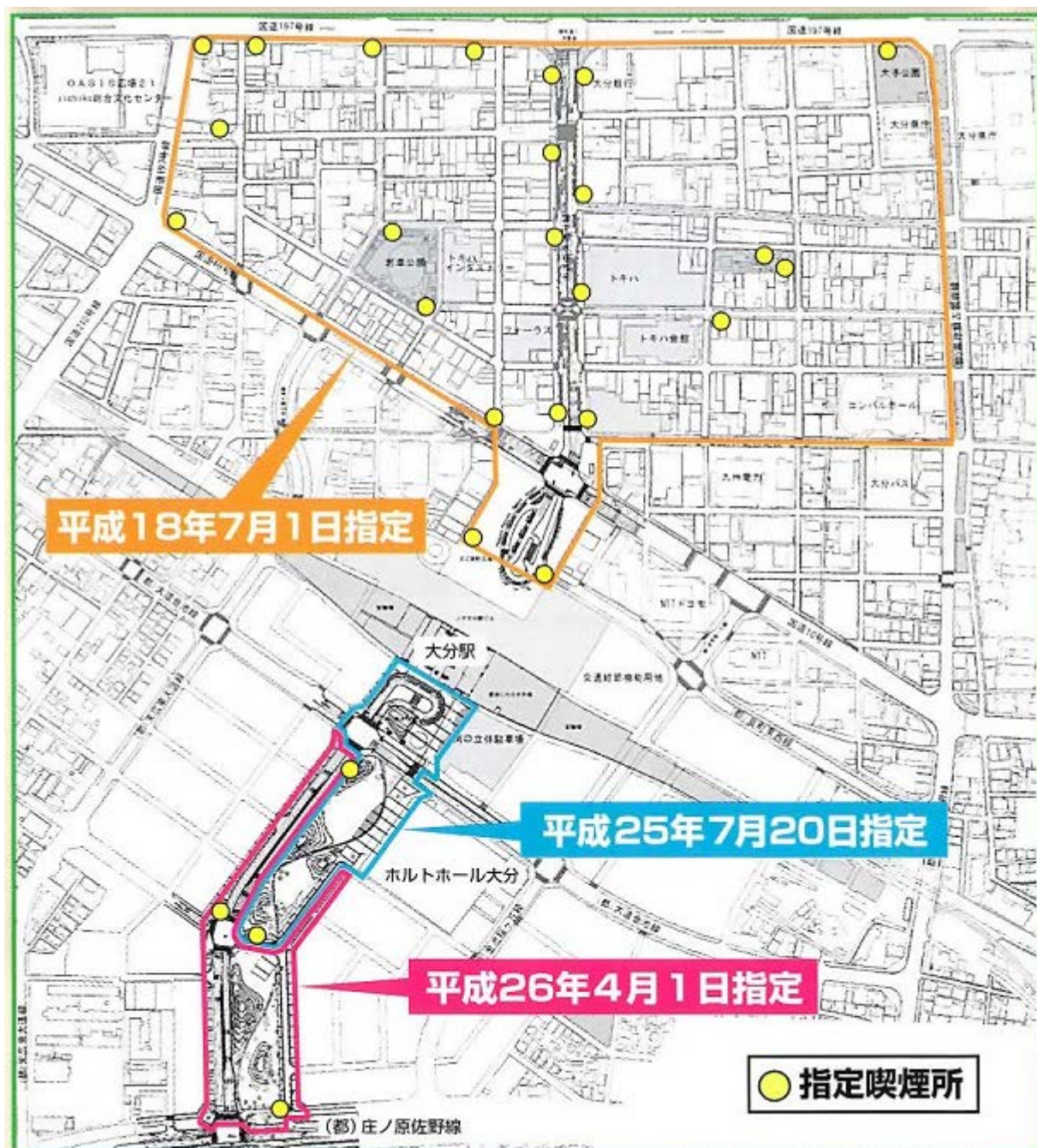
■ 努力義務

- ・歩きたばこはしない(市内全域)
- ・配布したビラやチラシ等が散乱した場合は
回収する(公共の場所)

※条例の内容等については、パンフレットを作成し、周知しています。



[ポイ捨て防止等強化区域]



■ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度

市民や事業者と市が協働してポイ捨て等の防止のために各地域でパトロール活動を行い、清潔で美しいまちづくりを推進し、「日本一きれいなまち おおいた」の実現を目指しています。

平成 25 年 3 月末現在の登録団体数は、70 団体（700 人）となっています。

(4) ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止条例

平成 24 年 3 月 27 日より「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止し、違反者には同年 7 月 1 日より 20 万円以下の罰金を科す規定が追加されました。本市としましては違反者に対し、厳正に対処してまいります。



第4節 歴史・文化を大切にします

施策1

文化財の保護・保存・活用

(1) 歴史資料館・海部古墳資料館の活用

■ 歴史資料館

市内を中心とした考古、歴史、民俗の各分野にわたる資料を公開展示するとともに、企画展示、テーマ展示、各種の講座・講演会などを通して、広く市民が郷土の歴史を学ぶ場、情報提供の場を目指しています。また学校と連携して各教育課程に適応した歴史学習や体験活動のプログラムを充実させ、職員が学校に出向いて体験活動の指導を行う「移動歴史教室」を推進しています。



(亀塚古墳と海部古墳資料館)

■ 海部古墳資料館

国指定史跡「亀塚古墳」のガイダンス施設として広く古墳文化を紹介しています。展示室には、実物資料や複製品のほか、大型ジオラマ、市内の古墳復原模型を展示しています。また研修室において、歴史講演会、勾玉作り教室などを開催しています。

(2) 文化財愛護活動の支援

郷土の文化財に愛着を持ち、研さんを深めながら保護・継承に努力し、地域づくりへの貢献を目的としている団体に、指導・助成を行っています。

愛護団体の一覧



(愛護少年団の研修)

団		体		名
愛護少年団	丑	殿	愛護団体	大在地区文化財研究会
	常	行		坂ノ市地区郷土史愛好会
	国	分		大南地区文化財同好会
	宮	苑		
	森	岡		鶴崎地区文化財研究会
	本	神 崎		

(3) 大友氏遺跡事業

戦国時代に南蛮貿易で栄えた国際貿易都市・豊後府内の中心に位置する大友氏の館跡と、大友氏の菩提寺である旧万寿寺跡を含めた大友氏遺跡の保存・整備・活用を行なっています。現在、史跡の指定・公有化を進めており、あわせて大友氏遺跡体験学習館等を中心に大友氏遺跡の情報発信を積極的に実施しています。

(4) 横尾貝塚保存整備活用事業

国指定史跡横尾貝塚（縄文時代のムラの遺跡）を史跡公園として整備を行います。また、縄文時代から続く里山を保全し、縄文のムラと里山が体感できる公園として、史跡の活用を図っていきます。



(横尾貝塚整備イメージ)

施策 2

文化財の調査の推進

(1) 文化財調査事業

平成21年度より、周知の埋蔵文化財包蔵地をはじめとする地域文化財の基礎情報の収集を行っています。地域住民と協働で調査を実施することにより、地域に所在する文化財に対する理解と愛着を深めていただく機会とし、地域アイデンティティの確立に資する取り組みを実施しています。加えて、大分市内に所在する文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の確認や未指定・未知の地域の文化財）を余すことなく調査することにより、各種文化財の整理を行い、文化財情報等のデータを入力した台帳（データベース）を作成し、効率的な文化財行政を遂行できるよう努めています。

大分市域の指定文化財数

国 指 定	58	県 指 定	64	市 指 定	73
重要文化財	11	有形文化財	48	有形文化財	52
建造物	2	建造物	7	建造物	21
美術工芸品	9	美術工芸品	41	美術工芸品	31
登録文化財	34	無形民俗文化財(選択)	2	無形文化財	1
無形民俗文化財(選択)	1	史跡	12	有形民俗文化財	3
史跡	9	天然記念物	2	無形民俗文化財	4
天然記念物	3			無形民俗文化財(選択)	1
				史跡	8
				天然記念物	4

(2) 伝統文化調査事業

■事業の概要

本市では、明治22年の市町村制施行以来、合併による市域拡大や、区画整理等による変更などにより、地域固有の民俗芸能、年中行事、口伝等の伝統文化が失われつつあります。

そこで、失われつつある伝統文化及び、昭和30年ごろの暮らしの様子について聞き取り調査を行うとともに、現存する資料の整理・整頓を行い、報告書の刊行により保存を図ることを目的として、「大分市伝統文化調査事業」を平成18年度より実施しています。

報告書は、市内全域を支所単位や中学校区を基本として分けた11冊と、民謡1冊、柞原八幡宮関係1冊の全13冊で、平成24年度末までに刊行が完了いたしました。

■報告書刊行履歴

第1期（平成21年度刊行）	野津原地区、滝尾地区、南大分地区
第2期（平成22年度刊行）	佐賀関地区、坂ノ市地区、大南地区
第3期（平成23年度刊行）	上野・碩田地区、西大分地区、鶴崎地区、柞原八幡宮関係
第4期（平成24年度刊行）	東大分地区、植田地区、民謡

第 3 章

大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、
健康に暮らせるように取り組みます

第 1 節 良好な大気環境を維持します

- 施策 1 環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進
- 施策 2 自動車交通対策の推進
- 施策 3 悪臭対策の推進

第 2 節 良好な水環境を維持します

- 施策 1 工場・事業場排水対策の推進
- 施策 2 生活排水対策の推進
- 施策 3 地下水・土壌汚染対策の推進

第 3 節 騒音・振動を防止します

- 施策 1 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進
- 施策 2 近隣騒音対策の推進

第 4 節 害虫駆除及び空き地の適正管理

- 施策 1 害虫駆除
- 施策 2 空き地の適正管理

第1節 良好な大気環境を維持します

施策 1

環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進

(1) 大氣污染監視測定事業

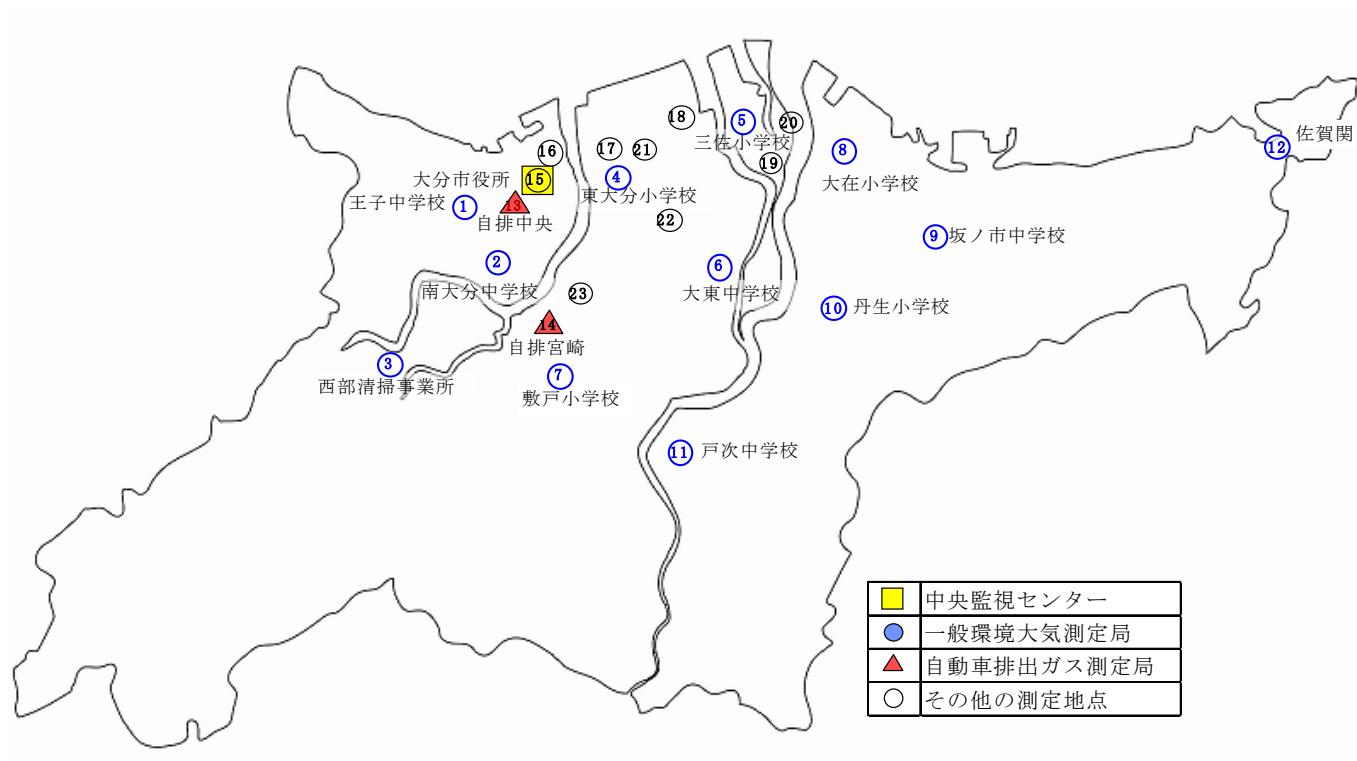
■大気汚染測定網

本市では、一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 2 局において大気測定を行っています。

また、降下ばいじん、有害大気汚染物質等も測定し、大気の汚染状況を監視しています。



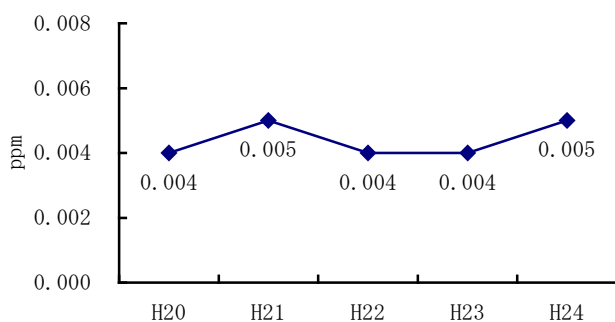
一般環境大気測定局(三佐小学校測定局)



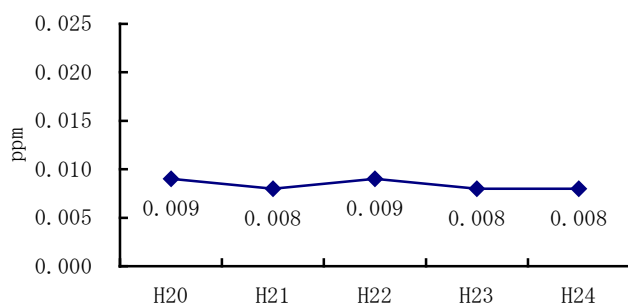
※図中の番号は、資料編P23資5-3の測定地点番号に対応しています。

■一般環境大気測定局の測定結果（全局平均値）

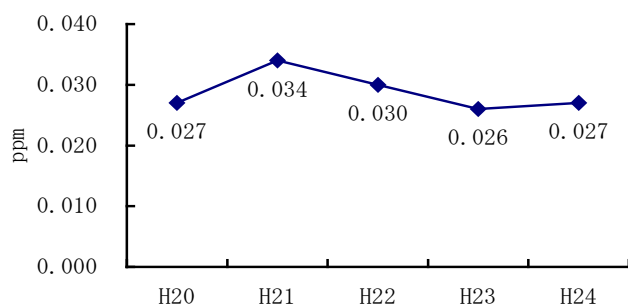
二酸化硫黄濃度経年変化



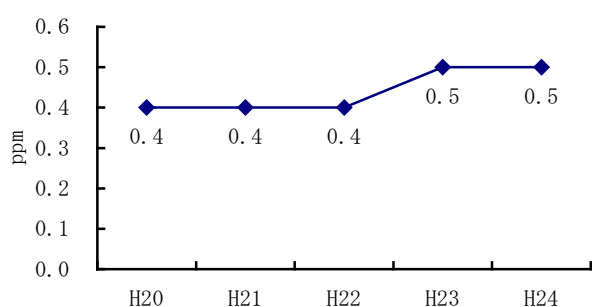
二酸化窒素濃度経年変化



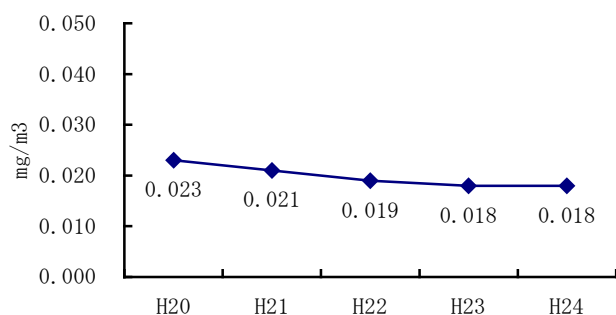
光化学オキシダント濃度経年変化



一酸化炭素濃度経年変化



浮遊粒子状物質濃度経年変化



環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P24 資 5-4～P25 資 5-6 参照）

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P26 資 5-7～P28 資 5-9 参照）

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の短期的評価については、全測定局で有効測定時間（昼間）の0.5%～5.5%の環境基準値超過がみられました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P29 資 5-10～P30 資 5-12 参照）

＜環境基準(短期的評価)＞（資料編 P22 資 5-2 参照）
1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P31 資 5-13～資 5-14 参照）

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P32 資 5-15～P33 資 5-17 参照）

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

■微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

本市では、平成 21 年度から環境省のモニタリング試行事業で東大分小学校にて測定を開始し、平成 24 年 4 月には自動車排出ガス中央測定局（大分駅北口）、三佐小学校、戸次中学校の 3 地点を追加、さらに平成 25 年 3 月には王子中学校、西部清掃事業所、大在小学校、佐賀関の 4 地点を追加し、計 8 地点で常時監視を行っています。

平成 24 年度の測定結果（平成 25 年 3 月測定開始局を除く 4 測定局）は、年平均値が $15.6 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 19.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、98%値が $39.2 \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 44.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、全測定局で環境基準非達成でした。（資料編 P34 資 5-18 参照）

平成 24 年度 微小粒子状物質測定結果と評価

測定局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		環境基準 の達成状 況（長期 的評価）
	（日）	（時間）	$(\mu\text{g}/\text{m}^3)$	$(\mu\text{g}/\text{m}^3)$	（日）	（%）	
三佐小学校	340	8,154	16.2	41.7	15	4.4	非達成
戸次中学校	338	8,143	15.6	39.2	13	3.8	非達成
自排中央	341	8,169	19.4	44.0	22	6.5	非達成
東大分 小学校	354	8,553	16.3	43.6	14	4.0	非達成

（環境基準）

①長期基準に関する評価：年平均値が、 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

②短期基準に関する評価：年間にわたる日平均値について、測定値の低いほうから 98% に相当する値が、 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

（注意喚起発令基準）

注意喚起は、PM2.5 が高濃度になり健康影響の可能性が懸念される場合に、参考情報として広く社会一般に注意を促すため行うもので、県が「大分県 PM2.5 に関する注意喚起の暫定実施要領」に基づき、以下の基準で発令します。

①午前 5 時、6 時、7 時のいずれかの 1 時間値（一般環境測定局の平均）が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合（国の暫定指針）

②一般環境測定局の 1 時間値の平均が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 2 時間以上継続して超えた場合（大分県独自の基準）

■微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査

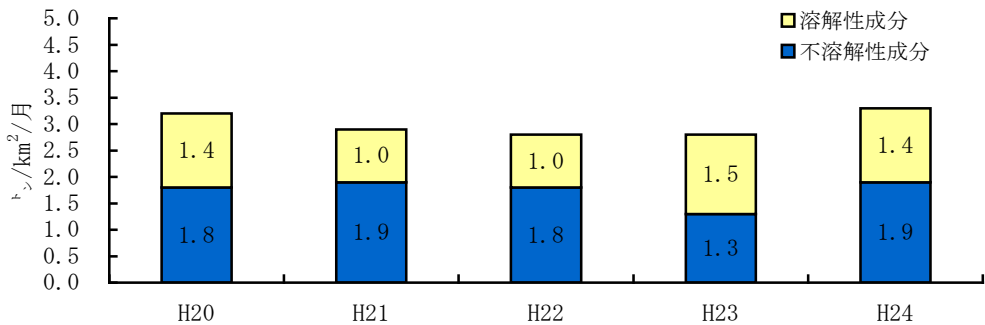
微小粒子状物質は、発生源から直接排出される一次粒子と大気中で生成される二次粒子で構成され、化学組成は、無機成分（硫酸塩、硝酸塩及び塩化物等）、炭素成分、金属成分等に分類されます。

本市では、秋季（平成 24 年 10 月 24 日から 11 月 7 日）に市内 4 地点、冬季（平成 25 年 1 月 25 日から 2 月 2 日）に市内 1 地点で微小粒子状物質の成分分析調査をおこないました。（資料編 P34 資 5-19～P35 資 5-21 参照）

■ 降下ばいじん測定結果

本市では、12 測定地点にデポジットゲージを設置して、毎月の降下ばいじん量を測定しています。降下ばいじん量については、大分県の「環境濃度に係る目安値(10 トン/㎢/月)」があります。

過去 5 年間の全測定地点平均値の経年変化は、横ばいで推移しています。(資料編 P 35 資 5-22～P 36 資 5-23 参照)



■ 大気中の粉じん及び重金属

本市では、9 測定地点に年 6 回ローボリウムエアサンプラーを設置して、粒径 10 μm 以下の浮遊粉じんを捕集し、大気中の粉じん濃度と重金属濃度を測定しています。(資料編 P 37～P 38 資 5-24 参照)

■ アスベスト濃度測定結果

アスベストは大気汚染防止法で特定粉じんに指定されており、平成元年より特定粉じん発生施設について規制しています。アスベスト切断機等の特定粉じん発生施設が設置されている工場等の敷地境界基準は、大気中のアスベスト濃度で 10 本/ℓ以下と定められています。なお、本市においては、特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場はありません。

本市では、建物や自動車のブレーキパッドなどに含まれるアスベストによる大気汚染の状況を把握するため、幹線道路沿線等でアスベストモニタリングマニュアル（第 4.0 版）による調査を行なっています。

測定結果は、工場等の敷地境界基準より低い値でした。また、平成 23 年度より、各地点での最大値の検体を分析走査電子顕微鏡法にてアスベスト繊維数濃度を計数し、詳細なアスベスト検査を実施しています。

平成 24 年度 アスベスト濃度（総繊維数濃度）測定結果
位相差顕微鏡法総繊維数濃度 (単位：本/ℓ)

測 定 地 点	標本数	幾何平均値
椎迫入口交差点(幹線道路沿線)	6	0.11
青葉台(住宅地域)	6	0.13
大分市役所	6	0.20

分析走査電子顕微鏡法総繊維数濃度 (単位：本/ℓ)

測 定 地 点	標本数	総繊維数濃度
椎迫入口交差点(幹線道路沿線)	1	<0.11
青葉台(住宅地域)	1	<0.11
大分市役所	1	<0.11

(濃度調査地点ごとの光学顕微鏡最大値検体のみを検査)

■有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く。）」と定義され、中央環境審議会においては、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質を幅広く選定したリストを作成するとともに、同リストの中から健康リスクがある程度高いと考えられる 23 種類の有害大気汚染物質（優先取組物質）を定めています。

優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類及びコプラナーPCBs の 5 物質については環境基準が定められており、測定結果は、全調査地点で環境基準を達成していました。なお、ダイオキシン類及びコプラナーPCBs については、次のページの「ダイオキシン類調査」に結果を記載しています。

また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の 8 物質については指針値が定められており、測定結果は、全調査地点で指針値を下回っていました。（資料編 P 43～P 44 資 5-29 参照）

平成 24 年度 有害大気汚染物質調査結果（毎月の測定値の年平均値）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	王子 中学校	三佐 小学校	東大分 小学校	自排中央	自排宮崎	佐賀関	環境基準 又は（指針値）
ベンゼン	1.2	1.5	1.7	1.8	1.7	—	3
トリクロロエチレン	0.021	—	—	—	—	—	200
テトラクロロエチレン	0.052	0.043	0.043	—	—	—	200
ジクロロメタン	0.62	7.2	1.4	—	—	—	150
アクリロニトリル	0.0088	—	—	—	—	—	(2)
塩化ビニルモノマー	0.017	—	—	—	—	—	(10)
水銀及びその化合物	0.0014	—	—	—	—	—	(0.04)
ニッケル化合物	0.0016	—	—	—	—	0.0048	(0.025)
クロロホルム	0.14	0.26	—	—	—	—	(18)
1,2-ジクロロエタン	0.14	—	—	—	—	—	(1.6)
1,3-ブタジエン	0.11	0.29	—	0.20	0.16	—	(2.5)
ヒ素及びその化合物	0.0019	—	0.0034	—	—	0.0034	(0.006)

ダイオキシン類調査

平成 24 年度は、4 地点で各々2 回、大気環境のダイオキシン類の調査を行いました。測定結果は、全調査地点で環境基準を達成していました。

平成 24 年度 ダイオキシン類及びコプラナーPCBs モニタリング調査結果(年平均値) (単位:pg-TEQ/m³)

	西部清掃 事業所	大在 小学校	三佐 小学校	東大分 小学校	環境基準
ダイオキシン類及び コプラナーPCBs	0.0090	0.023	0.0083	0.012	0.6

(2) 工場・事業場への対応

大気汚染防止法関係届出状況

平成 24 年度における大気汚染防止法に基づく届出状況は以下の表のとおりです。ばい煙発生施設の総数は、56 工場 324 施設、107 事業場 199 施設となっています。また、一般粉じん発生施設の総数は、34 工場 1,168 施設、7 事業場 12 施設となっており、揮発性有機化合物排出施設は 3 工場 10 施設となっています。

また、特定粉じん排出等作業実施の届出は 41 件ありました。

平成 24 年度大気汚染防止法に基づく届出状況

	設置届	使用届	構造等 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届
ばい煙発生施設	4	0	7	13	27	2
一般粉じん発生施設	6	0	10	5	4	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	1	1	0

ばい煙発生施設届出状況(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号		1	2	3	4	5	6	7	8	8-2	9	10	11	13	14	19	21	28	29	30	31	
施設名		ボイラ	ガス発生用加熱炉	焙焼炉、焼結炉	溶鉱炉、転炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	触媒再生塔	燃焼炉	焼成炉	反応炉、直火炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	精錬用焙焼炉等	塩素反応施設等	複合肥料等製造用設備	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機	計
施設数	工場	143 (15)	2	6	5	5	12	46	1	1	2	2	31 (2)	11 (2)	12	4	1	5	0 (25)	35 (37)	0 (1)	324 (80)
	事業場	170 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	4 (29)	11 (119)	0 (1)	199 (150)
	計	313 (16)	2	6	5	5	12	46	1	1	2	2	32 (2)	24 (2)	12	4	1	5	4 (54)	46 (156)	0 (2)	523 (230)

(注) () は電気事業法に係るばい煙発生施設数。

一般粉じん発生施設届出状況(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	施設名	施設数	
		工場	事業場
1	コークス炉	5	0
2	堆積場	120	12
3	コンベア	821	0
4	破砕機及び磨砕機	78	0
5	ふるい	144	0
	計	1,168	12

揮発性有機化合物排出施設届出状況(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	施設名	施設数
1	乾燥施設 (化学製品製造用)	2
9	貯蔵タンク	8
	計	10

■工場・事業場等に対する規制

工場・事業場の事業活動に伴って発生するばい煙や粉じん等は、大気汚染防止法や公害防止協定等でその排出や飛散が規制されています。

また、協定企業の内、7 工場の主要発生源のばい煙については、発生源監視テレメータシステムにより硫黄酸化物、窒素酸化物の排出濃度等を連続監視しています。

■工場・事業場に対する指導状況

本市では、大気汚染防止法に基づき届出施設を有する工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等进行检查し、不適正施設には改善等の指導を行っています。平成 24 年度の立入検査は、ばい煙発生施設については 7 工場 53 施設・11 事業場 16 施設を対象に、一般粉じん発生施設については 6 工場 20 施設を対象に、また、揮発性有機化合物排出施設については 3 工場 10 施設を対象に実施しました。検査の結果、届出関連の怠りが 8 件あり、指導を行いました。

また、特定粉じん排出等作業実施届出のあった現場にも立ち入り、作業基準が遵守されているか进行检查しました。平成 24 年度は 41 件の立入検査を行った結果、作業基準違反はありませんでした。

■緊急時の措置

日差しが強い日で、気温が高く風が弱いなどの気象条件等により光化学オキシダントによる大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、当該大気汚染を減少させるための措置を講じる必要があります。

県は、大気汚染防止法第 23 条及び大分県生活環境の保全等に関する条例第 38 条 1 項に基づくこれらの汚染物質に係る緊急時の措置について、その円滑かつ効率的な実施を図るために大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱を定めています。

この要綱では、大分市大気汚染常時監視テレメータシステムにより収集された各物質の汚染濃度が資料編 P47 資 5-32 に示す緊急時発令基準に該当する場合は、県が発令区分によって注意報等を発令し、ばい煙排出者に対する措置を講じることとなっています。

緊急時の発令がなされた場合は、当該発令地域（資料編P45 資 5-30～P46 資 5-31 参照）の住民に大気の汚染状況を知らせて被害の防止を図り、県は協力工場及び自動車の使用者に対して事態の改善のためばい煙排出量の削減の協力要請等を行うこととなっています。（資料編P47 資 5-32～資 5-33 参照）

平成 24 年度は光化学オキシダントに係る注意報等の発令はありませんでしたが、特に春から初夏にかけて光化学オキシダント濃度が高い状況にあり、今後も注意報等の発令が懸念されます。（過去の発令状況は資料編P48 資 5-34 参照）

■ダイオキシン類汚染防止対策

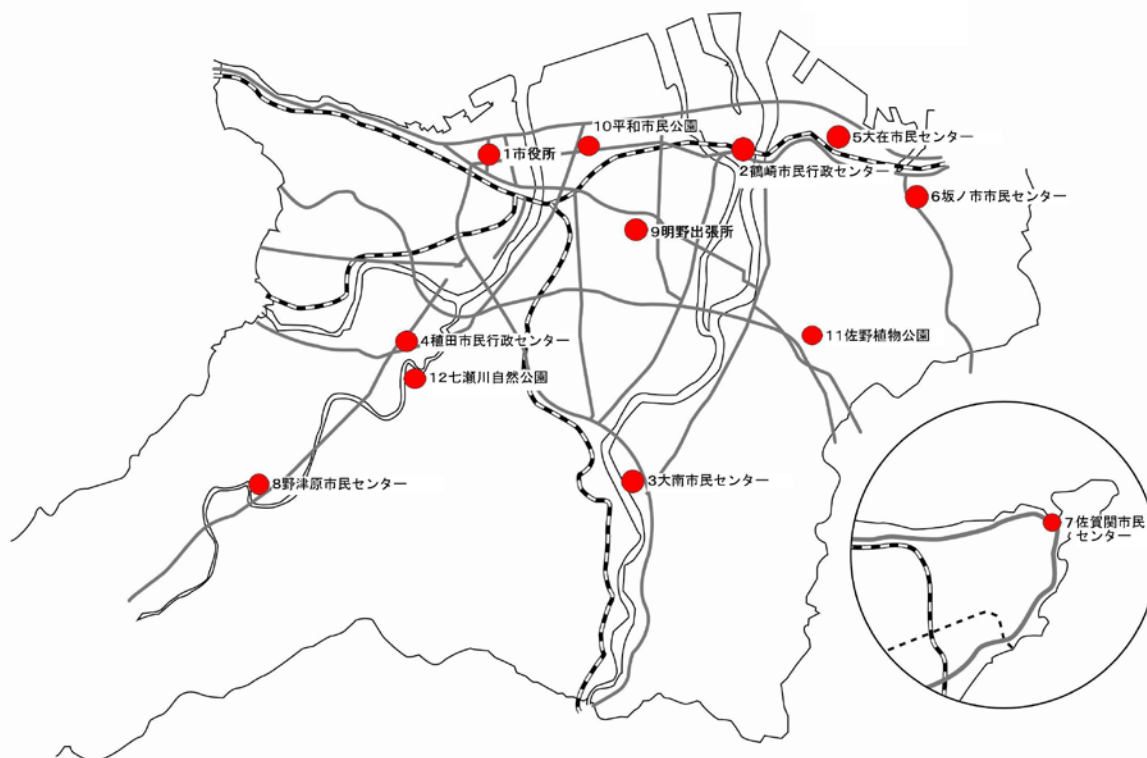
本市では、自主測定の未実施事業場に対して、自主測定の実施及び測定結果の報告を行うよう指導しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法の大気排出基準適用施設を設置する 4 工場 9 施設、3 事業場 3 施設に立ち入り、届出内容や稼働状況等进行检查したところ、特に問題となる事業場はありませんでした。

■空間放射線量率

本市では、平成 23 年 11 月から、通常状態での市内の空間放射線量率を把握するため、市役所本庁舎及び支所等 9 地点で毎月 1 回測定を実施しています。また、平成 24 年 5 月から平和市民公園、佐野植物公園、七瀬川自然公園の 3 地点を加えた合計 12 地点で測定を実施しています。

測定結果は全ての測定において、平成 23 年 3 月 11 日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以前の大半県衛生環境研究センターのモニタリングポストの空間放射線量率（0.04～0.08 マイクロシーベルト毎時）の範囲に入っていました。（資料編P52 資 5-39 参照）

測定地点図



施策2

自動車交通対策の推進

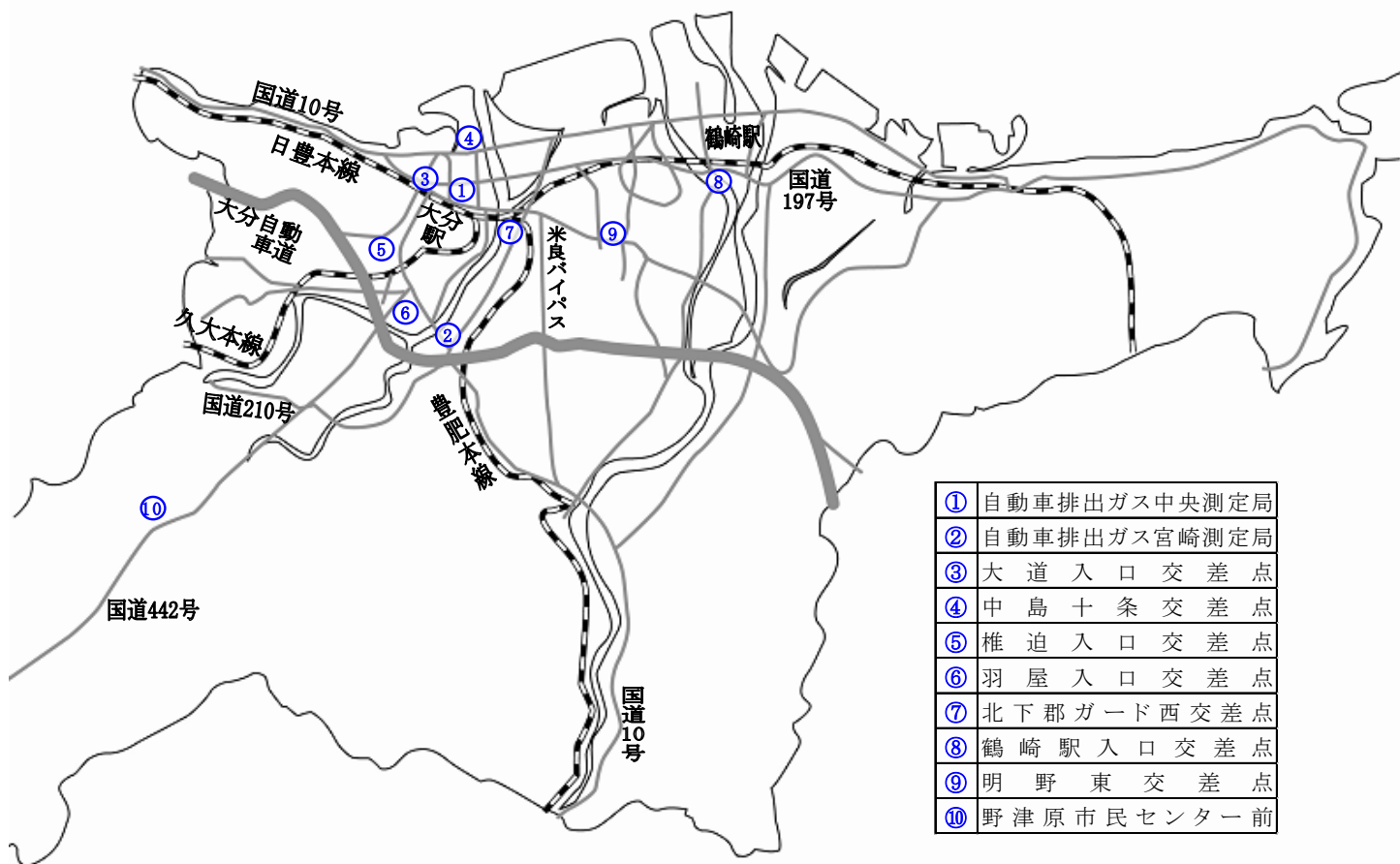
(1) 自動車交通公害

■自動車排出ガス測定網

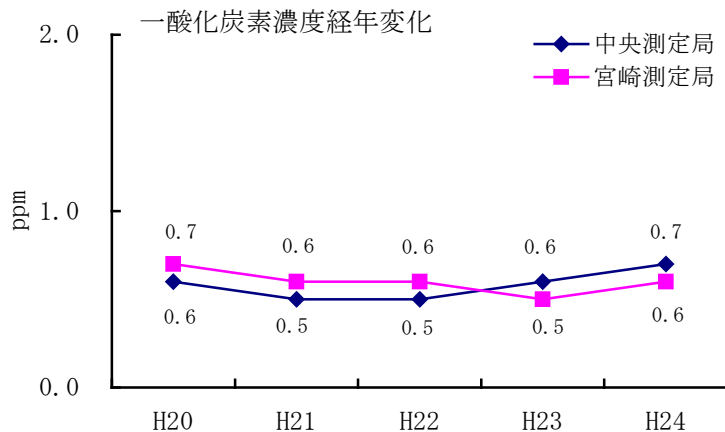
自動車交通公害の状況については、自動車排出ガス中央測定局と宮崎測定局の2局を設置して常時監視しているほか、幹線道路の主要交差点等8ヶ所において大気監視測定車による交通環境調査を定期的に行なっています。



大気監視測定車（野津原市民センター前）



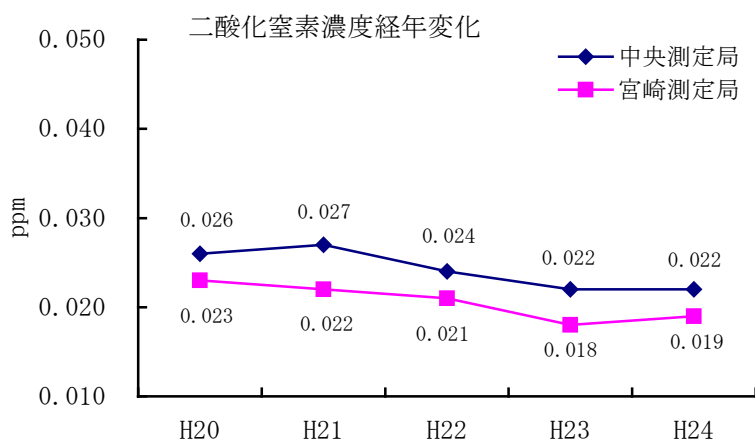
■自動車排出ガス測定局の測定結果（年平均値）



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

（資料編 P 54 資 5-42～資 5-43 参照）

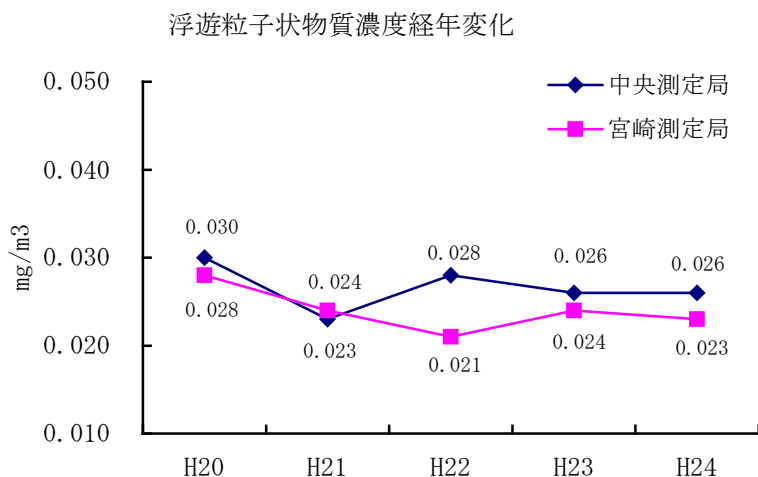
＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P 22 資 5-2 参照）
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず 1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成と評価する。



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

（資料編 P 54 資 5-44～P 55 資 5-45 参照）

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P 22 資 5-2 参照）
年間にわたる 1 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下。



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

（資料編 P 55 資 5-46～資 5-47 参照）

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P 22 資 5-2 参照）
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず 1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成と評価する。

■主要交差点等の測定結果

大気監視測定車による主要交差点での二酸化窒素等の測定結果は、全測定地点で環境基準を下回っていました。（資料編 P 57 資 5-50～P 58 資 5-51 参照）

(2) 低公害車の導入

■ 公用車を購入又はリース使用する場合は、低公害車の導入に努める。

平成 24 年度末現在、公用車全 796 台のうち 296 台に低公害車を導入しています。その内訳は、電気自動車 2 台、ハイブリッド自動車 10 台、低燃費かつ低排出ガス認定車 284 台です。

※ 「低公害車」とは、環境省の「自動車・低公害車・購入台数調査実施要領」では、以下の自動車となっています。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ・燃料電池自動車 | ・電気自動車 |
| ・天然ガス（CNG）自動車 | ・メタノール自動車 |
| ・ハイブリッド自動車 | ・低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド自動車を除く） |
| ・（参考）水素自動車 | ・（参考）プラグインハイブリッド自動車 |

その他、上記の低公害車には入っていませんが、CNG自動車と排出ガス性能でほとんど差のない LPG 自動車を 8 台導入しています。（資料編 P 140 資 9-5 の 6 参照）



大分市の電気自動車

(1) 悪臭防止対策**■悪臭防止法による規制**

本市の悪臭防止法の規制地域は、都市計画法により定められた市街化区域です。(資料編P61 資 6-3 参照)

同法で定められている 22 物質の規制については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5 に対応する濃度で許容限度が定められています(1 号規制、資料編P59 資 6-1 参照)。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の 13 物質については、工場・事業場に設置された煙突等の排出口での流量がそれぞれ規制されています。(2 号規制、資料編P59 資 6-1 参照)

また、工場、事業所からの排水に含まれる特定悪臭物質についても、規制基準が定められています。(3 号規制、資料編P60 資 6-2 参照)

■悪臭調査結果

平成 24 年度は 10 工場の敷地境界線の地表、気体排出口及び排水口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の調査を行いました。その結果、全ての工場で規制基準に適合していました。(資料編P62 資 6-4 参照)



第2節 良好な水環境を維持します

施策1

工場・事業場排水対策の推進

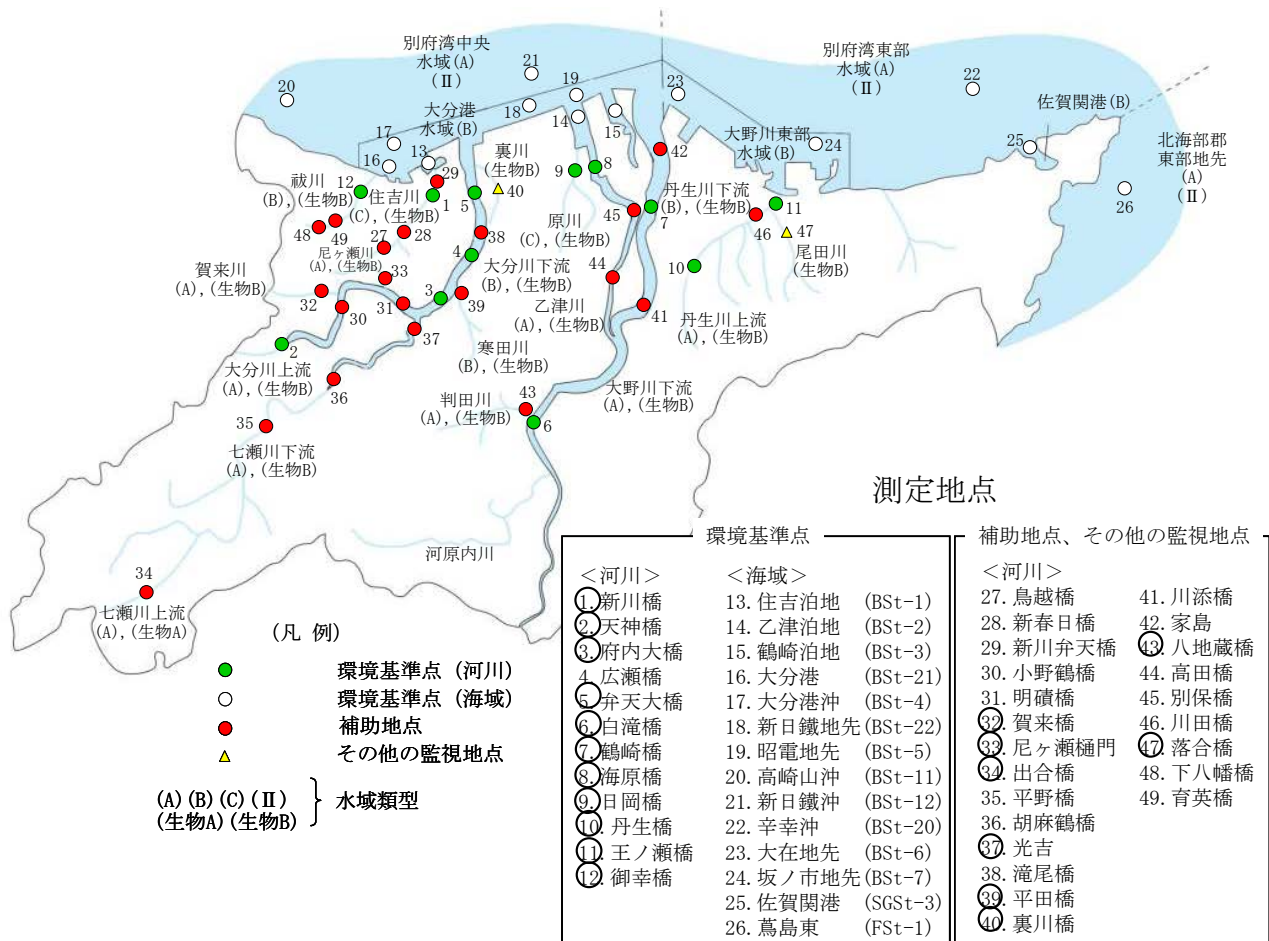
(1) 環境測定

■水質調査地点

本市には、大分県を代表する一級河川の大分川や大野川を始め、中小の河川やそれらの支川を含めると約400の河川があり、主に別府湾に流入しています。

平成24年度はこれらの公共用水域のうち、河川35地点、海域14地点で水質調査を行いました。測定地点の位置は下図のとおりです。

公共用水域測定地点図



注：④⑤の地点は、水生生物保全に係る指定類型の環境基準点

■水質環境基準

河川・海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、その達成・維持を目標として、水質の保全に関する施策を進めています。

環境基準には、生活環境の保全に関する「生活環境項目」と、人の健康の保護に関する「健康項目」があります。

生活環境項目は河川では、大分川、大野川、乙津川、丹生川、祓川、原川及び住吉川に、海域では本市周辺の別府湾及び北海部郡東部地先に適用されます。また、健康項目はすべての河川、海域に適用されます。(資料編 P63 資7-1～P68 資7-8、P80 資7-20、資7-21 参照)

水質環境基準の概要

基準の種類	主な調査項目	基準が適用される水域
生活環境項目	pH、大腸菌群数 生物化学的酸素要求量(BOD)等 9項目 (河川、海域で項目が異なる)	主な河川、海域 (利用目的によりAA～Eに 類型指定された水域)
水生生物の 保全に係る 項目	全亜鉛 ノニルフェノール(※1) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(※2) 3項目	主な河川、海域 (水生生物の生息状況の適応 性により生物A、B、生物特A、 Bに類型指定された水域)
健康項目	重金属類(カドミウム、鉛など)、 農薬等 27項目	すべての河川、海域

※1 平成 24 年 8 月 22 日に追加
※2 平成 25 年 3 月 27 日に追加

■河川の水質調査

河川35地点で水質調査を行いました。

生活環境項目については、環境基準点における有機物の水質指標であるBOD75%水質値をみると、右表のとおり、全ての水域で環境基準を達成していました。

水生生物の保全に係る項目の全亜鉛19地点及びノニルフェノール4地点について環境基準を達成していました。

また、健康項目についても調査対象全19地点において、環境基準を達成していました。(資料編 P69 資7-9～P77 資7-16参照)

河川の水質調査結果 (単位：mg/ℓ)

水 域 名	類 型	測定地点	BOD75% 水質値	達成 状況
住 吉 川	C	新 川 橋	2.5	○
大分川上流	A	天 神 橋	1.1	○
大分川中流	A	府内大橋	1.0	○
大分川下流	B	広 瀬 橋	1.2	○
		弁天大橋	0.9	
大野川下流	A	白 滝 橋	0.8	○
		鶴 崎 橋	1.6	
乙 津 川	A	海 原 橋	2.0	○
原 川	C	日 岡 橋	1.7	○
丹生川上流	A	丹 生 橋	1.1	○
丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.9	○
祓 川	B	御 幸 橋	1.5	○

市内河川調査地点例(胡麻鶴橋)



※環境基準 BOD75%水質値
A：2mg/ℓ以下、B：3mg/ℓ以下、C：5mg/ℓ以下

■河川のダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、環境中にごく微量しか含まれませんが、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であるため、本市では、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、河川のダイオキシン類濃度を把握するための調査を行っています。

平成24年度は、河川10地点、河川底質5地点で河川のダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

河川のダイオキシン類調査結果

単位(水質: pg-TEQ/l ・ 底質: pg-TEQ/g)

水域名	採取地点	水質		底質	
		測定値	達成状況	測定値	達成状況
住吉川	新川橋	0.049	○	1.0	○
大分川上流	天神橋	0.028	○	0.23	○
大分川中流	賀来橋	0.034	○	—	—
	胡麻鶴橋	0.026	○	0.21	○
大分川下流	滝尾橋	0.029	○	—	—
大野川下流	川添橋	0.029	○	—	—
乙津川	別保橋	0.043	○	0.77	○
原川	日岡橋	0.051	○	—	—
丹生川	王ノ瀬橋	0.034	○	0.32	○
祓川	御幸橋	0.031	○	—	—

※ 環境基準 水質: 1pg-TEQ/l以下
底質: 150pg-TEQ/g 以下

■河川のトリハロメタン生成能調査

「特定水道利水障害の防止のための水道水源流域の水質の保全に関する特別措置法」が平成6年5月に施行され、浄水処理に伴い発生する総トリハロメタンに係る特定水道利水障害が問題となっている指定水域について、トリハロメタン生成能に係る水質目標を設定し、そのための各種対策を行うよう定めています。

本市においては、水道利水障害が問題となっている指定水域はありませんが、水質把握のために、小野鶴橋（大分川）、賀来橋（賀来川）及び胡麻鶴橋（七瀬川）の3地点で調査を実施した結果、全ての調査地点において水質目標値を達成していました。（資料編P79資7-17参照）

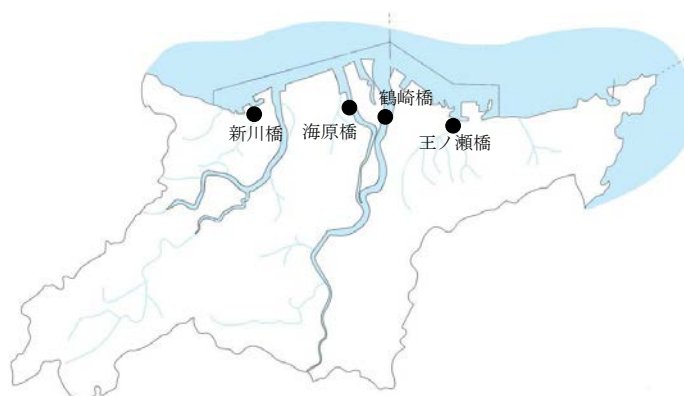
■河川的环境ホルモン調査

環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)は、生物の生殖や発育へ深刻な影響をもたらすおそれがあり、環境保全上の重要課題とされています。

ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA、17-β-エストラジオールの4物質について4地点で調査をした結果、全ての地点で重点調査濃度の超過はありませんでした。

(資料編P79資7-18参照)

環境ホルモン調査地点図



■海域の水質調査

海域14地点で水質調査を行いました。

生活環境項目については、有機物の水質指標であるCOD75%水質値をみると、右表のとおり、別府湾中央で環境基準を達成しませんでした。基準超過となった原因は、生活排水や九州北部豪雨などの影響によるものと考えられます。

また、健康項目については、調査対象全7地点において、環境基準を達成していました。（資料編P80資7-20～P86資7-28参照）

海域の水質調査結果（単位：mg/ℓ）

水域名			類型	COD75% 水質値	達成 状況
別府湾	住吉泊地		C	2.0	○
	乙津泊地		C	2.0	○
	鶴崎泊地		C	1.9	○
	大分港	大分港	B	2.1	○
		大分港沖		2.0	
		新日鐵地先		1.8	
		昭電地先		2.0	
	別府湾 中央	高崎山沖	A	2.1	×
		新日鐵沖		1.9	
	別府湾東部		A	1.8	○
	大野川 東部	大在地先	B	1.9	○
		坂ノ市地先		1.8	
佐賀関港		B	1.7	○	
北海部郡東部地先			A	1.6	○

※環境基準 COD75%水質値

A:2mg/ℓ以下、B:3mg/ℓ以下、C:8mg/ℓ以下

■海水浴場の水質調査

本市は3ヶ所の海水浴場について、例年5月（海水浴場開設前）及び7月（開設中）に水質検査を行っています。検査項目はCODやふん便性大腸菌群数などで、結果は環境省が定めた水浴場水質判定基準により5段階で評価します。（資料編P87資7-29参照）

平成24年度の水質調査の結果は下表のとおり、海水浴場として適する判定となりました。（資料編P88資7-30参照）

海水浴場の水質調査結果

海水浴場	調査結果	
	開設前	開設中
田ノ浦ビーチ	B（可）	B（可）
こうざき海水浴場	AA（適）	AA（適）
大志生木海水浴場	AA（適）	AA（適）

調査対象海水浴場



有機スズ化合物調査地点図



■海域の有機スズ化合物調査

有機スズ化合物は水生生物保護の観点から、水質評価の目安が設定されています。有機スズ化合物のうち代表的なトリブチルスズを6地点で調査したところ、全ての地点で目安値

（0.1μg/ℓ）以下となりました。（資料編P79資7-19参照）

（２）工場・事業場への対応

■水質関係法令届出状況

平成24年度における水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可状況は、下表のとおりです。特定事業場数は水質汚濁防止法の適用を受ける1,234（指定地域特定施設229事業場を含む）事業場と瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける58事業場をあわせて1,292事業場です（資料編P96資7-39参照）。

水質汚濁防止法に基づく届出状況

設 置 (第5条第1項)	有害物質 使用・貯蔵 設 置 (第5条第3項)	構造等 の変更 (第7条)	廃 止 (第10条)	氏名等 の変更 (第10条)	地位の 承 継 (第11条)	汚濁負荷量測定 手法の届出・変更 (第14条)	報 告 (第22条)
23	22	8	19	45	5	3	8

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・届出状況

設 置 (第5条)	構造等 の変更 (第8条第1項)	軽微な 変 更 (第8条第4項)	氏名等 の変更 (第9条)	廃 止 (第9条)	地位の 承 継 (第10条)
10	6	0	12	12	0

■排水基準と総量規制基準

特定事業場等の排水水の規制の概要

公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っています。

規制の基準には、排水水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する「排水基準」と化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びリン含有量の汚濁負荷量を規制する

「総量規制基準」があります。（資料編P89資7-31～P91資7-33参照）

種 類		項 目	適 用 事 業 場
濃度 規制	一律 排水基準	有害物質 Cd、Cr等28項目	全特定事業場
		その他項目 COD、BOD等15項目	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場
	上乗せ 排水基準	COD、SS、油分 3項目	同上
総量 規制	総量規制 基準	COD、窒素含有量、 リン含有量 3項目	同上

■工場・事業場の立入検査

本市は特定事業場（指定地域特定施設を含む）及び公害防止協定締結企業に立ち入り、排水水の水質検査等を行っています。水質検査の結果、排水基準違反となった事業場に対しては、排水水の水質の改善指導を行っています。（資料編P93資7-34～P94資7-36参照）

また、総量規制基準の適用される事業場については、適宜、自動採水器を設置し、事業場が設置する水質測定機器が正しい測定値を示しているか監視を行っています。（資料編P95資7-37、資7-38参照）

立入検査結果

立入事業場数	立入件数	排水基準 違反件数	行政措置件数
84	227	4	4

■ダイオキシン類汚染防止対策

本市はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する特定事業場に対し、立入調査を行い、排出水の水質検査を行っています。平成24年度は、6事業場において排出水の水質検査を行った結果、0.000024～0.030pg-TEQ/ℓであり、排出基準（10pg-TEQ/ℓ以下）を超過した事業場はありませんでした。（水質基準対象施設等の詳細は、資料編P99資7-40～P100資7-42参照）

施策2

生活排水対策の推進

（1）生活排水処理施設の整備

■公共下水道の整備

良好な都市環境の形成と公共衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全をするために、市街化区域を中心に公共下水道の整備を推進して

公共下水道の整備状況（平成25年3月31日現在）

大分市 人口（人）	処理区域		処理人口 普及率（％）	処理施設数
	人口（人）	面積（ha）		
476,723	281,919	5,259.5	59.1	5

います。平成24年度末における整備状況は右表のとおりです。（資料編P104資7-47参照）

■浄化槽の整備（合併処理浄化槽）

浄化槽については、下水道整備計画との整合を図りつつ補助金制度による整備を行っています。

生活雑排水が未処理となる単独処理浄化槽の使用が水質汚濁の原因になるとして、新設禁止への取組みが行われ、平成12年6月に浄化槽法の一部を改正する法律が公布され、平成13年4月から施行されています。平成24年度末の浄化槽設置状況は右表のとおりです。（資料編P105資7-48参照）

補助金制度による浄化槽設置状況

（平成25年3月31日現在）

平成24年度 補助基数（基）	総基数（基）※
290	8,376

※昭和63年度からの補助基数累計

■污水处理人口普及率

污水处理人口普及率は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の污水处理施設の整備状況を表す指標です。平成24年度末の状況は、下表のとおりです。（資料編P105資7-49参照）

污水处理人口普及率（平成25年3月31日現在）

行政区域内 人口（人）	(A) 公共下水道 処理人口（人）	(B) 農業集落排水施 設処理人口（人）	(C) 合併処理浄化槽 処理人口（人）	(A)+(B)+(C) 污水处理人口 計（人）	污水处理 人口普及率 （％）
476,723	281,919	1,942	75,510	362,371	76.0

（２）住吉川浄化対策推進事業

市内中心部を流れる住吉川の流域には住宅や飲食店及び事業場が集中しており、中流から下流にかけては都市下水路化していました。このため、昭和63年に住民と行政が共に住吉川浄化の取組を開始しました。

流域住民を中心とする住吉川浄化対策推進協議会（昭和63年10月6日発足）は、「住吉川を浄化し、やすらぎとうるおいのある水辺環境づくりの推進」を目標に、流域7小学校区の会員でソフト面の活動（生活排水対策等）に取り組んでいます。また、行政の取組として、ハード面（しゅんせつ等）の浄化対策を行っています。

■平成24年度の住吉川浄化対策推進協議会の活動

- ①住吉川JR線北側（西春日橋から柳橋）の清掃（5月6日）
- ②総会の開催（8月28日）
- ③住吉川一斉清掃活動（11月4日）
- ④住吉川ウォーキングの実施（参加者15名）
- ⑤啓発用広報誌「住吉川だよりNo. 36及びNo. 37」を流域関係世帯に回覧（15,300世帯）

■行政の住吉川浄化対策

①公共下水道の整備

住吉川流域の下水道処理人口普及率は、平成24年度末現在で88.9%（平成23年度末89.1%）となっています。

②アメニティー下水道事業

昭和63年度より、弁天水資源再生センターより浄化された水を府内城址の堀へ送水し、住吉川の支川である第1中島川と第2中島川へ放流しました。（平成24年度の送水量818～5,125m³/日；平均4,588m³/日）

③支川のしゅんせつ

流域水路等のしゅんせつを行いました。（東春日町ほか20ヶ所、延長3,476m）

■ホタル観測事業

住吉川上流にてホタルの飛翔状況の調査を行い、平成24年度は128匹のホタルを観察できました。

施策3

地下水・土壌汚染対策の推進

(1) 地下水質の状況

地下水には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、概況調査等により水質汚濁の状況を監視しています。(資料編P101 資 7-43、資 7-44 参照)

■概況調査

地下水の水質の概況を把握するため、市内を網目状に区画し調査しています。

平成24年度は、10地点の井戸について概況調査を実施した結果、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が超過していました。今後汚染井戸周辺地区調査を行い、超過した井戸は継続監視調査を実施します。(資料編P102資7-45、P103資7-46参照)

■継続監視調査

過去の調査で環境基準を超過した井戸のうち、20地点で継続監視調査を実施した結果、砒素が3地点、1,2-ジクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点で環境基準を超過していました。(資料編P102資7-45参照)

■ダイオキシン類地下水調査

地下水のダイオキシン類の概況を把握するため、市内を網目状に区画し調査しています。

平成24年度は10地点でダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

また、過去の調査で環境基準を超過した1地点の継続監視調査を実施した結果、環境基準を超過していました。(資料編P102資7-45参照)

(2) 土壌汚染対策

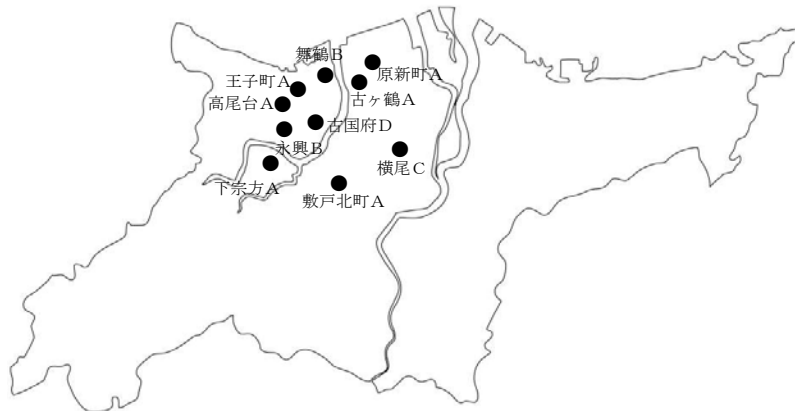
■土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染対策法が改正され、平成22年4月1日より施行されました。平成24年度の法第4条第1項(一定の規模以上の土地の形質の変更)届出件数は67件であり、いずれも調査命令の発令はありませんでした。また、区域の指定については、第14条第1項の規定に基づく指定の申請のあった1件について、形質変更時要届出区域に指定しましたが、土壌汚染が除去されたことから指定を解除しています。汚染土壌処理業については、法第23条第1項に基づく変更許可申請が1件あり、許可証を交付しています。

■ダイオキシン類土壤環境調査

10地点で土壤のダイオキシン類調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

土壤のダイオキシン類調査地点図



土壤のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

採取地点	測定値	達成状況
王子町A	1.3	○
原新町A	0.93	○
高尾台A	0.028	○
舞鶴B	0.00063	○
古ヶ鶴A	0.0046	○
永興B	0.0014	○
古国府D	9.0	○
横尾C	4.6	○
下宗方A	0.0048	○
敷戸北町A	0.052	○

※環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下



第3節 騒音・振動を防止します

施策1

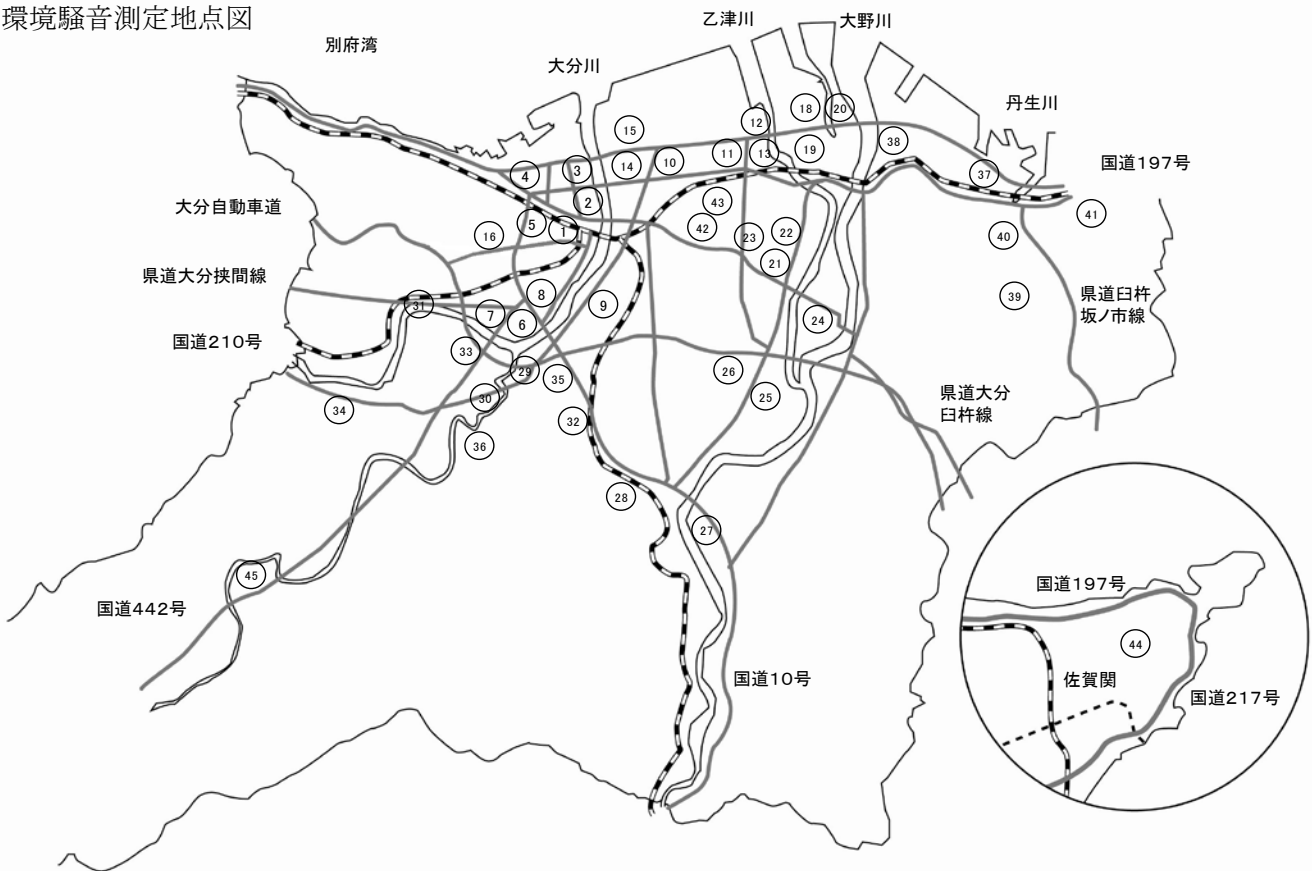
工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進

(1) 環境測定

<一般地域>

一般地域の環境騒音の状況を把握するため、45 地点で測定を行いました。その結果 1 地点で環境基準を超過していました。(資料編 P121 資 8-17～P123 資 8-19 参照)

環境騒音測定地点図



<道路に面する地域>

自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため、28 地点で調査を行いました。その結果、1 地点で騒音規制法に基づく要請限度を超過していました。振動規制法に基づく要請限度を超過した地点はありませんでした。

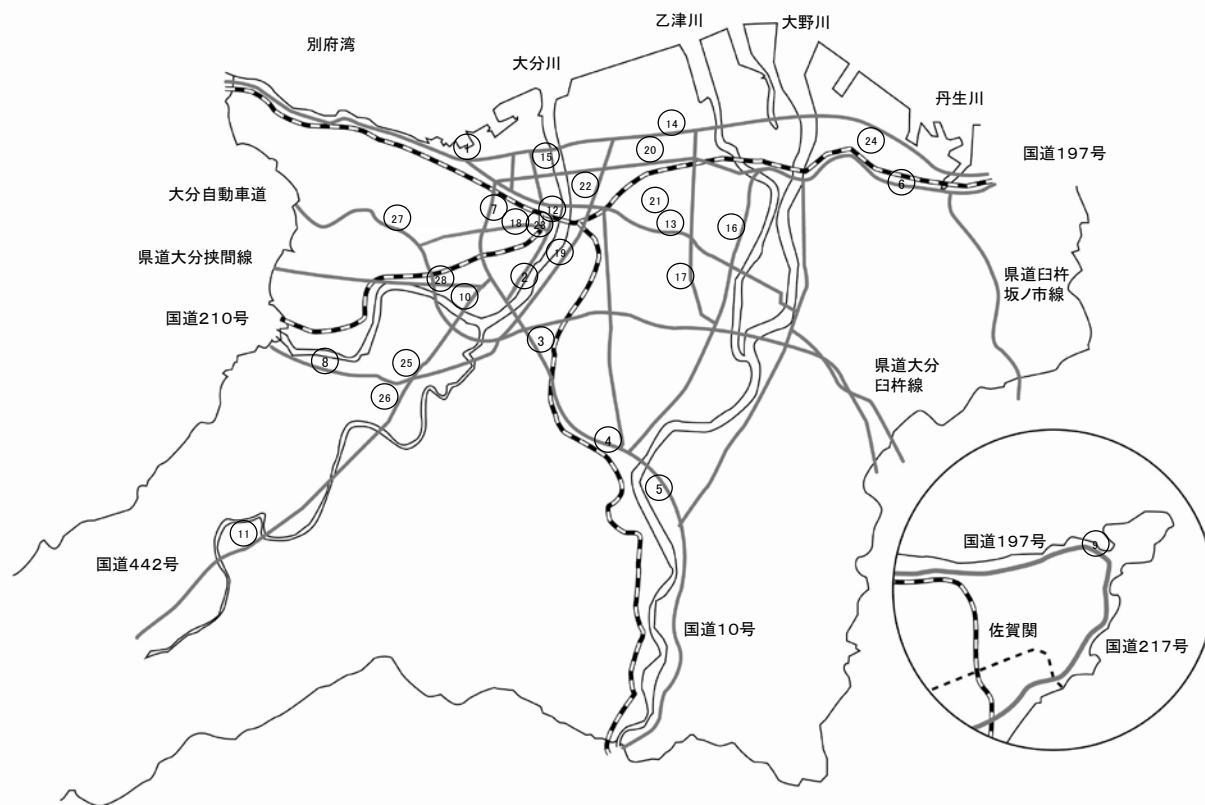
また、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づく面的評価を行った結果、評価対象戸数の 90.8%が環境基準を達成していました。

(資料編 P124 資 8-20～P127 資 8-24 参照)

平成 24 年度 幹線道路に面した地域の環境基準達成率
(全体) 32,845 戸

時間帯	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼間・夜間	29,833	90.8%
昼間	29,997	91.3%
夜間	30,710	93.5%

自動車騒音・道路交通振動測定地点図



(2) 工場・事業場等の指導・監視

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設と定め、設置や変更等の届出を義務付けています。これらの届出の際には、規制基準を遵守するよう騒音・振動防止の指導を行っています。

平成 24 年度に新たに届け出された特定工場等は、騒音規制法に基づくものが 10 特定工場等 35 施設、振動規制法に基づくものが 8 特定工場等 23 施設、大分市騒音防止条例に基づくものが 16 特定工場等 238 施設となっています。(資料編 P 128 資 8-25、P 128 資 8-26、P 129 資 8-28 参照)

また、周辺の状況等から必要と思われる工場・事業場等については、立入検査・調査を行っています。その結果、問題のある工場・事業場等はありませんでした。

平成 24 年度の立入検査・調査状況

立入検査・調査状況	件数
工場・事業場立入検査	11
砂利採取、砕石の許可に伴う調査	1
合計	12

（３）特定建設作業の届出・指導

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業を実施する場合には届出が義務付けられています。

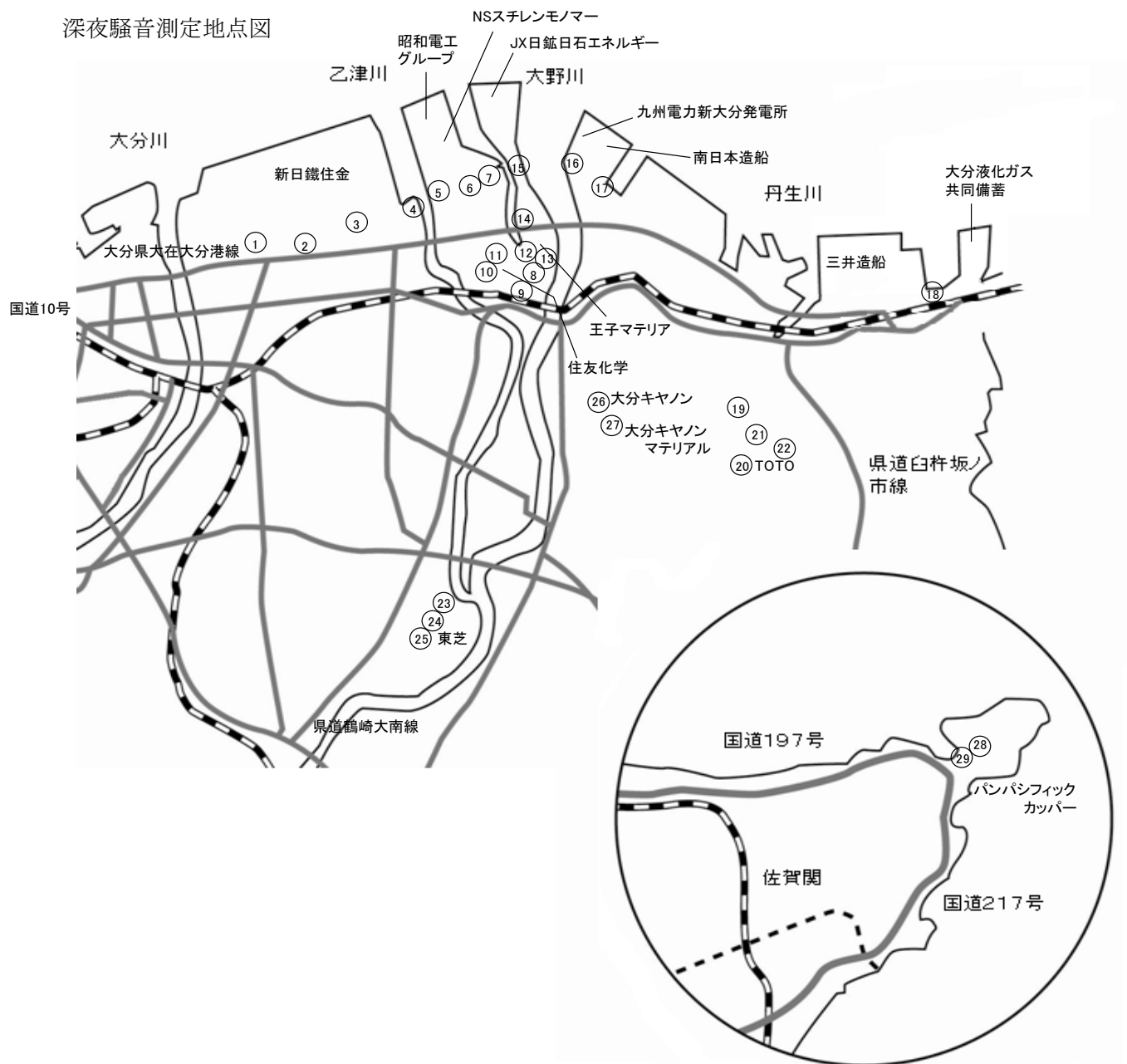
平成 24 年度の届出状況は、騒音規制法に基づくものが 417 件、振動規制法に基づくものが 285 件、大分市騒音防止条例に基づくものが 907 件でした。（資料編 P 128 資 8-27、P 130 資 8-29、P 131 資 8-30 参照）

また、届出の際には周辺の生活環境を阻害しないよう騒音・振動の防止対策について事前指導を行っています。

（４）公害防止協定締結企業等の周辺地域における深夜騒音調査

公害防止協定を締結している企業等の周辺 29 地点において、年 4 回深夜騒音を測定し、現状の把握に努めています。平成 24 年度は、29 地点、延べ 116 回の測定を行った結果、1 地点で 1 回協定値を超過していたため、指導を行いました。

深夜騒音測定地点図



近隣騒音対策の推進

(1) 近隣騒音対策

近年、生活様式の変化、住居環境の変化により日常生活に起因した騒音、いわゆる「近隣騒音」による苦情が発生しています。

平成 24 年度に寄せられた近隣騒音による苦情は、騒音苦情全体の 5%を占めています。

近隣騒音は、限られた生活空間で発生し、しかも心理的、感情的な要素が強く、音の大きさ以外に近隣との人間関係に左右されやすいという特徴から、法令等による規制になじみにくく、対応に困難をきたす場合が多くなっています。

このため、本市では近隣騒音の未然防止に重点を置き、自治会でチラシを回覧するなどの近隣騒音防止の啓発活動を推進して、騒音問題の生じにくい地域社会の形成に努めています。

(2) 拡声機・深夜営業

店舗や商店街の商業宣伝を目的とした拡声機から発生する騒音や、飲食店やカラオケボックス等の深夜営業に伴って発生する騒音から住民の生活環境を保全するため、大分市騒音防止条例により音の大きさや使用時間、使用方法等を規制しています。（資料編 P115 資 8-13、P116 資 8-14 参照）



啓発用のチラシ



第4節 害虫駆除及び空き地の適正管理

施策1

害虫駆除

衛生害虫等の駆除のため、自治会等の要望に基づき、道路側溝や水路等に薬剤を散布しました。
また、安全な生活環境の維持を図るため、スズメバチの巣を駆除する市民等に対して補助金を交付しました。

害虫駆除実績（平成24年度）

区 分	実施地区数（延べ）
発生源駆除（蚊・ユスリカ）	705
成虫駆除（ゴキブリ等）	18
計	723

スズメバチ駆除費補助金交付件数の推移

年度	交付件数	補助額
H20	270	駆除費用の2分の1（上限1万円）
H21	170	
H22	120	駆除費用の2分の1（上限8千円）
H23	215	
H24	359	

施策2

空き地の適正管理

空き地については、その土地の所有（管理）者の管理が不十分な場合は、雑草が繁茂して、害虫の発生、アレルギー疾患の原因、火災の発生源になるとして、周辺の住民から多くの苦情が寄せられています。

これらの苦情を受けたときは、空き地の所有（管理）者へ「大分市環境美化に関する条例」に基づき適正な管理を行うよう、文書等で指導しています。

空き地の雑草に関する苦情件数の推移

年度	苦情件数	区画数
H20	72	107
H21	75	127
H22	84	124
H23	90	141
H24	131	180

第4章

資源、エネルギーを大切にし、

環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます

- 施策1 ごみの排出抑制・減量化の推進
- 施策2 リサイクルの推進
- 施策3 産業廃棄物の適正処理

第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます

- 施策1 水の効率的な利用促進
- 施策2 消費生活における省エネルギーの促進
- 施策3 新エネルギー導入の促進

第3節 地球環境に配慮した取組を進めます

- 施策1 地球温暖化対策の推進
- 施策2 オゾン層保護の推進
- 施策3 酸性雨対策の推進



第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます

施策1

ごみの排出抑制・減量化の推進

(1) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成6年4月に生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を施行しました。

この条例により、各主体の基本的責務などを定め、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正処理を図っています。

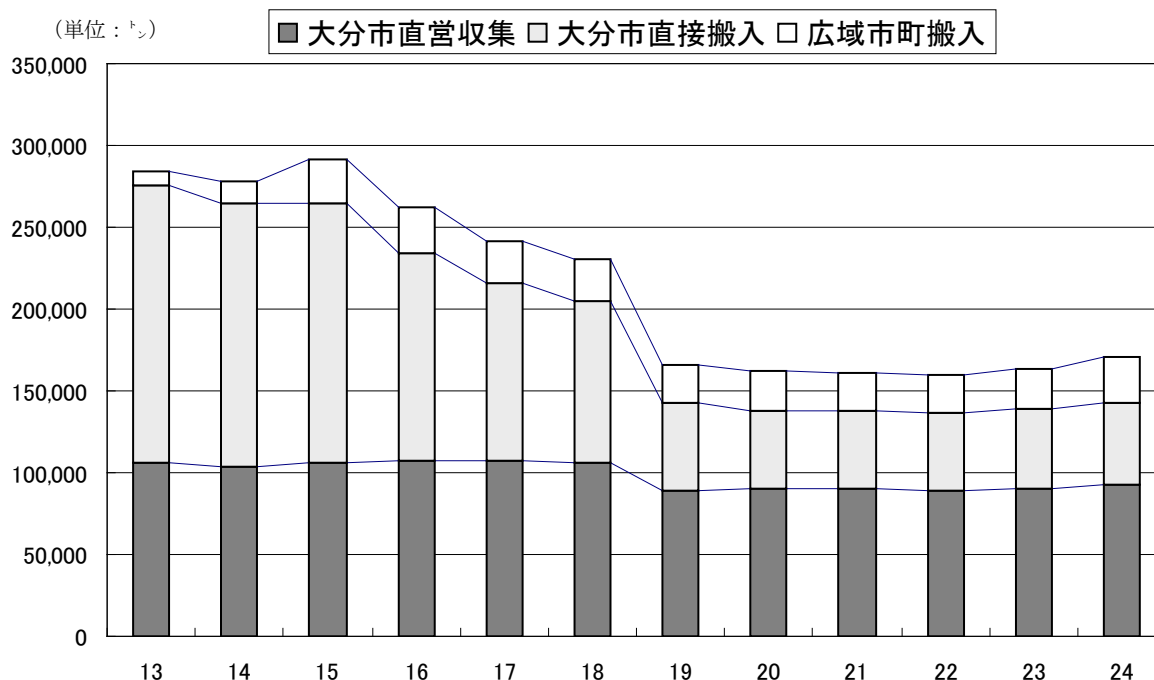
(2) 一般廃棄物処理基本計画

本計画は、本市におけるごみ処理事業の最上位計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するものであり、大分市総合計画及び大分市環境基本計画に定める、ごみ処理施策における基本理念や基本方針をさらに具体化するための施策を表すものです。

この計画により、廃棄物の排出抑制・減量化、資源化やその適正処理などに関する施策を総合的・計画的に推進しています。



ごみ搬入実績の推移



(3) 生ごみの減量化

家庭から排出されるごみの多くは調理ごみや残飯などの「生ごみ」です。「生ごみ」には多くの水分が含まれていることから、焼却の効率を低下させています。

そこで、本市では「生ごみ」の減量化や再資源化を図るため様々な施策を推進しています。

また、家庭で手軽に取り組める「生ごみのひと絞り運動」を普及・啓発することにより、多くの市民に生ごみの減量に関心を持ってもらい、既存の生ごみ減量化事等とあわせて家庭における生ごみの減量を推進します。

■生ごみ処理容器貸与事業

コンポスト容器、ボカシ容器（2個1セット）を無償で貸与し、その利用状況等についての巡回指導を行うことにより、生ごみの減量化・堆肥化の推進を図っています。



生ごみ処理容器貸与実績

	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	廃止 件数	貸出件数 合計
コンポスト貸与件数	9,275	490	599	431	590	544	640	11,289
ボカシ貸与セット数	3,401	182	165	152	182	141	403	3,820
減量効果 (t)	18,656	967	876	1,024	900	872		23,295

■生ごみ処理機器購入補助事業

生ごみの一層の減量とリサイクルの推進を図るため、平成13年度から開始しました。電動式・非電動式ともに本体購入価格の2分の1の補助（上限：電動式2万2千円、非電動式1万1千円）を行っています。

生ごみ処理機器購入補助実績

	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	累計
補助件数	4,267	218	153	111	110	79	4,938
内訳							
電動式	(4,256)	(214)	(151)	(108)	(109)	(79)	(4,917)
非電動式	(11)	(4)	(2)	(3)	(1)	(0)	(21)
減量効果 (t)	5,010	394	294	259	183	130	6,270

■生ごみのコミュニティ回収事業

地域単位（20～50 世帯）で生ごみ処理機を利用し、その生成物を堆肥として利用することにより、環境意識の醸成やコミュニティの活性化を図ることを目的としています。現在、広内地区と竹中高城地区の2地区で取り組みを行っています。



生ごみ処理機設置件数

年度	設置数	設置団体名	H21	H22	H23	H24
20	1 機	広内自治会	3,316	3,423	2,534	2,830
21	1 機	高城自治会(竹中)	—	1,840	1,752	1,550
減量値(kg) 合 計			3,316	5,263	4,286	4,380

■段ボールコンポスト普及啓発事業

多様化する市民のニーズに対応するため、家庭で比較的手軽にできる段ボール箱を使用したコンポスト容器の支給事業を平成 21 年度から開始しました。

段ボールコンポストとは、「段ボール箱」に「ピートモス」・「もみ殻くん炭」を混ぜ合わせたものに、生ごみを入れ堆肥化するので、1 世帯 1 セットずつ 4 セットの支給を行い、4 セット終了後、再度申請することにより、継続して取り組むことができます。



(段ボールコンポスト容器の作り方)

段ボールコンポスト申請数

	H21	H22	H23	H24	累計
支給世帯数	989	920	928	595	3,432
減量効果 (t)	66	79	80	73	298

(4) ごみ減量推進事業所の指定

平成 6 年度より、大規模事業所を「ごみ減量推進事業所」として指定し、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量計画書の作成・提出を求めることにより事業系廃棄物の減量を図っています。

指定基準は、床面積の合計が 3,000 ㎡以上の事業所（市内に有するもの）又は、その他ごみ減量効果が大きいとして市長が特に認めるもの（ただし、市内に有する面積が 500 ㎡以上のもの）となっています。平成 25 年 3 月末現在 121 事業所をごみ減量推進事業所として指定しています。

ごみ減量推進事業所数

	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	廃止数	指定数 合計
事業所数	142	0	0	2	0	0	23	121

(5) エコショップ認定

ごみ減量やリサイクル・環境保全等に積極的に取り組んでおり、認定基準を満たしている小売店舗等をエコショップとして認定し、認定票及び認定証を交付するとともに、大分市ホームページ等を利用して公表を行うエコショップ認定事業を平成 12 年度から実施し、事業者及び市民のごみ減量・リサイクル意識の高揚を図っています。

認定を受けた事業者は、計画書及び実績報告書を毎年市長に提出し、環境保全に留意しながらごみ減量・リサイクルを実践しています。

平成 25 年 3 月末現在 86 事業所をエコショップとして指定しています。



(6) 多量排出事業者に対する指導

事業活動に伴い、多量の産業廃棄物を発生させる事業者に対し、発生抑制と減量化計画策定の指導に努めています。

また、多量排出事業者から提出のあった産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書及び処理計画に係る実施状況報告書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 11 項及び第 12 条の 2 第 12 項の規定に基づき公表しています。

処理計画書及び実施状況報告書提出事業者数

業 種	処理計画書		処理計画実施状況報告書	
	産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物	産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物
建設業	55		44	
製造業	19	11	14	11
鉱業	1		1	
電気・ガス・水道業	5	1	4	
通信業	1		1	
医療業		5		5
サービス業		1		2
計	81	18	64	18

(7) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会

ごみの減量やリサイクルの推進を図るため、平成 3 年 11 月 1 日に「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」を設置し、市内におけるごみの減量やごみの再資源化・再利用等についての検討・協議を行っています。

※ 協議会委員構成	計 22 名
市民の代表者	9 名
関係団体の代表者	12 名
市職員	1 名



施策 2

リサイクルの推進

(1) 有価物集団回収運動促進事業

昭和 51 年度から始めた新聞紙等の集団回収運動は、市民参加のリサイクル運動として取組み、ごみの減量・再資源化を図っていくうえで大きな成果を上げるとともに、地域におけるコミュニティづくりに貢献しています。

平成 5 年度には、回収団体の活動意欲の高揚を図るため、定額制による報償金制度の導入を行いました。

この運動をさらに拡大し、地域に密着させていくため、平成 8 年度からこれまでの定額制に加え、従量制を取り入れた制度の見直しを行い、回収団体の活動意欲の高揚と回収実績の向上を目指すこととしています。なお、平成 23 年 6 月からは新たに廃食用油を報償金対象品目に加えています。

有価物集団回収運動実施状況

年度	実施団体数	回収重量(t)
H12以前	591	141,949.74
H 13	572	7,066.12
H 14	536	6,186.36
H 15	523	6,054.79
H 16	515	5,788.19
H 17	518	5,450.94
H 18	517	5,077.87
H 19	505	4,727.67
H 20	517	4,308.66
H 21	496	3,967.80
H 22	501	3,742.32
H 23	525	3,617.48
H 24	541	3,524.79
累計		201,462.73

(2) 剪定枝等のリサイクル

埋立場の延命化と資源の再利用を図るため、埋立場に排出される廃棄物の中で、庭木、公園内の樹木等の剪定枝等のリサイクルを行っています。

剪定枝資源化量

年度	H 21	H 22	H 23	H 24	合計
資源化量(t)	838.68	582.22	754.63	877.89	3,053.42

(3) 資源物の分別回収

平成 10 年 1 月から家庭から排出される「缶・びん・ペットボトル」を資源物として分別収集を開始しました。さらに平成 13 年 4 月からは「新聞類」「その他紙類」「布類」、平成 19 年 4 月からは「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始し、平成 20 年 4 月に一部見直しを行い、汚れの落ちにくいレトルト容器や洗いにくいラップ・チューブ類などを「燃やせるごみ」としました。

缶・びん・ペットボトル回収実績

年度	回収量(t)
H 9	849.39
H 10	4,181.33
H 11	4,447.30
H 12	4,502.29
H 13	4,671.92
H 14	4,481.26
H 15	4,454.55
H 16	4,494.17
H 17	5,245.92
H 18	5,548.00
H 19	5,958.90
H 20	6,006.03
H 21	5,985.09
H 22	5,881.30
H 23	5,495.38
H 24	5,778.27

新聞類・その他紙類・布類

年度	回収量(t)
H 13	12,324.83
H 14	12,185.88
H 15	12,102.02
H 16	11,779.48
H 17	11,690.47
H 18	12,314.15
H 19	17,053.24
H 20	15,344.13
H 21	14,162.16
H 22	13,638.23
H 23	13,352.59
H 24	12,961.57

プラスチック製容器包装

年度	回収量(t)
H 16	15.00
H 17	129.21
H 18	116.14
H 19	4,394.51
H 20	3,459.28
H 21	3,014.14
H 22	2,812.76
H 23	2,582.55
H 24	2,465.21

(4) 牛乳パック回収事業

牛乳やジュースの紙パックの再資源化を図るために、平成4年度から事業に取り組んでいます。

市の施設（本庁・各支所・地区公民館等）23ヶ所に回収箱を設置し、福祉施設が回収を行っています。

牛乳パック回収実績

年度	回収重量(kg)	年度	回収重量(kg)	年度	回収重量(kg)
H 4	1,858	H 12	2,745	H 20	623
H 5	3,111	H 13	1,456	H 21	503
H 6	3,840	H 14	1,147	H 22	1,957
H 7	3,979	H 15	1,107	H 23	1,809
H 8	5,234	H 16	897	H 24	1,640
H 9	3,244	H 17	874		
H 10	4,434	H 18	908		
H 11	3,666	H 19	596	累計	45,628 kg

※平成22年度からは環境展等のイベントにおける回収も含む

施策 3

産業廃棄物適正処理の監視

(1) 立入調査

産業廃棄物の適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 19 条の規定に基づき、排出事業者や処理業者に対する立入調査を実施し、処理基準の遵守と減量化・資源化等の推進について指導を行っています。

監視・調査内容	件数
事業所立入調査	746
事業所水質調査	297
焼却施設等ダイオキシン類濃度調査	10
産業廃棄物最終処分場測量調査	4
計	1,057

(2) 不法投棄パトロール

産業廃棄物の不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心にパトロールを行うとともに、不法投棄を発見した場合には、原因者を究明し原状回復を基本に対処しています。

種別 \ 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
一般廃棄物	379	331	276	200	271
その他家庭ごみ	215	166	197	127	169
家 電	164	165	79	73	102
産業廃棄物	43	34	38	22	25
合 計	422	365	314	222	296

(3) 処理施設の円滑な設置と適正な配置

産業廃棄物処理施設の許可等においては、排出量、処理施設の処理能力などに応じて、その適正な配置に努めています。

産業廃棄物処理施設

処理施設の種類	件数
汚泥の脱水施設	24
汚泥の乾燥施設	2
廃油の油水分離施設	2
廃酸・廃アルカリの中和施設	3
廃プラスチック類の破碎施設	10
木くず又はがれき類の破碎施設	51
コンクリート固型化施設	1
汚泥の焼却施設	7
廃油の焼却施設	9
廃プラスチック類の焼却施設	11
その他の産業廃棄物の焼却施設	21
産業廃棄物の最終処分場	24
計	165

許可対象外の産業廃棄物処理施設

処理施設の種類	件数
汚泥の脱水施設	10
汚泥の乾燥施設	5
廃油の油水分離施設	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	7
廃プラスチック類の破碎施設	42
木くず又はがれき類の破碎施設	12
その他の産業廃棄物の破碎施設	16
その他の産業廃棄物の焼却施設	7
その他の産業廃棄物処理施設	83
計	188



第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます

施策1

水の効率的な利用促進

(1) 雨水貯留施設設置補助

都市の保水力を高め、また、雨水を庭木の散水や災害時における初期消火などに有効活用できるよう、市民が雨水貯留施設を設置する場合、費用の一部を助成しています。制度や実績については、以下の表のとおりです。

対象者の要件 (右を全て満たす方)	①市内において雨水貯留施設を設置する建築物と同一の敷地内に居住していること ②同一世帯の方が過去5年以内にこの補助金の交付を受けていないこと ③市税の滞納がないこと														
対象施設の要件	①雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を備えていること ②貯留容量が100リットル以上であること ③設置から5年以上使用できると認められること ④雨水タンクについては、水栓・オーバーフロー対応・転倒防止施設を備えていること ⑤浄化槽転用施設については、水栓及びポンプ設備(自動停止機能を備えているものに限る)があること														
対象経費	①雨水タンクについては、製品の本体価格・付属品価格・設置費用・配送費・消費税等のすべての経費 ②浄化槽転用施設については、雨どいからの配管工事等に加えポンプ価格・設置費・消費税等のすべての経費 ※工具、脚立、作業台等の購入費用は対象外														
補助金額	対象経費の2分の1(1,000円未満は切り捨て) 補助限度額=雨水タンクは25,000円、浄化槽転用施設は50,000円 ※平成22年度までは、どちらも30,000円														
実績	<table> <tr> <td>平成19年度</td><td>32件</td></tr> <tr> <td>平成20年度</td><td>70件</td></tr> <tr> <td>平成21年度</td><td>77件</td></tr> <tr> <td>平成22年度</td><td>77件</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>86件</td></tr> <tr> <td>平成24年度</td><td>117件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>459件</td></tr> </table>	平成19年度	32件	平成20年度	70件	平成21年度	77件	平成22年度	77件	平成23年度	86件	平成24年度	117件	合計	459件
平成19年度	32件														
平成20年度	70件														
平成21年度	77件														
平成22年度	77件														
平成23年度	86件														
平成24年度	117件														
合計	459件														

施策 2

消費生活における省エネルギーの促進

(1) リフォーム教室

ごみ減量や資源保護への関心が高まるなかで、省資源・省エネルギーを心がけた生活を送っていただけるよう、リフォーム教室を開催し、意識の高揚を図っています。

(2) 市民エコ・ライフ運動

市民一人ひとりの日常生活における地球温暖化防止に向けた取組として、節電、節水、省資源、省エネルギー、リサイクルなど環境に配慮した行動の促進を図るため、平成 11 年 11 月から「市民エコ・ライフ運動」を展開し、「エコ・クッキング講習会」を行いました。(内容は P85 第 5 章第 1 節 施策 3 に掲載)



施策 3

新エネルギー導入の促進

(1) ごみ焼却余熱利用発電

佐野清掃センター清掃工場及び福宗環境センター清掃工場では、焼却によって発生する熱を積極的に利用した高効率の発電設備（佐野清掃センター清掃工場：9,500 k w、福宗環境センター清掃工場 6,000 k w）を設置し、工場内の冷暖房及び給湯設備に利用するほか、余剰電力を電力会社に売電しています。さらに、佐野清掃センター清掃工場では、隣接する佐野植物公園に温水を供給しています。

年 度	施設名	発電電力量 (kwh)	売電電力量 (kwh)	売電収入額 (円)
H 20	佐野清掃工場	28,024,370	5,766,480	49,579,639
	福宗清掃工場	21,026,730	10,400,460	87,994,609
H 21	佐野清掃工場	26,680,900	5,939,220	50,316,330
	福宗清掃工場	23,164,200	11,649,060	97,979,787
H 22	佐野清掃工場	25,308,910	5,041,200	42,966,235
	福宗清掃工場	24,054,750	12,294,960	103,937,691
H 23	佐野清掃工場	28,079,300	6,391,920	55,737,298
	福宗清掃工場	26,208,200	14,202,600	119,705,917
H 24	佐野清掃工場	31,723,080	8,015,880	69,934,372
	福宗清掃工場	24,788,520	12,989,268	109,490,175



第3節 地球環境に配慮した取組を進めます

施策1

地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、地球全体の環境に影響を及ぼし、人類の生存基盤を危うくしかねない深刻な問題になっており、その対策として、温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっています。

大分市の地球温暖化対策の主な動き		
2000年（平成12年）	3月	「大分市環境基本計画」策定
2006年（平成18年）	12月	「大分市環境基本条例」制定
2007年（平成19年）	6月	「市民協働のまちづくり」の柱の一つに「地球環境保全の取り組み」を追加
2007年（平成19年）	12月	「地球温暖化対策おおいた市民会議」設立
2008年（平成20年）	5月	「大分市環境基本計画」改定
2008年（平成20年）	6月	「大分市地球温暖化対策行動指針」策定
2008年（平成20年）	12月	「おおいた市民一斉省エネチャレンジ」開始（平成24年現在、継続中）
2009年（平成21年）	4月	「大分市環境にやさしい自動車導入推進事業補助金」交付開始
2009年（平成21年）	9月	「おおいた市民環境大学」創設（平成24年現在、第4期を開講）
2010年（平成22年）	5月	市役所本庁舎南側壁面で「緑のカーテン」設置開始（平成24年現在、継続中）
2011年（平成23年）	5月	3.11 東日本大震災に伴い、節電の実施強化
2012年（平成24年）	4月	「大分市太陽光発電設備設置費補助金」交付開始
2013年（平成25年）	3月	「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定

平成20年6月に「地球温暖化対策おおいた市民会議」を中心に策定した「大分市地球温暖化対策行動指針」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進し、一人でも多くの市民、事業者がこの地球温暖化問題への理解を深め、主体的にまた協働して取り組む市民運動へと展開しています。平成25年3月には、この行動指針を見直し、「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。なお、大分市の温暖化の状況については資料編P137 資9-3、P138 資9-4を参照ください。

大分市における二酸化炭素排出量の削減目標（大分市地球温暖化対策行動指針より）

二酸化炭素の削減目標	排出部門	削減目標の対象	現況年度（平成16年度）に対する削減目標	
			中間目標年度（平成24年度）	目標年度（平成28年度）
	民生（家庭）部門	1世帯あたりの二酸化炭素排出量	6% 削減	10% 削減
	民生（業務）部門	床面積（㎡）あたりの二酸化炭素排出量	8% 削減	13% 削減
	運輸（自動車）部門	1台あたりの二酸化炭素排出量	15% 削減	22% 削減

(1) 大分市地球温暖化対策実行計画

本市においては、職員自らの行政活動を環境に配慮したものとするため、平成 10 年 4 月から「大分市エコ・オフィス運動」に取り組み、平成 14 年 4 月には、本市の事務・事業より排出される温室効果ガスの排出を抑制するため、「大分市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

また、平成 17 年度には、副市長を本部長とする「大分市地球環境保全推進本部」を設置し、本実行計画の推進体制を整備し、平成 19 年度からは第 2 期計画として改定し、取組を継続してきました。

平成 25 年度からは、平成 25 年 3 月に策定した「大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガスの削減に向けた取組を推進していきます。

■ 計画期間、数値目標

第 2 期計画期間は、平成 19 年度から平成 24 年度までで、基準年度は平成 17 年度です。

対象となる物質は、全ての温室効果ガスで、数値目標は次の表のとおりです。

大分市地球温暖化対策実行計画																						
対象物質	①二酸化炭素（CO ₂ ） ②メタン（CH ₄ ） ③一酸化二窒素（N ₂ O） ④ハイドロフルオロカーボン（HFC） ⑤パーフルオロカーボン（PFC） ⑥六フッ化硫黄（SF ₆ ）																					
排出量の削減目標	基準年度(平成 17 年度)比で平成 24 年度までに 6,178 t-CO ₂ （6%）を削減する。（計画期間：H19～H24） <table><tr><td></td><td>削減目標（t - CO₂）</td><td>総排出量（t - CO₂）</td></tr><tr><td>基準年度 H17</td><td>－</td><td>102,971</td></tr><tr><td>目標年度 H24</td><td>6,178 削減</td><td>96,793</td></tr></table>			削減目標（t - CO ₂ ）	総排出量（t - CO ₂ ）	基準年度 H17	－	102,971	目標年度 H24	6,178 削減	96,793											
	削減目標（t - CO ₂ ）	総排出量（t - CO ₂ ）																				
基準年度 H17	－	102,971																				
目標年度 H24	6,178 削減	96,793																				
分野別目標行動（方針）	活動区分及び、分野別目標 <table><tr><th>活動区分 / 分野目標</th><th>数値目標</th></tr><tr><td>電気使用量</td><td>10%以上 削減</td></tr><tr><td>水の使用量</td><td>10%以上 削減</td></tr><tr><td>A重油、灯油、都市ガス、LPG</td><td>10%以上 削減</td></tr><tr><td>コピー用紙の使用量</td><td>10%以上 削減</td></tr><tr><td>ガソリン、軽油</td><td>10%以上 削減</td></tr><tr><td>庁舎等からの廃棄物量</td><td>10%以上 削減</td></tr><tr><td>廃棄物のリサイクル率</td><td>50%以上</td></tr><tr><td>環境に配慮した製品のグリーン化率</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>低公害車の導入割合</td><td>50%以上</td></tr></table> 1. 財(物品等)の購入に当たっての配慮 2. 財(物品等)やサービスの使用にあたっての配慮 3. 物品の廃棄に当たっての配慮 4. 建築物の建築、管理、解体にあたっての配慮 5. 発注工事や施設管理委託にあたっての配慮		活動区分 / 分野目標	数値目標	電気使用量	10%以上 削減	水の使用量	10%以上 削減	A重油、灯油、都市ガス、LPG	10%以上 削減	コピー用紙の使用量	10%以上 削減	ガソリン、軽油	10%以上 削減	庁舎等からの廃棄物量	10%以上 削減	廃棄物のリサイクル率	50%以上	環境に配慮した製品のグリーン化率	70%以上	低公害車の導入割合	50%以上
活動区分 / 分野目標	数値目標																					
電気使用量	10%以上 削減																					
水の使用量	10%以上 削減																					
A重油、灯油、都市ガス、LPG	10%以上 削減																					
コピー用紙の使用量	10%以上 削減																					
ガソリン、軽油	10%以上 削減																					
庁舎等からの廃棄物量	10%以上 削減																					
廃棄物のリサイクル率	50%以上																					
環境に配慮した製品のグリーン化率	70%以上																					
低公害車の導入割合	50%以上																					

■「大分市地球温暖化対策実行計画」に係る平成 24 年度実績について

本実行計画に係る平成 24 年度温室効果ガスの活動区分別排出量は表 1 のとおりです。

平成 24 年度実績は、平成 17 年度との比較で 60.3% (62,123t-CO₂) の増加となりました。

(注 1) 増加の要因は、平成 20 年に改正された「温対法」に基づく算定方法等に合わせ、算定対象を全市有施設としたこと及び、算定方法を変更したためです。なお、従前の算定方法によると平成 24 年度実績は「80,774t-CO₂」となり、平成 17 年度との比較で 21.6% (22,197t-CO₂) の減少となり、本実行計画の削減目標である温室効果ガス排出量 (6,178t-CO₂) 削減を達成しています。

また、本実行計画に係る平成 24 年度温室効果ガス（種類）別排出量は、表 2 のとおりです。

最後に、本実行計画に係る分野別目標の達成状況は、表 3 のとおりです。

表 1 温室効果ガスの活動区分別排出量

活動区分		H17(合併後)		H22		H23		H24		増減率 % (H24/H17)	増減率 % (H24/H23)
		活 動 量	排出量(t-CO ₂) 割 合 (%)	活 動 量	排出量(t-CO ₂) 割 合 (%)	活 動 量	排出量(t-CO ₂) 割 合 (%)	活 動 量	排出量(t-CO ₂) 割 合 (%)		
電 気 の 使 用	買電(kWh)	83,136,675	29,680 (28.8)	89,565,452	33,497 (23.1)	90,389,767	33,806 (20.2)	87,729,061	46,058 (27.9)	55.2	36.2
	売電(kWh)	34,648,111	12,369 (12.0)	17,326,970	6,721 (4.6)	20,593,160	7,988 (4.8)	21,000,390	8,146 (4.9)	△ 34.1	2.0
	売買差(kWh)	48,488,564	17,311 (16.8)	72,238,482	26,776 (18.5)	69,796,607	25,818 (15.4)	66,728,671	37,912 (23.0)	119.0	46.8
燃 料 の 燃 焼	ガソリン(ℓ)	357,946	827 (0.8)	391,859	910 (0.6)	365,015	847 (0.5)	359,168	833 (0.5)	0.7	△ 1.7
	灯油(ℓ)	1,198,261	3,028 (2.9)	905,337	2,254 (1.6)	804,082	2,002 (1.2)	770,015	1,917 (1.2)	△ 36.7	△ 4.2
	軽油(ℓ)	615,873	1,626 (1.6)	450,739	1,165 (0.8)	474,930	1,228 (0.7)	488,275	1,261 (0.8)	△ 22.4	2.7
	A重油(ℓ)	214,043	593 (0.6)	68,098	185 (0.1)	72,443	196 (0.1)	59,414	160 (0.1)	△ 73.0	△ 18.4
	LPG(m ³)	46,246	304 (0.3)	105,805	632 (0.4)	93,579	559 (0.3)	90,996	548 (0.3)	80.3	△ 2.0
	天然ガス(m ³)	—	—	6,309	14 (0.0)	3,505	8 (0.0)	0	0 (0.0)	—	皆減
	都市ガス(m ³)	827,115	1,919 (1.9)	1,039,425	2,388 (1.6)	1,040,023	2,389 (1.4)	1,000,655	2,296 (1.4)	19.6	△ 3.9
	計		8,297 (8.1)		7,547 (5.2)		7,229 (4.3)		7,015 (4.2)	△ 15.5	△ 3.0
一般廃棄物の焼却(t)		180,181	2,787 (2.7)	168,120	2,958 (2.0)	175,492	3,088 (1.8)	180,314	3,173 (1.9)	13.9	2.8
一般廃棄物中のプラスチック類の焼却(t)		12,279	32,417 (31.5)	32,396	89,738 (61.9)	40,500	112,185 (67.0)	34,597	95,834 (58.0)	195.6	△ 14.6
溶融炉でのコークスの使用量(t)		5,293	17,148 (16.7)	4,735	15,006 (10.4)	5,062	16,042 (9.6)	5,696	18,052 (10.9)	5.3	12.5
廃棄物の埋立て処分(t)		9,561	22,670 (22.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	皆減	—
下水の処理量(m ³)		34,973,911	646 (0.6)	38,859,025	2,646 (1.8)	41,872,964	2,851 (1.7)	42,932,171	2,923 (1.8)	352.5	2.5
下水汚泥の焼却量(t)		5,779	1,598 (1.6)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	皆減	—
し尿の処理量(m ³)		—	—	123,599	187 (0.1)	122,383	185 (0.1)	118,885	180 (0.1)	—	△ 2.9
その他			97 (0.1)		57 (0.0)		56 (0.0)		5 (0.0)	△ 94.8	△ 91.1
合 計			102,971 (100)		144,915 (100)		167,453 (100)		165,094 (100)	60.3	△ 1.4
					84,528		84,581		80,774 (注 1)	△ 21.6	△ 4.5

表2 温室効果ガス（種類）別排出量

種類	主な発生源	H17(合併後)	H22	H23	H24	増減 % (H24/H17)	増減 % (H24/H23)
		排出量(t-CO ₂)	排出量(t-CO ₂)	排出量(t-CO ₂)	排出量(t-CO ₂)		
		構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)		
二酸化炭素 (CO ₂)	・電気使用・燃料使用(コークス、ガソリン、灯油等) ・一般廃棄物(プラスチック類)の焼却	75,002 (72.8)	139,067 (83.0)	161,274 (97.7)	158,818 (96.2)	111.8	△ 1.5
メタン (CH ₄)	・一般廃棄物の焼却 ・下水道処理 ・自動車走行	23,461 (22.8)	738 (0.4)	793 (0.5)	811 (0.5)	△ 96.5	2.3
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・燃料使用(灯油、A重油) ・一般廃棄物の焼却 ・自動車走行	4,466 (4.3)	5,102 (3.0)	5,376 (3.3)	5,458 (3.3)	22.2	1.5
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・封入カーエアコンの使用	42 (0.04)	8 (0.00)	11 (0.01)	8 (0.00)	△ 81.0	△ 27.3
パーフルオロカーボン (PFC)	・冷媒として封入されている製品の使用	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	—	—
六フッ化硫黄 (SF ₆)	・電気設備に封入された電気絶縁ガス	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	—	—
合計		102,971 (100)	144,915 (100)	167,453 (100)	165,094 (100)	60.3	△ 1.4

表3 分野別目標の達成状況

計画分野			数値目標	H17 (合併後)	H22	H23	H24	増減 (H24/H17)	増減 (H24/H23)
① エネルギー・ 資源等	電気使用量	(kWh)	10%以上 削減	48,488,564	72,238,482	69,796,607	66,728,671	37.6 %	△4.4 %
	A重油	(ℓ)	10%以上 削減	214,043	68,098	72,443	59,414	△72.2 %	△18.0 %
	灯油	(ℓ)	10%以上 削減	1,198,261	905,337	804,082	770,015	△35.7 %	△4.2 %
	都市ガス	(m ³)	10%以上 削減	827,115	1,039,425	1,040,023	1,000,655	21.0 %	△3.8 %
	LPG	(m ³)	10%以上 削減	46,246	105,805	93,579	90,996	96.8 %	△2.8 %
	ガソリン	(ℓ)	10%以上 削減	357,946	391,859	365,015	359,168	0.3 %	△1.6 %
	軽油	(ℓ)	10%以上 削減	615,873	450,739	474,930	488,275	△20.7 %	2.8 %
	水使用量	(m ³)	10%以上 削減	1,183,364	1,010,727	913,625	899,413	△24.0 %	△1.6 %
	コピー用紙使用量	(kg)	10%以上 削減	457,185	451,747	428,802	467,954	2.4 %	9.1 %
	庁舎等からの廃棄物量 (うち資源物量)	(kg)	10%以上 削減	1,250,961 (426,581)	1,070,961 (585,706)	1,020,564 (527,486)	1,084,218 (550,310)	△13.3 % (29.0%)	6.2 % (4.3%)
	廃棄物のリサイクル率		50%以上	34.1%	54.7%	51.7%	50.8%		
	環境配慮製品のグリーン化率 (グリーン物品項目数/単価契約物品項目数)		70%以上	57.1% (64/112)	63.7% (65/102)	65.7% (67/102)	65.7% (67/102)		
	低公害車の導入割合 (導入台数累計/総台数)		50%以上	12.6% (104/828)	32.3% (268/831)	35.3% (281/795)	37.2% (296/796)		
計画分野			数値目標 (H24目標値)	H18 (基準年度)	H22	H23	H24		
② の一般 焼却廃 棄物 ※物	ごみ排出量	(t)	30.9%以上	223,170	159,338	160,603	164,455		
	削減率	(%)	削減	—	28.6%	28.0%	26.3%		
	資源化量	(t)	リサイクル率	42,774	35,073	36,260	35,647		
	リサイクル率	(%)	32.5%以上	18.4%	21.3%	21.9%	21.0%		
	最終処分量	(t)	最終処分率	46,216	12,910	10,513	11,638		
	最終処分率	(%)	3.8%以下	20.7%	8.1%	6.5%	7.1%		

※「大分市一般廃棄物処理基本計画」については平成24年度に改定され、目標値等が見直されています。

（２）エコエネルギー導入促進事業

エコエネルギーを普及、拡大するため、太陽光発電設備等、エコエネルギー設備の導入を支援しています。

■太陽光発電設備設置補助事業

住宅用太陽光発電設備を設置する市民（個人）に対し、経費の一部を支援することにより、再生可能エネルギーの利用を促し、温室効果ガスの削減を図っています。

（平成 24 年度実績： 1kw あたり 3 万円（上限 10 万円） 598 件 設置総出力 2,763kw）

■大分市市民共同発電事業

本市では、NPO 法人が市有施設に設置した太陽光発電設備により発電された電気代相当額を、交付金として当該 NPO 法人に交付する「大分市市民共同発電事業」を実施しています。

平成 24 年度末現在、のつはる少年自然の家（平成 19 年設置）、古国府浄水場（平成 20 年設置）、高崎山おさる館（平成 21 年設置）及び大分市学校給食西部共同調理場（平成 22 年設置）に設置された 4 基の太陽光発電設備が稼働しています。

■大分市公有財産の屋根貸し等による太陽光発電事業

本事業は、再生可能エネルギーの普及啓発を目的に、大分市が所有する公共施設の屋根等を民間事業者等に貸与し、貸与を受けた民間事業者等が太陽光発電設備を設置し、運営する事業です。

平成 24 年度は、8 施設 6 市有地（うち 3 市有地は水道局所有）について実施事業者を募集し、4 施設 1 市有地の応募がありました。

（３）温室効果ガス削減推進事業

温室効果ガス削減対策を考えるための市民会議を開催し、温室効果ガス削減に向けた身近な対策を提起し、市民運動として展開しています。

■「地球温暖化対策おおいた市民会議」の開催

平成 19 年 12 月に本市の地球温暖化防止の取組の推進母体として市民、事業者、行政から成る「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置しました。

平成 24 年度は、4 回の会議と 8 回の部会を開催し、「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「おおいた市民一斉省エネチャレンジ 2012（夏）」、「おおいた市民環境大学」等についての協議を行いました。

■「おおいた市民一斉省エネチャレンジ 2012（夏）」の実施

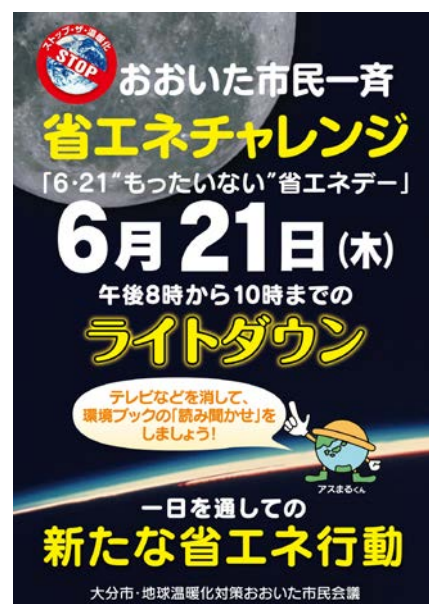
全市域一斉に、市民、事業者が家庭や事業所、地域で節電、節ガス、節水やエコドライブ等、さらなる省エネ行動に挑戦していただくことを目的に、6月の環境月間中に実施しました。

◎基本チャレンジ項目

- ・午後8時から10時までのライトダウンの実施
- ・一日を通しての新たな省エネ行動の実施

○「6・21“もったいない”省エネデー」

実施日：平成24年6月21日



■節電キャンペーンの展開

地球温暖化対策及び東日本大震災の影響による電力不足に対応するため、市民、事業者の皆さんに節電の続行を広く呼び掛けるために、「地球温暖化対策おおいた市民会議」と協働して節電キャンペーンを展開しました。

①「節電続行中ーみんなで節電 2012 夏ー」

実施期間：平成24年6月1日～9月30日

②おおいた市民総参加キャンペーン「みんなで節電 2012 冬」

実施期間：平成24年12月1日～平成25年3月31日



■マイバッグ運動の推進（レジ袋の無料配布の中止）

平成 21 年 3 月 3 日、県、14 市 2 町、消費者団体、事業者等が参加し「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定締結式」が行われ、6 月 1 日から「レジ袋の無料配布の中止」がスタートしました。

本市では、この取組の周知を図るため、校区単位（全市域の自治委員対象）での説明や市報特集号、市ホームページ等で取組紹介を行なうとともに、スタート直前には、県や消費者団体、協定参加スーパー等に呼びかけ、大分駅前やスーパー等で、街頭啓発活動を行いました。

平成 25 年 3 月末日現在、この取組には、県内の食品スーパー 32 事業者 227 店舗、市内の食品スーパー 84 店舗が参加しており、マイバッグ持参率は県全体で 84.6%、大分市で 85.6%となっています。

■緑のカーテン運動

緑のカーテンは、建物への日差しを遮り部屋の温度上昇と冷房の使用を抑制し、また癒しの効果も期待できることから、本市では節電をはじめとする地球温暖化対策の一環として、本運動の展開に努めているところです。

平成 24 年度は、市役所本庁舎南側（2 階から 7 階）に、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマの 3 種類の緑のカーテンを設置しました。

また、「第 20 回おおいた人とみどりふれあいいち」や、大分市環境展において、ゴーヤ、アサガオの苗を無料配布しました。



市役所本庁舎南側の緑のカーテン



「第 20 回おおいた人とみどりふれあいいち」
において苗を配布

（４）環境にやさしい自動車導入推進事業

環境にやさしい（電気自動車）を購入する市民（個人）に対し、経費の一部を支援することにより、日常生活におけるエネルギーや資源の節約を促し、温室効果ガスの削減を図っています。

	H21	H22	H23	H24
補助金額 （1 件あたり）	3 万円	30 万円	10 万円	20 万円
補助件数	※482 件	5 件	43 件	50 件

※平成 21 年度はハイブリッド自動車も補助対象

施策 2

オゾン層保護の推進

(1) オゾン層保護対策

成層圏のオゾン層を破壊する特定フロン（CFC）等については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、規制スケジュールが定められており、国内においては「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」によって生産規制等が行われています。また、特定フロンの大気中への排出を抑制するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成 14 年に施行され、業務用冷凍空調機器等のフロン類について回収・破壊が義務づけられるとともに、特定フロンの回収業者等の登録が必要となっています。

平成 13 年に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」や平成 17 年に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、冷媒として使用されているフロン類については、再資源化または破壊することが義務づけられています。

施策 3

酸性雨対策の推進

(1) 酸性雨対策

酸性雨とは、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となって降下してくる酸性を帯びた雨のことであり、通常 pH5.6 以下の雨をいいます。

本市では東大分小学校測定局に自動雨水採取装置を設置して、雨量と雨水中の pH を連続監視しています。また、大分市役所（市街地）と田尻小学校（山間部）の 2 ヶ所にろ過式雨水採取器を設置し、年 6 回雨水の採取を行い、pH や導電率等 12 項目について雨水成分の調査を実施しています。

なお平成 24 年度については年 6 回の調査を実施しました。

平成 24 年度の pH 測定結果は以下のとおりです。（資料編 P136 資 9-1～資 9-2 参照）

平成 24 年度 pH 測定結果

測定地点	最大	最小	平均	加重平均
東大分小学校測定局	6.0	3.4	4.7	4.6
大 分 市 役 所	6.1	4.4	5.0	4.8
田 尻 小 学 校	5.7	4.3	4.9	4.7

（注 1）東大分小学校は、降雨ごとの平均 pH について最大・最小を評価したものです。

第 5 章

環境の保全と創造に協働して取り組みます

第 1 節 教育・学習を進めます

- 施策 1 環境情報の整備と活用
- 施策 2 学校・地域における環境教育・学習の推進
- 施策 3 地産地消と食育の推進

第 2 節 協働の体制づくりを進めます

- 施策 1 人材の発掘、育成とネットワーク化
- 施策 2 市民、事業者の環境保全行動の促進



第1節 教育・学習を進めます

施策1

環境情報の整備と活用

（１）ごみ減量・リサイクルに関する説明会等による啓発活動

多くの方に、ごみ減量やリサイクルについて関心をもっていただき、日々の生活の中で実践していただくことにより、循環型社会の形成を図ることを目的とし、ごみ減量・リサイクルに関する各種施策等についての説明会を開催しています。また、市民からの要望に応じて講師として職員を派遣しています。

平成24年度は、自治会や老人会などを対象にまちづくり出張教室として実施しました。（10団体344人）

その他、市報・ホームページ・リサイクルおおいた・ごみ分別事典等でごみ減量・リサイクルの啓発を行なっています。



（２）イベントによる普及・啓発活動

広く市民に対して、ごみ減量・リサイクル運動への参加を呼びかけ、これらの運動が地球の資源と環境を守るために、いかに大切なことであるかを、各種イベントを通じて訴えています。6月の環境展では、NPOや各種団体などと共同開催し、来場者にごみ減量・リサイクルの啓発を実施しました。

また、10月の生活文化展では、啓発ブースを設置するなかで、生ごみ減量事業の紹介や古着の無償提供などを実施しました。（24年度来場者は1,407人）



(3) 大分エコライフプラザ

平成 19 年 4 月に大分市福宗環境センター内にリサイクルの啓発施設を併設し、各種イベント等を通じて環境意識の向上を図っています。

開館時間：午前 9 時～午後 5 時

休 館 日：毎週月曜日

(ただし祝日の場合は翌日)

住 所：大分市福宗 618 番地

電話番号：097-588-1410



大分エコライフプラザ

<大分エコライフプラザでの主な催し物>

○ フリーマーケット

毎月第 1 日曜日（午前 10 時～午後 1 時）にフリーマーケット（出店は無料）を開催しています。

○ 再生家具、再生自転車の抽選会（無料）

毎月第 1 日曜日（1 月は第 2 日曜日、午後 0 時 30 分から）に抽選会を行っています。

粗大ごみとして出された家具や自転車のうち、まだ使えるものや簡単な整備で使えるようになるものを無料（自転車の防犯登録料 500 円は実費）で譲渡しています。



フリーマーケットの様子

○ エコライフ体験教室

体験工房において、ごみ減量活動の一環としてさまざまな体験教室を毎月開催しています。

「つつ玉（植木鉢）づくり」「古布の小物づくり」「ステンドグラスのランプづくり」「紙すき体験教室」「廃油せっけんづくり」が行われています。

○ 古着の引受け・引渡し

家庭で不用になった古着を無償にて引き受け、希望する方へ譲渡する「古着リユースコーナー」を設置しています。なお、下着や古着で汚れたものなどは引取りできない場合があります。

施策2

学校・地域における環境教育・学習の推進

(1) 環境月間行事

環境展や環境ポスター展を通じて、環境に関する理解と意識の高揚を図りました。

■環境展

1. 開催日 平成24年6月10日
2. 場 所 ガレリア竹町ドーム広場
3. 内 容 各種団体、事業者の参加のもと、市民一人ひとりの環境に配慮する意識の高揚を図るため、大分市環境展を実施しました。

- ・環境にやさしい自動車の展示
- ・リフォーム作品の展示・指導
- ・エコグッズの展示
- ・うちエコ診断の紹介
- ・水生生物の展示
- ・段ボールコンポストの展示
- ・こどもエコクラブ活動紹介
- ・下水道に関する相談
- ・合併処理浄化槽模型の展示
- ・汚泥リサイクル堆肥の無料配布(500袋)
- ・ゴーヤの苗(450ポット)、アサガオの苗(150ポット)無料配布
- ・牛乳パック(20枚)とトイレットペーパー(1ロール)の交換



■環境ポスター展

1. 開催期間 平成24年6月23日～7月5日
2. 場 所 コンパルホール2階市民ギャラリー
(6月10日は環境展会場にて展示)
3. 内 容 市内小中学生と、中国の武漢市、広州市、アベイロ市の小中学生から、環境問題をテーマとしたポスター148点の応募がありました。



ガレリア竹町ドーム広場にて展示（6月10日）



コンパルホールにて展示(6月23日～7月5日)

■環境ブックの「読み聞かせ」をしましょう！運動

1. 実施期間 平成24年6月1日～30日 環境月間中
2. 対 象 市内の幼児、児童、生徒
3. 内 容 家庭、学校、図書館などで、子どもを対象とした環境関連図書の読み聞かせや紙芝居を行うことにより、子ども自らが環境問題に関心を持ち、学習し、将来にわたって環境問題について考えるきっかけづくりとすることを目的に実施しました。
4. 結 果
 - ・実施団体数 119団体
 - ・環境関連図書を集めたコーナー設置数 111箇所
 - ・環境に関する本の読み聞かせや紙芝居の実施回数 851回
 - ・対象者（幼児、児童、生徒等）の参加延べ人数 22,974人

（2）出前講座・講演会

出前講座や講演会などを開催し、環境保全に対する市民意識の高揚を図りました。

■出前講座

小学校において「環境にやさしい乗り物」に関する出前講座を行いました。

また、希望する団体を対象に公民館で「節電」や「特定外来生物」に関する出前講座を行いました。

■講演会

おおいた市民環境大学開講記念講演を行いました。

1. 開催日 平成24年9月23日
2. 参加者 142名
3. 講 師 NPO法人環境文明21 共同代表 藤村コノエ氏
4. テーマ 「今こそ、持続可能な社会に向けて ～大分からの挑戦～」



「環境にやさしい乗り物」出前講座



環境大学 開講記念講演の様子

(3) 省エネチャレンジ（日誌）

環境教育の一環として、「小中学生向け省エネチャレンジ（日誌）」の取組を地球温暖化防止月間中に実施しました。

実施期間：平成24年12月3日～9日 ※低学年は12月5日のみ

内 容：小学1～4年生（低学年）、小学5・6年生及び中学1～3年生（高学年）を対象に、節電、節水などの省エネ行動を実施し、省エネチャレンジ日誌をつける。

実施結果：

① 省エネチャレンジ日誌提出結果

低学年 53.4%

高学年 52.2%

② チェックシートにおける二酸化炭素削減量

小学生（5、6年生） 8,257kg

中学生 13,569kg

(4) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

■エコスクール整備促進の概要

地球規模の環境問題に対応するため、学校においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設（エコスクール）を整備するとともに、未来を担う子供たちが環境問題を身近に感じられる工夫を行うことが重要となっています。

このため、本市の小・中学校の施設を改築又は新增築する際は、次の3つの事項に留意したエコスクールとしての施設整備に努めています。

○ 施設面・・・やさしく造る

- ・ 学習空間・生活空間として健康で快適である
- ・ 環境への負荷を低減させる

○ 運営面・・・賢く・永く使う

- ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する
- ・ 自然エネルギーを有効活用する
- ・ 無駄なく、効率よく使う

○ 教育面・・・学習に資する

- ・ 環境教育に活用する

■エコスクール整備促進の具体的方法

本市では、主に以下の方法によってエコスクールの整備推進を行っています。

- 太陽光発電型・・・屋上・屋根等に太陽光発電パネルを設置し、発電した電力を活用する。また、太陽光発電システムの表示パネルの設置により省エネ効果を可視化する。(資料編 P 139 資 9-5 参照)
- 省エネルギー・省資源型
 - ・ 省エネ型設備・・・省エネルギー型の照明器具等の導入を図る。
 - ・ 雨水利用・・・建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、校庭の散水等の利用を図る。
- 自然共生型
 - ・ 建物緑化・・・屋上の緑化等を行うことで自然との共生を考慮した施設とする。
- 木材利用型
 - ・ 地域材等の利用・・・内外装を木質化することにより健康で快適な学習・生活空間の実現を図る。

■現在までの整備状況

本市では、以下の学校の施設についてエコスクールとしての整備を行い、国が行っている「エコスクールパイロット・モデル事業」の認定校としての指定を受けています。

認定校指定年度	学校名	事業内容
平成15年度	大在西小学校	新築 (H16 年度完成)
平成17年度	王子中学校	体育館改築 (H17 年度完成)
平成 18 年度	上野ヶ丘中学校	校舎改築 (H19 年度完成)
	神崎中学校	校舎改築 (H19 年度完成)
平成 19 年度	松岡小学校	校舎増築 (H20 年度完成)
平成 20 年度	佐賀関小学校	体育館改築 (H20 年度完成)
	佐賀関中学校	体育館改築 (H20 年度完成)
平成 21 年度	大在中学校	校舎増築 (H22 年度完成)
平成 22 年度	大道小学校	校舎改築 (H23 年度完成)
	坂ノ市小学校	校舎改築 (H23 年度完成)
	滝尾中学校	校舎増築 (H23 年度完成)
平成 23 年度	荷揚町小学校	体育館改築 (H23 年度完成)
	南大分小学校	校舎・体育館改築 (H24 年度完成)
平成 24 年度	春日町小学校	校舎改築 (H25 年度完成予定)

施策 3

地産地消と食育の推進

(1) エコ・クッキング講習会

地元の食材や旬のものを使う、エネルギーの無駄遣いをしない、調理くずをださない等、環境に配慮した料理方法等を学習しました。

(平成 24 年度実績)

親子エコ・クッキング講習会 2 回

講師 原 孝子 先生

開催日	参加人数
8 月 7 日	33 名
8 月 8 日	25 名



親子エコ・クッキングの様子



第2節 協働の体制づくりを進めます

施策1

人材の発掘、育成とネットワーク化

(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議

市民・事業者・行政が、それぞれの立場を超えて、互いに学び合いながら協働して、温室効果ガス削減に向けた各種の取組を積極的に推進するため、平成19年12月に「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置しました。

地球温暖化対策の推進に向けた各主体の、自発的かつ具体的な行動や、協働して取り組む重点プロジェクトを促進するため、市民会議を開催し、温室効果ガス削減に向けた実効性のある取組を展開していきます。

(2) おおいた市民環境大学

身近な環境問題から地球環境問題まで、最近話題のテーマを中心に、「おおいた市民環境大学」を開講しました。

(受講生数33名)

講座(計7回)では、環境について専門知識を有する方、環境活動を実践している方などを講師に招き、講義をしていただきました。

本大学では、受講生一人ひとりが各講座を通して環境についての知識を高め、自分で「考え」、受講生相互が「力を合わせ」、それぞれの環境課題の解決に向けた取組を進めていただくことを目指しています。



第2回講座 ネイチャーゲームと自然観察会の様子

施策 2

市民、事業者の環境保全行動の促進

(1) こどもエコクラブ

こどもエコクラブって？

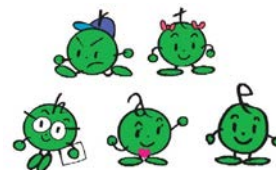
幼児から高校生まで、誰でも参加できる環境活動を行うクラブです。



何するの？

子どもたちの興味や関心に基づいて、身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組んでいます。

年 度	現 況
19 年度	9 クラブ
20 年度	10 クラブ
21 年度	9 クラブ
22 年度	9 クラブ
23 年度	8 クラブ
24 年度	10 クラブ



(2) きれいにしょうえおおいた推進事業

平成 16 年度より、モデル事業として住民の方々にお住まいの地区の里親になっていただき、お住まいの地域をきれいにさせていただくというボランティア清掃活動を開始しました。

初年度は 5 団体を選定し、モデル的に実施し、平成 17 年度からは全市域を対象に活動団体を公募し、日本一きれいなまちづくりを目指した活動を展開しています。

<対象となる団体>

すでに結成している団体や自治会、学校、会社、気のあう仲間同士で構成し、公共の場所を定期的に無償で清掃をする 2 名以上の団体。

<活動の内容>

活動回数は年 6 回以上とし、申請時に登録した活動区域内の空き缶や吸殻などの散乱ごみの清掃活動を行います。

<市の支援>

活動を行うにあたり必要な物品は市が貸与・支給します。

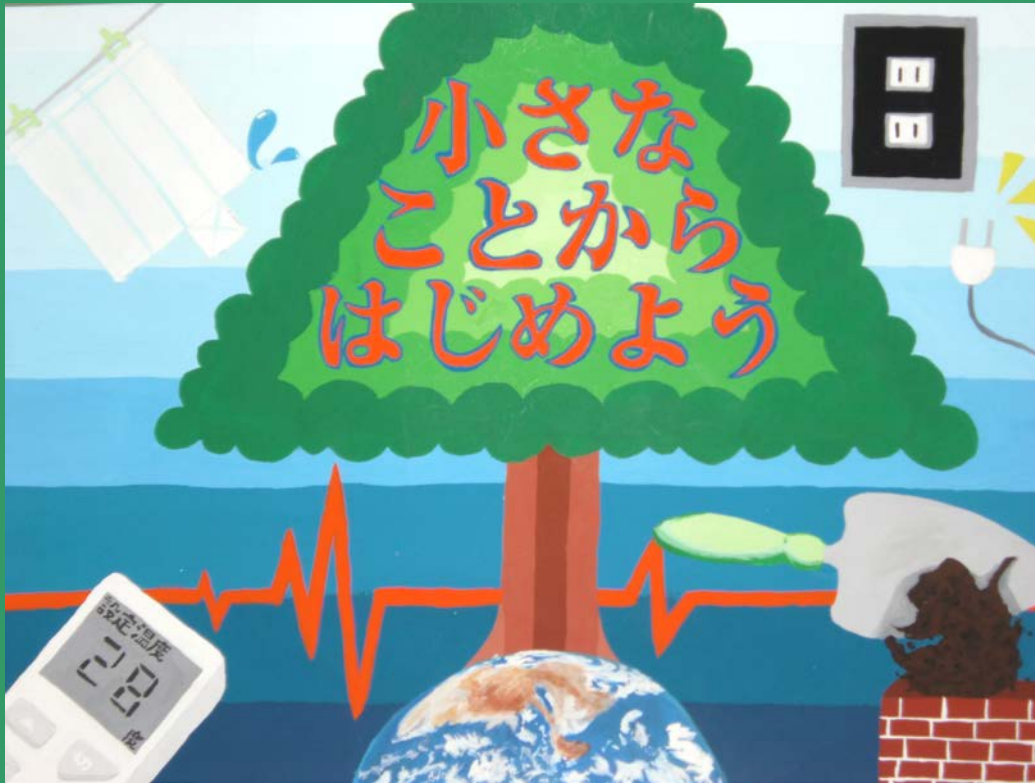
貸与物品・・・ほうき、火バサミ、ちりとり

支給物品・・・軍手、帽子、ごみ袋

	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	合計
登録団体数	145	23	23	13	21	10	235
登録者数	3,633	604	421	204	453	234	5,549

実活動数	180 団体	4,971 人
------	--------	---------

(平成 25 年 3 月 31 日現在)



第 3 部

戦略プロジェクトの推進

本市が抱える環境問題のうち、緊急かつ重要性が高く、より重点的に取り組むべき課題があります。このうち、環境への影響が懸念され、市、市民、事業者及び民間団体の協働のもとに推進することで、より大きな効果が期待できるものとして次の4つのプロジェクトがあります。

第 1 節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト

－「地球市民」としての実践行動－

第 2 節 4 R 推進プロジェクト

－「もったいない」を合い言葉に－

第 3 節 里地里山保全プロジェクト

－人の交流がはぐくむ豊かな自然環境－

第 4 節 推進ネットワーク構築プロジェクト

－市民の環境に関する能力アップと体制づくりに向けて－

上記のポスターは、平成24年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された小野南夏さん（明野中学校）の作品です。

第 1 節

地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト

- (1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動
- (2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）
- (3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の
取組の推進（市民、事業者）
- (4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）
- (5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）
- (6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）

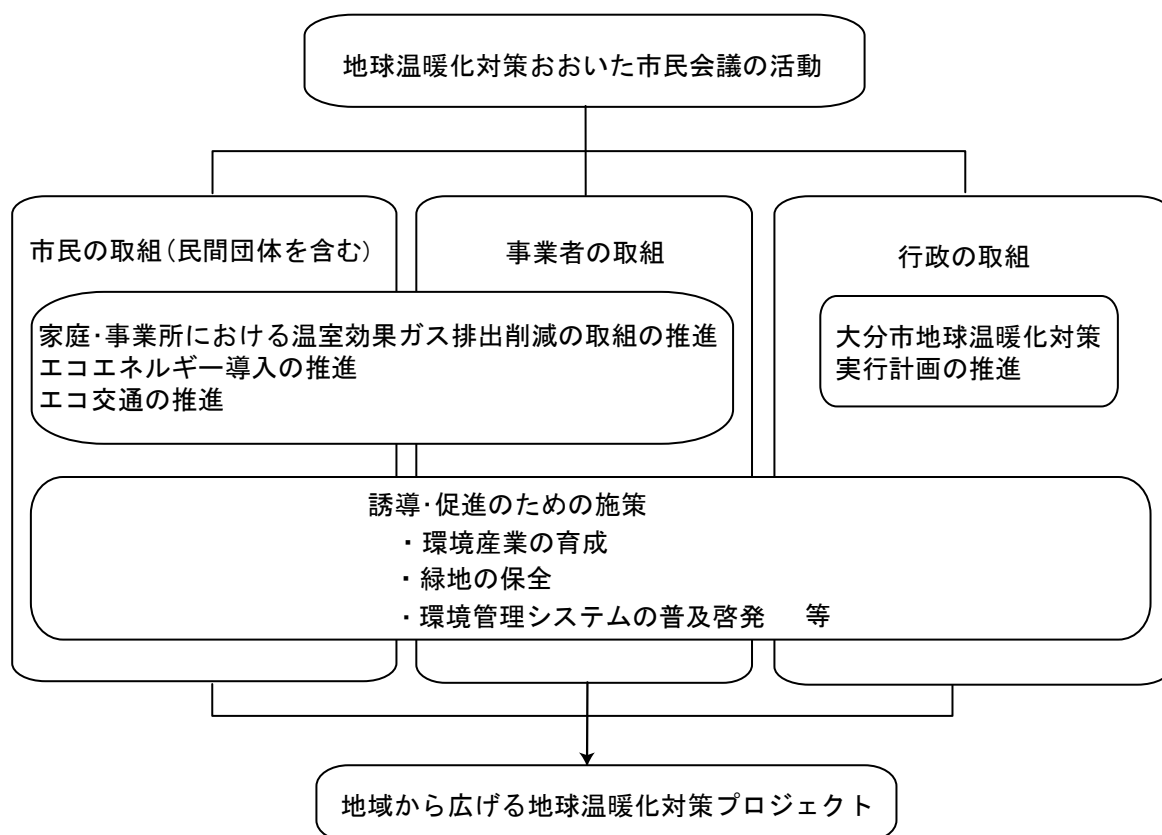


第1節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト －「地球市民」としての実践行動－

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかる重要な環境問題の一つであり、予想される影響の大きさや深刻さから見て、国際的な対応はもとより、私たちの日常生活や事業活動など身近なところから温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

このようなことから、温室効果ガス削減対策に取り組むため「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設立（平成19年12月）し、市民、事業者、行政が、家庭・事業所・地域で主体的に、また協働して環境負荷低減行動や省資源・省エネルギー行動、緑化活動など身近な地球温暖化対策に向けた取組を実践、展開しています。平成25年3月には、これまでの行動指針を見直し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

地域から広げる地球温暖化対策プロジェクトの基本的構成



(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動

- ・家庭や事業所、地域における地球温暖化対策への取組の誘導と意識啓発を図り、市民運動へと繋げています。
- ・地球温暖化対策おおいた市民会議を本市が進める地球温暖化対策の中心組織と位置付け、この市民会議の活動を積極的に推進しています。

実施状況

- 地球温暖化対策に係る協議（以下参照）を4回開催
 - ・省エネチャレンジ2012(夏)について
 - ・第4期おおいた市民環境大学について
 - ・(仮称) 大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
 - ・節電対策について など
- 「おおいた市民環境大学運営委員会」を2回開催
- 「(仮称) 大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定部会」を6回開催

(2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）

- ・平成 19 年度から、「大分市地球温暖化対策実行計画（第 2 期計画）」に基づき、市の施設や事務事業を対象に温室効果ガスの削減を総合的に推進してきました。平成 25 年度からは、平成 25 年 3 月に策定した「大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガスの削減に向けた取組を推進していきます。

- ・「大分市地球環境保全推進本部」の推進体制に基づき設置している「省エネ法・温対法部会」においてエネルギー使用量等の報告、検証を実施
- ・温室効果ガスの削減に向けた日々の職員の取組として、「エコ・オフィス運動」を推進

(3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の取組の推進（市民、事業者）

- ・日常生活（家庭）や事業活動（事務所・工場等）における省資源、省エネルギー等の実践行動を全市的な取組として推進しています。

- ・「みんなで節電」キャンペーンを実施
- ・おおいた市民一斉省エネチャレンジ2012(夏)の実施

(4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）

- ・新築、改築等にあって、エコエネルギー設備（太陽光発電、小型風力発電、バイオマスエネルギー等の導入を推進しています。

- ・大分市太陽光発電設備設置費補助事業（1kw あたり 3 万円（上限 10 万円））の開始
- ・南大分小学校改築に伴い、5.5kw の太陽光発電システムを設置

(5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）

- ・出来るだけ、公共交通機関や自転車、徒歩で移動し、自動車に頼らないライフスタイルを推進しています。
- ・環境にやさしい自動車の利用（アイドリングストップ、エコドライブ等）を推進しています。
- ・低公害車や低燃費車など、環境への負荷の少ない車の利用を推進しています。

- ・市報やホームページにエコドライブの方法について記事を掲載
- ・環境にやさしい自動車導入推進事業（電気自動車 50 台について購入助成）
- ・バスマップの配布
- ・「ヘルシー&エコ通勤ウィーク」の実施
- ・「エコ交通まちづくり教室」の実施
- ・中高生のバス利用者との意見交換会の実施
- ・日本モビリティマネジメント会議への参加

(6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）

- ・市民協働による自然の森づくりを進め、市域内の緑の保全、創出を図ります。
- ・環境管理（環境マネジメントシステム）の普及啓発に努めます。

- ・市民と協働で環境緑化のために植樹「大野川樹林帯 第4回 みんなの森づくり市民植樹祭」を実施
- ・「エコアクション21」の説明会及び大分県との合同コンサルティングの開催

第 2 節

4 R 推進プロジェクト

- (1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会
- (2) 不要なものは断る（リフューズ）
- (3) ごみの発生を抑える（リデュース）
- (4) 再利用する（リユース）
- (5) 再資源化する（リサイクル）

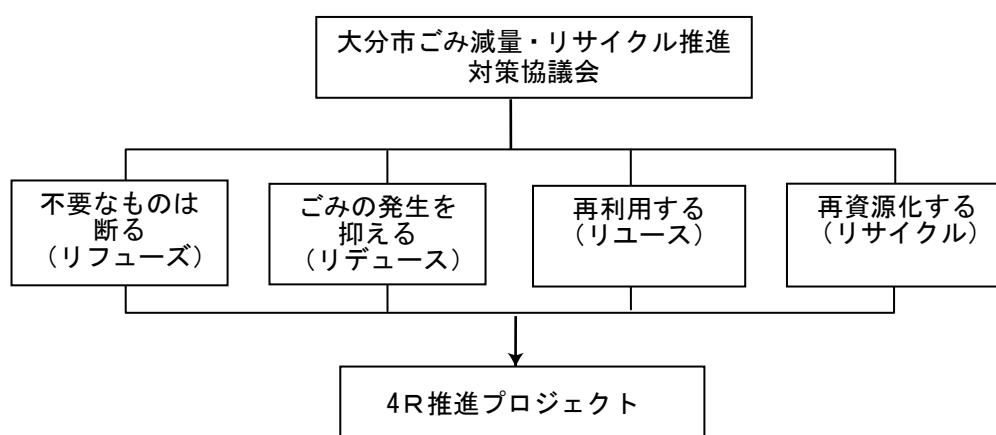


第2節 4R推進プロジェクト －「もったいない」を合い言葉に－

本市では、循環型社会の構築を推進するうえで、ごみ減量の4R「①Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、②Reduce（リデュース）：ごみの発生を抑える、③Reuse（リユース）：再利用する、④Recycle（リサイクル）：再資源化する」を実施しています。

まずごみを出さないことを基本に、「焼却」「埋立」のごみ処理システムから、「分別」「リサイクル」へと転換し、“もったいない”を合い言葉に市民との対話と協働でつくる循環型社会を目指しています。

4R推進プロジェクトの基本的構造



(1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会

- ・市民、関係団体の代表などで組織し、ごみ減量化・リサイクルの推進を図っています。

実施状況

- ・大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会の開催

(2) 不要なものは断る（リフューズ）

- ・消費者団体、量販店、商店街等と連携し、レジ袋の削減を推進し、併せてマイバッグ運動を展開しています。

- ・レジ袋無料配布の中止を実施している市内の事業者の一覧や、レジ袋収益金に係る記事等をホームページに掲載

(3) ごみの発生を抑える（リデュース）

- ・生ごみ処理機器の購入補助事業、生ごみ処理容器（コンポスト・ボカシ）の貸与事業、段ボールコンポストの支給事業を通じて、家庭から排出される生ごみの減量化を図っています。
- ・生ごみのコミュニティ回収事業として、希望する自治会や団体に生ごみを堆肥化する機械を貸与し、生ごみの再資源化を図っています。
- ・ごみ問題の本質であるごみを減らす取組として、分別の徹底を図るとともに、さらなる減量化を図るため、家庭ごみ有料化の導入についても検討を行います。

- ・生ごみ減量事業によるごみの減量効果（H24：1,079 t）
- ・他都市の事例等の調査・検討
- ・ごみ減量・リサイクルに関する説明会の開催

(4) 再利用する（リユース）

- ・フリーマーケット等を活用し、リユースを推進しています。
- ・「古着リユースコーナー」のPRを進めていきます。

大分エコライフプラザにて

- ・フリーマーケットを月1回開催
- ・古着のリユースコーナーは随時受付

(5) 再資源化する（リサイクル）

- ・子ども会や自治会などが、地域で古紙・布・缶・びん・廃食用油などを収集し、回収業者等に売り渡す有価物集団回収（廃品回収）運動促進事業を実施し、ごみの再資源化を図っています。
- ・大分エコライフプラザを活用し、各種イベント等を通じて環境意識の向上を図っています。

大分エコライフプラザにて

- ・再生家具、再生自転車の抽選会を実施
- ・エコクラフト作り等の体験教室を開催

第 3 節

里地里山保全プロジェクト

- (1) 里地里山環境への取組
- (2) 里地里山の保全・再生への体制づくり
- (3) 普及啓発・情報発信の推進



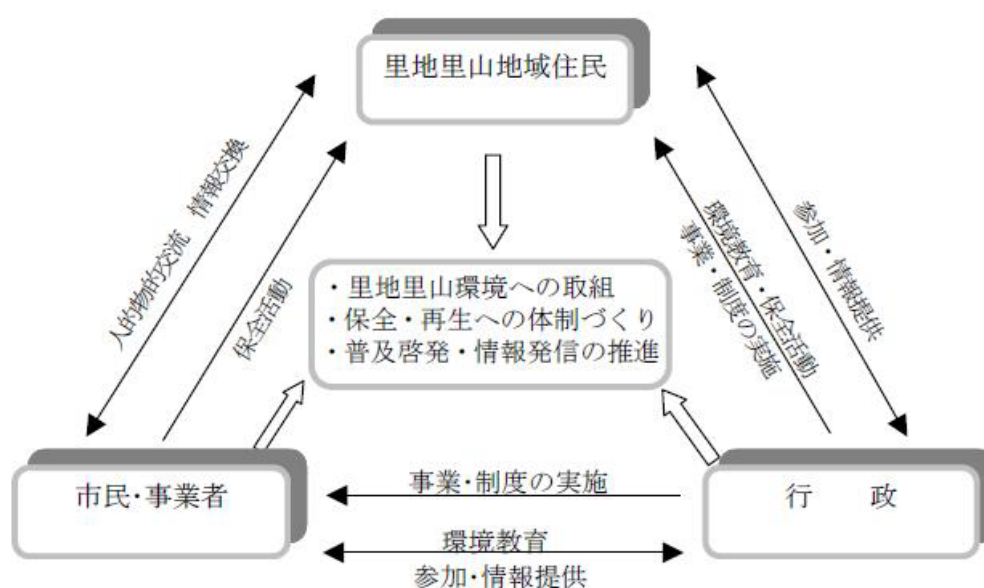
第3節 里地里山保全プロジェクト —人の交流がはぐくむ豊かな自然環境—

里地里山は、都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、人里に近い再生林（アラカシ林、コナラ林など）や育成林、水田、畑、草原、小川などの身近な自然で構成されており、多様な生き物をはぐくむ生息地域となっています。

また、里地里山は、農林産物の生産の場であると同時に、都市近郊においては、人々が自然とふれあう場としての機能を持っています。

本市では、このかけがえのない里地里山と人との新たな関係を構築し、保全と持続可能な利用を図る取組を推進しています。

里地里山保全プロジェクトの基本的構造



(1) 里地里山環境への取組

- ・下草刈り、落ち葉かき、竹の除去、炭焼き等の保全管理のための地域活動を支援しています。
- ・道路、水路、河川等の周辺環境の整備を行っています。
- ・地域の特性や個性を活かした主体的な都市農村交流活動を支援しています。
- ・地元産業を育成し、安心、安全、新鮮な地元産品の流通、消費の拡大を図っています。
- ・多様な生物が生育・生息できるように地域特性に応じた保全活動や環境に配慮した農林業の生産活動を進めています。

実施状況

- ・市管理河川の草刈りを実施したボランティア団体へ報奨金を支出
- ・中山間地域等直接支払事業の実施（活動内容：周辺農地の下草刈、水路・農道等の管理、体験農園、地元農産物を使用した加工品生産に必要な機材購入、レンゲ等景観形成作物の植付け、昆虫類の保護等多面的機能の増進）
- ・学校給食への地元農林水産物の利用推進、直販活動の推進及び団体の育成、地元農林水産物及び加工食品の広報宣伝支援、加工機器等の導入支援、加工品開発及び販路拡大支援
- ・農作物の栽培や収穫体験等の都市住民と農村集落との交流活動に対する奨励金の交付及び設備提供

（２）里地里山の保全・再生への体制づくり

- ・保全・再生の担い手の育成・確保を図るため、地域住民の集団化やリーダー養成の支援に努めます。
- ・地域の取組を支える行政、市民、事業者間の連携を密にし、協力、助け合いによる保全・再生の「地域力」を高める体制づくりを目指します。

・市民、NPO 法人、事業者、行政で構成する
「みんなの森づくり推進協議会」を設立

（３）普及啓発・情報発信の推進

- ・里地里山の価値を十分認識し、身近な自然とのふれあいの場として活用していくための仕組みづくりを図っています。
- ・身近な自然を守り育てることの大切さについて、環境学習を行っています。

・別保小学校の児童と乙津川河川敷にてハマボウを
植栽
・高田小、別保小、鶴崎小の４年生を対象に、自然
観察学習会を実施
・緑のまちづくり出張教室、緑の教室（教員対象）の
開催

第 4 節

推進ネットワーク構築プロジェクト

- (1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化
- (2) 戦略プロジェクトの推進
- (3) 人材の育成・発掘・活用

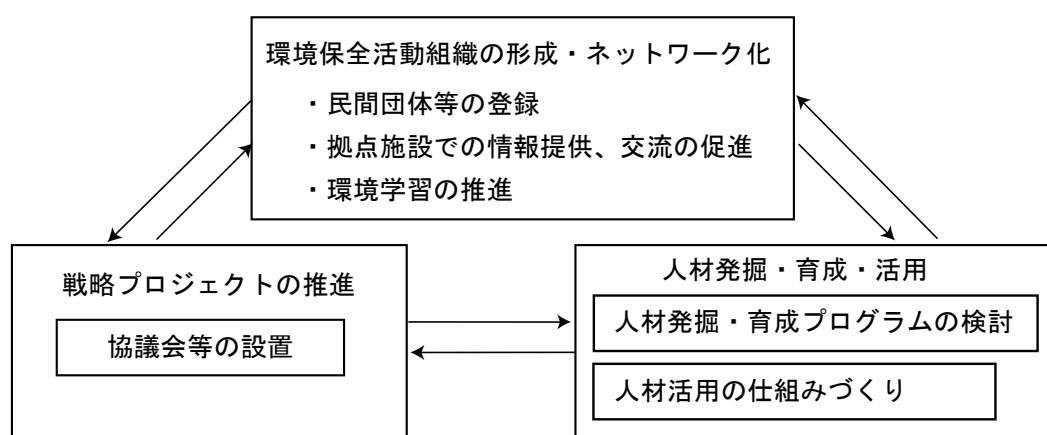


第4節 推進ネットワーク構築プロジェクト －市民の環境に関する能力アップと体制づくりに向けて－

戦略プロジェクトとして第1節から3節で掲げた内容を効果的に推進していくためには、市、市民、事業者及び民間団体による協働体制が不可欠です。また、市内には各種民間団体が地域性、ネットワークまた専門性を活かし、独自の活動を展開しており、これらの団体の地域における役割は年々、大きくなっています。そのため、これら各主体が同じ目標に向かって活動を行っていくうえでの体制づくりを進めています。

また、複雑多様化する環境問題に効果的に対処していくためには、市民・事業者一人ひとりの環境に関するより高い知識や実践力が求められていることから、人材の発掘・育成を推進していきます。

推進ネットワーク構築プロジェクトの基本的構造



(1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化

- ・環境保全活動団体等の登録を行います。
- ・拠点施設での情報提供や交流の促進を行っています。
- ・環境学習を行っています。

実施状況

- ・「大分市環境保全活動団体」の活動内容等を大分市ホームページに掲載
- ・大分市で活動している団体等が実施予定の環境イベント情報や募集情報等を大分市ホームページに掲載
- ・9月23日 第4期「おおいた市民環境大学」開講記念講演の実施

(2) 戦略プロジェクトの推進

- ・各プロジェクトについては、推進のための協議会等の設置を行います。登録された環境保全活動団体の情報などにより、より実践力のある組織を検討します。

- ・地球温暖化対策おおいた市民会議を年4回開催
- ・ごみ・減量リサイクル推進対策協議会を年1回開催
- ・みんなの森づくり推進協議会を設立

(3) 人材の育成・発掘・活用

- ・人材育成のための研修会等を行っています。
- ・資格制度の導入等の検討を行います。
- ・人材の活用の仕組みづくりの検討を行います。

- ・「第4期おきいた市民環境大学」を開設し、年7回の講座を実施
- ・講座を5回以上受講した方（修了者）20名に対し修了証書を授与
- ・環境大学修了者等に対し、環境保全活動団体の取組等を紹介し、加入の促進を行った。